

平成27年第7回山江村議会12月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	12月 9日	水	本会議	議会議事堂	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・提案理由説明 ・議案審議
2	12月10日	木	本会議	議会議事堂	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問
3	12月11日	金	本会議	議会議事堂	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

1 2 月 9 日 (水)

平成27年第7回山江村議会12月定例会(第1号)

平成27年12月9日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報告第 2号 | 株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会委員長報告 |
| 日程第 4 | 発議第 2号 | 議会活性化調査特別委員会設置の決議について |
| 日程第 5 | 議案第50号 | 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて |
| 日程第 6 | 議案第51号 | 山江村政治倫理条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第52号 | 山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第53号 | 山江村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第54号 | 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第55号 | 山江村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第56号 | 平成27年度山江村一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第12 | 議案第57号 | 平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号) |
| 日程第13 | 議案第58号 | 平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第59号 | 平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号) |
| 日程第15 | 陳情第 1号 | 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情 |
| 日程第16 | 陳情第 2号 | 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書 |

日程第 17 要望第 2 号 貴当局より発注される建築事業に関する設計・監理業務
を人吉球磨建築設計事務所協会の会員に委託する要望に
ついて

日程第 18 要望第 3 号 駐車場・公衆トイレの整備についての要望書

日程第 19 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番 赤 坂 修 君	2 番 横 谷 巡 君
3 番 森 田 俊 介 君	4 番 西 孝 恒 君
5 番 立 道 徹 君	6 番 谷 口 予志之 君
7 番 秋 丸 光 明 君	8 番 中 竹 耕一郎 君
9 番 秋 丸 安 弘 君	10 番 松 本 佳 久 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新 山 孝 博 君

5. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	教 育 長 大 平 和 明 君
総 務 課 長 豊 永 知 満 君	税 務 課 長 福 山 浩 君
企画調整課長 北 田 愛 介 君	産 業 振 興 課 長 蕨 野 昭 憲 君
健康福祉課長 平 山 辰 也 君	建 設 課 長 白 川 俊 博 君
教 育 課 長 山 口 明 君	会 計 管 理 者 中 山 久 男 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 迫 田 教 文 君	代 表 監 査 委 員 木 下 久 人 君

開会 午前10時00分

議長（秋丸安弘君） おはようございます。

平成27年度第7回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

それでは、9月18日の定例議会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告につきましては、お手元に配付してございます主なものにつきましてをご報告申し上げます。

それでは、10月15、16日に、郡議長会管内主軸事業上京要望について、中央省庁に行ってまいりました。それに関しましては、大変山江村が要望が多うございましたので、山江村の関連要望が12ありまして、それを一応報告いたします。

まず第1に、総合公園整備事業について、G空間情報を活用した防災システム構築事業について、防災行政無線デジタル化に係る財政支援について、山江村活性化支援交付金事業について、ふるさと名物応援宣言に関する財政支援について、国営川辺川土地改良事業推進安定した農業用水の確保等について、林業振興施策の拡充・強化について、野生獣類被害対策総合的継続的な被害対策推進について、地産地消推進に向けた学校給食食材の安定供給の支援について、公営住宅整備促進について、簡易水道整備について、最後に、道路整備事業推進について、これは主なものでございますけども、坂本人吉線の道路整備事業促進、それと相良人吉線道路整備事業促進、その他もろもろでございます。この12議案を各省庁に要望してまいりました。

続きまして、10月19日、福岡県町村議会議長会の役員の方が、当山江村に研修においていただきまして、私と副議長、総務委員長で対応したわけでございます。

10月26日、県道相良人吉線改良貫通促進期成会要望活動につきましては、熊本県庁におきまして、私、経済常任委員長が参加してまいりました。

10月27日、熊本県町村議会議員研修が益城町文化会館でありまして、全議員が参加しております。その後、上京してまいりました。それは、平成28年度主軸事業に対する要望でございます。この件につきましては、後で副議長のほうが詳し

く説明すると思いますので、よろしく申し上げます。

11月11日、12日、第59回議長全国大会が東京NHKホールでございました。それに対しまして、宣誓いたしまして、その後決議をいたしました。その決議内容を報告したいと思います。東日本大震災からの復興及び大規模災害対策等の確立を期する、地方創生の推進を期する、分権型社会実現と道州制導入反対を期する、町村財政の強化を期する、議会機能を強化する、農林水産振興対策の強化を期する、中小企業振興対策の強化を期する、環境保全対策推進に期する、情報化施策推進を期する、地域保全医療の向上及び医療保険制度の改善を期する、少子化対策推進及び社会福祉対策強化を期する、教育文化の振興を期する、交通及び生活環境の整備促進を期する、消防体制の強化を期する、国土政策推進を期する、基地対策の推進を期する、過疎・豪雪及び離島等の特別地域の振興を期する、以上を決議してまいりました。

11月23日、万江川水源の森植樹活動が、万江今村地区で行われまして、140名ほどの参加者がございました。

それと12月4日、山田小学校ICT研究発表会が山田小学校でありまして、全議員が参加しております。各県内外から320名ほどの参加者がおられまして、大変注目されているところでございます。

以上をもって、報告を終わります。

次に、一部事務組合の議会が開催されております。関係議員の報告を質問席からお願いします。

なお、手元に資料が配付されております。

人吉球磨広域行政組合議員、6番、谷口予志之議員の報告をお願いします。

谷口予志之議員。

人吉球磨広域行政組合議員（谷口予志之君） おはようございます。

それでは、6番議員谷口より、一応人吉球磨行政組合の分についてご報告をいたします。

まず、9月29日、30日に実施されました人吉球磨広域行政組合議員による視察研修、また11月27日開催されました平成27年度第4回人吉球磨広域行政組合定例会に、一応森田議員とともに出席をしておりますので、この2件についてご報告いたします。

まず、人吉球磨広域行政組合議員による視察研修についてでございますけれども、これは9月29日から30日の1泊2日で実施をされております。この視察研修は、人吉球磨広域行政組合で運営しております湯前町の特別養護老人ホーム福寿荘が建設から43年を経過し、施設全体の老朽化が顕著であることと、運営面にお

いても構成市町村が策定する第6期老人福祉及び介護保険事業計画を踏まえ、団塊の世代が後期高齢者を迎える2025年問題、また認知高齢者の増加等も視野に入れながら福寿荘の今後のあり方を検討するというようなことが必要ということで、この運営の参考にするために達したような経営を持つ特別養護老人ホーム、今回は熊本県の菊池市のつまごめ荘と山都町の矢部大矢荘、また福岡県の洸寿園の3カ所の特別養護老人ホームを研修してきましたので、ご報告いたします。

次に、定例会でございますけれども、これは11月の27日に開催をされております。第4回でございます。

日程第1で、会議録署名議員につきましては、人吉選出議員の井上光浩議員と豊永貞夫議員が指名をされました。

日程第2の会期の決定につきましては、11月20日の議会運営委員会で決まりました11月27日を開会、28日から12月24日までを休会とし、12月25日までとすることに決定をしております。

日程第3は行政報告で、代表理事の松岡人吉市長から、28年7月の定例会以降の定例理事会の審議等について報告をされました。

日程第4、認定第1号から日程第6、認定第3号までの一般会計及び特別会計の3件は、平成26年度の歳入歳出決算認定でありまして、決算特別委員会をつくっておりますので、その五木村議員の山本豊特別委員会委員長より審議結果について報告がございました。委員長報告のとおり、全員異議なく原案のとおり認定することにいたしております。

日程第7、議案第15号、平成27年度一般会計補正予算（第2号）、日程第8、議案第16号、平成27年度特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）、日程第9、議案第17号、平成27年度一般会計経費の負担金の総額の補正（第2号）、日程第10、議案第18号、人吉球磨広域行政組合職員の再任用に関する条例の制定については、4議案を一括し、執行部の提案理由説明を受け、日程第10、議案第18号を除く3議案につきましては、原案のとおり当日可決して、1日目は散会となりました。最終日の12月25日に一般質問と、残りました日程第10、議案第18号を審議予定でございます。

以上、人吉球磨広域行政組合の第4回、また視察研修についての報告を終わります。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、10番、松本佳久議員より報告をお願いします。松本佳久議員。

人吉下球磨消防組合議員（松本佳久君） おはようございます。平成27年11月3

0日に、平成27年11月第3回人吉下球磨消防組合議会定例会が行われておりますので、その報告を申し上げます。

人吉下球磨消防組合は、人吉市、錦町、五木村、相良村、球磨村、そして山江村の1市1町、4村で構成している一部事務組合です。現在の代表管理者は、山江村長内山慶治氏が兼任されております。議会議員は、人吉市から3名、ほか各町村1名、合計8名で構成しております。

お手元に配付資料のように、議案第1号は、平成26年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。通常、人吉下球磨消防組合は約10億円で運営しておりますが、この26年度事業につきましては、平成25年度からの繰り越し事業、消防救急デジタル無線活動波整備事業約6億円、それから特殊水槽付消防ポンプ自動車整備事業、総額約5億円等が加わりまして、歳入歳出それぞれ15億円と少しでありました。歳入は15億1,667万6,207円、歳出は15億307万3,351円でありました。実質収支額は1,360万2,856円という決算でございましたが、いずれも原案のとおり可決しております。決算は認定しております。

議案第2号は、平成27年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算(第1号)でありましたが、主に先ほどの繰越金を歳入歳出に繰り入れております。締めまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,004万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,420万4,000円とするものであります。いずれも原案どおり可決しております。

その後、一般質問が行われ、私から九州自動車道での事故等に対する救急出動について、また人吉下球磨消防組合の長期計画について、そして上球磨消防組合との広域化計画について質問しております。中山消防長や内山代表管理者から答弁をいただいたところです。

以上、報告を終わります。

議長(秋丸安弘君) 次に、各委員会等より研修報告がありますので、質問席から報告をお願いいたします。

まず、平成28年度主軸事業上京要望報告をお願いします。

8番、中竹耕一郎議員。

総務常任委員長(中竹耕一郎君) おはようございます。議会の要望につきまして、報告をさせていただきます。

去る10月27日から28日にかけて、全議員で平成28年度の主軸事業の要望活動を行いました。27日、熊本県の町村議員の研修会が行われましたので、それを利用いたしまして、研修会終了後、早速夕方でしたけれども上京をいたしま

して、翌28日午前中に衆議院議員金子代議士、それから午後には参議院議員松村祥史氏、それから馬場成志氏に対し要望を行ったところであります。併せて、要望には村長も同行をいただきました。

要望案件につきましては、先ほど議長が申し上げましたとおり、公園整備、公営住宅の整備等々、全12件の主軸事業、主な28年度の主軸事業について、大変厳しい財政状況の中でありますけれども、格段のご支援をお願いしますということで、時間をかけ丁寧に要望し、夕方帰途をいたしました。

内容につきましては、かいつまんで申し上げますと、総合公園整備事業、それからG空間情報を利用した防災システム、それから防災行政無線の老朽化しておりますので、このデジタル化に伴います財政支援、それから山村活性化支援交付金、これは地域資源の消費拡大や販売促進、それから付加価値向上を図るための交付金事業であります。それから、中小企業地域資源活用促進法に基づくふるさと名物応援宣言に関する財政支援、これは3,000万円の事業枠で要望してあるところであります。それから国営川辺川事業、それから林業、造林補助ですね、それからシカ・イノシシ等の被害に対する防止対策の総合的な支援、それから学校給食食材の安定供給支援について要望いたしております。そのほか、公営住宅の整備促進、それから簡易水道、尾崎地区に拡張します簡易水道の整備事業、それから道路、村内の各種県・地方道、町村道の整備に必要な予算の確保をお願いしてきたところであります。

以上、報告を終わります。

議長（秋丸安弘君） 次に、経済建設常任委員会より報告をお願いいたします。

6番、谷口予志之議員。

経済建設常任委員（谷口予志之君） 「森林・林業・林産業活性化九州大会」が10月20日に、鹿児島県の鹿児島市民文化ホールにおいて開催されまして、私と横谷議員と参加しましたので、ご報告をいたします。

この大会は、森林・林業活性化促進議員連盟九州連絡会議が主催し、1年ごとに九州各県を回して森林・林業の活性化を図る目的で開催をされております。今回は鹿児島県でございましたけれども、「林業の成長産業化～地方創生を目指して」という演題で、前林野庁長官でありました沼田正俊氏による基調講演と、鹿児島県生まれの落語家、三遊亭歌之介師匠による「私も鹿児島県材で家をつくりました」という演題で記念講演があり、最後に大会決議文を採択し閉会となりました。

以上、報告いたします。

議長（秋丸安弘君） 次に、議会広報編集特別委員会より報告をお願いします。

5番、立道徹議員。

議会広報編集特別委員会委員長（立道 徹君） それでは、5番議員、立道が広報編集特別委員研修報告をいたします。

出席者は、森田議員、立道の2名で出席させていただきました。期日は、平成27年10月20日から21日の2日間で、東京都千代田区のシェンバッハ砂防会館で行われました。

研修内容としまして、20日の第1日目は、2名の方の講師で議会広報紙の文章「伝える広報から伝わる広報へ」という内容でございました。なぜ文章がわかりにくくなるのか、また2点目にわかりやすく書くテクニック、3点目に伝わる文章の書き方という研修で、次に、「思わず手に取る読みたくなる議会だよりを目指して」という科目で、議会だよりの目的とか紙面の工夫、また住民参加の紙面作りに向けてという内容で研修させていただきました。

2日目がですね、「優良議会広報クリニック」という科目でございました。特に、優良議会広報クリニックの紹介がありました。こういう優良議会広報クリニックで賞をいただくところはですね、やはり相当な金額をかけて作成されてるみたいでございます。

まとめとしまして、この研修に参加させていただいて、まず読まれるような文章づくり、また注目されるようなインパクトのある文章、そして文章を長々と書かない、読まれる人の気持ちを考える、目的ある議会だより、決められた予算での活動ですが、委員全員が目標を持って取り組んでいくよう努力させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長（秋丸安弘君） それでは、村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。

村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。議長には発言の機会を与えていただきありがとうございます。

本日ここに、平成27年第7回山江村議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様には全員出席いただく中に開催できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

それではまず、先般の議会後の行政報告の主なもののみを行わせていただきたいと思います。

9月の24日であります。山江村教育総合会議が開催をされております。これにつきましては、平成27年4月1日、今年の4月1日から地方行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律ができております。これは、地方行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との、村長との連携強化を図りなさいということでありまして、地方に対する国の関与の見直しを行われたということ

でありまして、首長が招集をしながら山江村の教育総合会議を行うというようなことにおきまして、第1回目の、その教育総合会議を開催したところであります。

9月の27日ではありますが、やまえ栗まつりを開催をいたしております。株式会社やまえ主催ということでもありますけれども、たくさんの方、おいでいただきながらにぎわった祭りでありました。これには県の補助金も活用させていただいております。

それから、こここのところ国営川辺川総合土地改良事業を締めるに当たって、もろもろの動きが起きております。10月2日及び10月7日には、6市町村の会議が行われております。いよいよこの事業を締めるに当たって、農家説明会に入る前の条件を整備しているという状況であります。国営川辺川総合土地改良事業は、その国営をやめるということをして26年の8月に決定しておりまして、それに伴う動きの一連であります。これから農家の負担等々が出てまいりますので、前回示しました農家負担がそれ以上ですね、高くならないところを目指しながら、その案を示し農家説明会に入っていく。国・県・市町村の今調整をやっているというところがございます。

それから、10月の6日、鷹乃産業の件につきましては、いろいろお世話になっているところでありますけれども、農業参入として協定の調印式を行っております。

それから、10月14日でございます。人吉球磨が日本遺産に認定されたという記念の事業として、美術館のほうで、これは県立美術館のほうで「仏の里と相良名宝 人吉球磨の歴史と美」という名宝展が行われております。その開会式、オープニングセレモニー、開会しております。本村からも合戦ノ峰観音等々の出品があったところでもあります。

それから、10月16日は、全国へき地教育研究大会の熊本大会がございました。会場は、山江村万江小で少人数学級の研究大会が行われたということでありますけれども、参加者も大変多くですね、少人数学級ながらの、また創意工夫をされた万江小の授業の展開といたしますか、に皆様方興味を示されながら帰られたというように思ったところであります。

それから、同じく16日は、柚子の新商品開発プロジェクト会議を行っております。昨年から何回となくこの新商品を、柚子を中心とした開発をしているわけがありますけれども、粉末にしながらか調味料としての可能性を今図っているところであります。おおむね商品としては完成感がありますけれども、あとはいろんな人に食べてもらいながら、そのモニタリングといたしますか、調査を行うようにしていくことになっております。

それから、10月23日ではありますが、第3回目になります山江村総合戦略策定委員会、いわゆる「まち・ひと・しごと」の総合計画を作っておりますが、3回目を作ったということでもあります。内容につきましては、一般質問等々で出ておりますので、そのとき詳しくご説明をさせていただければと思います。

10月25日が山江村文化祭が開催されております。

それから、その足で私は人吉下球磨消防組合の職員採用2次試験に立ち会っております。今年は本村からの採用はなかったということですがけれども、3名の方、消防組合に採用したということでもあります。

10月26日でもありますけれども、山江村の地域活性化協議会といたしまして、先ほど学校給食の地産地消の件につきましては、議員の皆様方の合同要望の中でいろいろお世話になっているところでもありますけれども、第1回目の学校給食の会議が行ったということでもあります。今後、5年間ですね、その地産地消の体制をつくるためにいろんな研究をしながら、またメニューあたりも開発しながら進めていくということになります。いわゆる学校側の栄養士さんが給食のメニューを出したときに、その食材に毎日毎日対応できる体制をとっていくということでもありますから、相当手間暇のいるシステムといえますが、作業になります。協議会の委員としては、山江村の認定農業者会、それから山江村機械利用組合、それから山江村の環境保全型農業推進協議会の代表の方、山江村の社会福祉協議会、山江村の学校長会、そして山江村の学校栄養教諭、それから山江村の学校給食調理委員会、山江村物産館、そして農業法人である山江元気村等々が委員になってもらいまして、いろんな協議を、3者ですね、基本的に協議を進めていくと、進めることになっております。

それから、10月27日から28日ですが、四期成会の合同要望が行われましたので上京いたしました。その折に、ちょうど28日は先ほど報告がありましたとおり、山江村議会議員の皆様方が国会議員要望を行われたということでもありますので、私も同行させていただきました。議員の皆様方には、大変お世話になったところでございます。

それから、10月31日、山江猟友会の総会に参加をいたしております。10月1日から猟期が始まるということを前にしての総会であったわけでもありますけれども、有害鳥獣被害がいろんなところから叫ばれる、またその声が上がってきている中であって、今年の捕獲実績をしてみますと、昨年度はシカが、1,102頭に対しまして、本年度は9月末までが381頭、サルにつきましては43頭、昨年度実績あったわけでもありますけれども、今年が9月までで21頭、イノシシにつきましては、昨年度が393頭の実績に対しまして、150頭という実績であります。ず

いぶんシカの捕獲が減ったのかなという気がいたしてありまして、里部にずいぶん下りてきている気がいたしてあります。ただ、猟期に入るわけでありますから、その特にシカの捕獲についてもお願いをしたところでございます。

11月2日であります。これは、人吉球磨の地域公共交通の活性化協議会が行われました。現在、人吉球磨管内、いわゆるくまがわ鉄道、肥薩線、それから管内の路線バス等々を有機的にですね、効率的に結ぼうというような計画が進められております。山江村でも、その公共交通のですね、山江村の公共交通の活性化協議会持っておりますけれども、実はこの人吉球磨のほうとすり合わせるために、今一旦中断をしているところであります。これが人吉球磨の公共交通活性化協議会の具体的なその動きが見えてきましたらですね、そこにいかに山江村のまるおか号等々の公共交通をつなぐかという検討に入らせてもらいたいと思っております。

それから、11月4日であります。この日は、西日本高速道路ロジスティックス株式会社でありますけれども、これに物産館が出しておりますサービスエリアの栗まんじゅう及びびっ栗だんごの価格交渉に行っております。今年は栗がずいぶん少なかったということでありまして、8割ほどの被害があったということでありまして。従いまして、栗の価格も相当上がっておりますし、各場所場所で栗まんじゅうを販売する価格もまちまちになってきておりますから、栗まんじゅうの価格を上げると、高速道路の販売をですね、という交渉をしてきております。了承をしてきております。

それから、11月6日につきましては、私、毎年行っておりますが、熊本学園大学において山江村の地域づくりについての講義をしてきたところであります。

それから、11月の10、11日でありますけれども、これは茨城県つくば市で行われましたICT教育全国首長サミットにパネリストとして参加をしてきました。全国のICT教育に積極的に、またモデル的にですね、先進的に取り組まれる首長の市町村が集まって、その事例を発表したということでありまして。私も発表後、40枚ほどのですね、名刺を交換させていただきました。非常に山江村の、またICT教育に、小学校のICT教育に興味を示してもらっているなということを感じておるところであります。その中で、実は来年の5月に開催されますICT教育の全国のイベントでですね、これは東京のビッグサイト有明というところのビッグサイトで行われます、何か3万人ぐらい参加される大きなイベントだそうなんですけれども、そこで何か私に講義をしてくれと、講演をしてくれということも頼まれたということにつきましては、やはり山江村のICT教育の成果がですね、しっかり出ているということが全国的に認められているんだなということを感じたわけでありまして。

それから、11月の12日ではありますが、消防団の協力事業所表示証の交付式を行っております。今回は、中央設備のほうが消防団の協力事業所として認定をいたしまして、その交付式を行わせてもらったということでもあります。積極的に消防団員を職員として採用すること、また消防団のいろんな事業に協力をしてもらおうというようなことでの表示証を交付させてもらったということでもあります。

11月12日から産業祭関連のいろんなイベントが始まりました。12日がゲートボール大会、13日がかかしコンテストの審査会、13日が球磨拳大会と行われ、15日にやまえ産業振興まつりが開催されたところでございます。今年はジェロという歌手がまいりまして、天候にも恵まれ、本当にたくさんの方来ていただいたということでありました。

11月16日、簡易水道整備促進のですね、全国大会に参加し、翌日、簡易水道の要望活動を熊本県の国会議員と厚生労働省に行っております。これにつきましては、先ほど報告がありましたとおり、尾崎地区に簡易水道を、尾崎地区の椎谷に簡易水道を伸ばすという要望をしてきたところであります。

11月18日が全国町村長大会でございました。議長、先ほど項目を述べられましたけれども、町村長大会でも地方創生をはじめ9項目の決議をいたしまして、その決議に基づき総理大臣をはじめ関係大臣に要望活動を行ったということでもあります。

19日が全国山村振興通常総会、国保制度改善の強化の全国大会に行きまして、その後、山江村の農業委員会の先進地研修に同行いたしました。特に、11月20日の日には、長野県小布施にまいりまして、私、ちょっと小布施に一人泊りましてですね、いろんな意見交換をさせてもらったということでもあります。行く度にずいぶん小布施町変わるなという気がしております。いろんな街並みの風景も変わっていましたが、金曜日ということでしたけれどもたくさんの観光客が町を散歩されておられる。120万人の観光客が訪れられるということではありますが、その小布施の課題は、何かイベントをすると国道が渋滞して動かない。また、観光客の人たちがたくさん来られるから駐車場が足りない、間に合わないというような課題がある。うれしい悲鳴だなと思いながら聞いてきましたけれども、そういう状況であります。栗生産農家の方々との意見交換会もやりました。小布施は60ヘクタールを90ヘクタールに増やし栗の増産を図られております。ただ、栗の増産とともに、あそこの栗菓子屋から品質の低下を指摘されているということでもあります。土壌の改良や剪定や、その高品質を保つための技術を模索されているというようなことでもあります。そういうことも含めて、私泊まって市村町長と意見交換をしたわけでもありますけれども、その中において、東京に小布施町がアンテナショップをもつ

ておられました。そのアンテナショップに山江村から野菜を出してもらえないかという要請を受けたわけであります。もちろん、山江村にも小布施に、長野県にない野菜たくさんありますので、その野菜を出したいと思うのですが、ただ小布施のアンテナショップに何で九州の山江村の野菜が並ぶんだということになりますから、小布施町と山江村で姉妹都市の友好都市を調定させてもらえないかというようなことを申しあげましたところ、快諾をもらっております。今後、それにつきましているんな動きをしていきたいと思っておりますけれども、先ほど申しあげました栗の生産をしっかりとやること、また栗の加工品をですね、いろんな研究を連絡調整しながらやること、それから流通に対しての研究を共同にする等々、本村にとりましても非常にメリットが多いというふうに判断をしているところであります。ある意味では産業活性化の降臨の一端になればなと思っております。

それから、11月25日につきましては、先ほど申しあげました第2回目の山江村地域活性化協議会、学校給食の会議を行っております。

11月26日ではありますが、第4回の山江村総合戦略策定委員会を行いまして、これで一旦62の事業が「まち・ひと・しごと」の総合戦略が出来上がったと。これからいろんな事業を興しながら、その顧みながら戦略を見直しながらも進めていくということになります。

そして、12月1日から2日にかけて、来年度の管内主軸事業要望に町村会として上京してきました。上京してきた内容は、先ほど議長若しくは副議長から申されたとおり、山江村の28年度興そうという事業につきまして、郡内の町村長と一緒に要望してきたところであります。

それから、12月3日におきましては、県農業振興局の農林部との部長以下、課長と山江村の農業の振興についての意見交換会をさせてもらったところであります。

12月4日ではありますが、「ICTを活用した未来の学校創造プロジェクト」として、山田小学校が独自に研究発表会を行われたということであります。やっぱり、これもまたずいぶんびっくりするわけでありますけれども、330名を超える方々が、北は北海道、南は鹿児島から集まってきておられます。普通ですね、その教育事務所長あたりに聞きますと、こういう発表会は100人程度ということでありますけれども、その3倍を超える人たちが集まってこられたということでありまして、相当の成果を出して、先ほど申しあげましたとおりということであろうかと思っております。ただ、この件につきましては10年をスパンとして進めるということでありますから、2020年まで、そのICT教育につきまして、またこのICTがですね、観光に結びつくような方策も含めて、また移住定住につながるというよう

なことも、可能性も図っていききたいと、模索していききたいと思っております。

12月6日、消防ラッパ吹奏大会がございました。個人の部で、野口さんがですね、準優勝という結果でありました。はじめて私最後まで見させてもらいましたけれども、非常にそれぞれ緊張の中にですね、頑張っている各市町村のラッパ手の皆さん方の姿を拝見させてもらったということでもあります。

それから、12月7日が県道坂本人吉線改良促進期成会ですね、これ山江村と八代市と県南広域本部、八代市の土木部長、それから振興局の土木部長、ほか関係者、14、5人だったわけですけれども、県道坂本線をずっと歩いてみました。今はですね、もう前回20年に、7年前に行ったときは袋小路だったわけですけれども、私設林道がつながっております。従いまして、今は貫通はしております。私設林道と八代側の、八代坂本側の営林省の林道がつながっております。従いまして、歩いてそのまま坂本側に下りて、弁当食って最後まで下りて帰るということでありました。ただ、県道の道路企画に当てはまるということになりますと、道路の総延長を含め、そのもろもろの管理の問題等々が出てまいります。平成20年度当時につきましては、6案をですね、どこを通すかということで6案を提示していただきましたけれども、改めてこれはトンネルを掘ったが一番近いんじゃないかなろうかというような話も出ております。ただ、非常にこういう財政状況の中に簡単にトンネル掘れというような話は通りませんけれども、しっかりその第7案としてもですね、その話もしゃべっていききたいと思ったところでもあります。

それから、12月8日、昨日でありますけれども、ローソンと山江村と共同でモンブランを作りました。これは、九州の1,200のローソンの店舗で一斉に昨日から販売されるということでもあります。今年は山江栗モンブランとして出したかったわけですけれども、ご案内のとおり農協出荷が20トンしかなかった、材料がそろわなかったということでもありますから、モンブランの渋皮煮は山江栗を使いましたけれども、ペースト部分は球磨栗を使いましたので、球磨栗のペーストを使いましたので、今年は球磨栗のモンブランの新商品の記者発表を昨日行わせてもらいました。山江村で行わせてもらったということでもあります。これは、来年以降はですね、もう一緒にやりましょうというようなことでございます。またある程度の量をまとめてやりましょうかという話を、そのローソンの九州の支店長とやっているところでもありますから、来年は山江栗だけのモンブランを出していけたらということが、やはり九州各地の消費者に本当に山江村が栗のおいしい生産地だということをPRできる良き機会だと、物産振興の良き機会だと捉えているところでもありますので、長い目でそういうことも含めて取り組んでいけたらと思っておりますのでございます。

以上、諸般の報告を少し長くなりましたが、申し上げます。

あと、最後になりますけれども、私は今年の元旦に地方創生の動きがありましたので、その動きに合わせて山江創生元年と志を立て、そのことを申し続けてまいっております。国では地方創生に加え、1億総活躍社会への新しい胎動の真ただ中にあります。しかし、山江村の現状に目を向けていきますと、台風15号の被害に遭われた方々が所得のずいぶんを減らしておられる現状があります。木材もまだまだ価格が低迷しておりますし、今後ますます進んでいく高齢化、介護社会への対応、また子育ての不安を抱えていらっしゃる方々もたくさん、その声が聞こえてきます。山江村の産業の振興、福祉の充実、生活環境の整備や新しい社会へ向けての環境整備と人材育成等々、本村もこれまで経験したことのない課題が出てきていると、抱えているというふうに感じます。山江の村民の方々がお年寄りも若者も、そして子どもたちもそれぞれが安心して暮らせて、夢と希望を抱き、加えて誇りある暮らしの実現のために、山江村のあり方を今一度真剣に考える時期が来ているのではないのでしょうか。

私は、今の山江村が必要とする課題解決のために、山江村の将来の活性化の実現のために、あらゆる政策を検討してまいります。現場をしっかりと見据え、必要とされる政策の実現に向けて、覚悟をもって全力で進んでまいります。議員並びに村民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日提案いたします議案は、人事案件が1件、条例の制定に関する案件が5件、補正予算に関する案件が4件の合計10件であります。どうぞ慎重にご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） これで、村長の行政報告が終わりました。

開会宣言

議長（秋丸安弘君） ただいまから、平成27年度第7回山江村議会定例会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（秋丸安弘君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、10番、松本佳久議員、1番、赤坂修議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、12月3日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議がなされております。

議会運営委員長の報告を求めます。

10番、松本佳久議員。

議会運営委員長（松本佳久君） 平成27年第7回山江村議会定例会につきまして、去る12月3日、午前10時から議会運営委員会を開催し、本議会全般について協議し、日程を決定しております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日9日から11日までの3日間としております。本日、開会、提案理由の説明、午後から議案審議となっております。2日目、10日は一般質問で、終了後散会としております。なお、6名の議員から通告がなされておりますが、発言の順序はくじ引きにより決定しており、時間については、質問、答弁含めて60分となっております。3日目、11日に質疑・討論・評決を行い、閉会ということに決定をしております。

以上、報告を終わります。

議長（秋丸安弘君） これで、議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長の報告のとおり決定いたします。

日程第3 報告第2号 株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会委員長報告

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第3、報告第2号、株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会委員長報告についてを議題とし、委員長の報告を求めます。

10番、松本佳久議員。

株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員長（松本佳久君）

報告第2号、平成27年12月9日、株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会委員長、松本佳久。

株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会報告書

本件については、調査の結果次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

調査の目的、株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査を目的に調査検討するもの。

調査の経緯、委員会を4回開いております。第1回委員会、平成27年10月13日、第2回委員会、平成27年10月29日、第3回委員会、平成27年11月9日、第4回委員会、平成27年11月19日、以上の4回であります。

開けていただきまして、調査の結果を報告申し上げます。

はじめに、本委員会の調査に対し、献身的、良心的に全面的なご協力をいただいた5名の関係者、うち1名は2回出席の皆様にご心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

1、平成21年度囲炉裏設置工事について。

平成21年12月に完成した山江温泉「ほたる亭」松の間の囲炉裏設置工事は、平成21年度からの3カ年計画として策定された山江温泉ほたる活性化計画に基づいて設置されたものである。設置工事費の財源は、100%国の負担による地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、121万8,092円を支出してある。

2、平成22年度囲炉裏取り外し工事について。

平成22年度下半期に開催された山江温泉幹部職員会議にて、現場の声として、囲炉裏を取り外し宴会宿泊客を増やしたいという強い要望が上がった。山江村役場の担当課長は、「平成21年度の囲炉裏設置工事費は100%国からの交付金事業であり、山江温泉ほたる活性化計画に基づいて建設した施設なので取り外せない」と答えたが、山江温泉の幹部職員から「お客を増やすためにどうしても取り外したい」との声がたびたび寄せられたので、「取り外す場合には、囲炉裏としていつでも原状復帰できるように取り外すこと」と伝えた。平成22年度一般会計当初予算6款商工費、第1項商工費、6目温泉センター管理運営費の中に15節、100万円の工事請負費計上があるが、平成22年度一般会計補正予算（第5号）12月15日提出では、同15節に190万円の増額予算が提出されている。12月17日の質疑の中で、工事請負費の積算根拠について、担当課長は「源泉ポンプの取り換え工事費」と答弁。この件に関してほかに質疑はなく、同補正予算は満場一致で可決決定された。15節、工事請負費の合計290万円は一般財源を充当。平成22年度も年度末が近づく頃、担当課では山江温泉現場からの松の間の囲炉裏を取り外して集客し

たいとの強い声を考慮し、山江温泉センター管理運営費の中の15節、工事請負費に予算残額があるのを確認して、囲炉裏取り外し工事の工事見積もりを取り、伺い書を起案し、当時の横谷巡村長に決裁願を提出。村長は決裁欄に押印し、村内業者に工事を発注。工事は、平成23年3月23日から31日の9日間、温泉センター管理運営費15節、工事請負費の中から28万3,500円で行われた。取り外した囲炉裏は、山江温泉や村有施設に適当な倉庫がなく、山江温泉幹部職員が取り外した工事業者に保管を依頼した。囲炉裏の板材と一部の材料は取り外し工事のときに破損した。

ここで、一部訂正をお願いします。次の行の10月とあるのは、これは11月の誤りです。申し訳ございません。

なお、平成27年11月9日の第3回本委員会に提出された山江温泉総支配人の報告書には、囲炉裏設置期間と撤去後の松の間の利用状況についての記載があり、その数字を見れば撤去後の利用者は増加している。

3、9月議会、平成27年度山江村一般会計補正予算（第3号）

平成27年9月9日開会の山江村議会9月定例会に、上記の予算案が提案されたが、6款、1項、6目温泉センター管理運営費、15節工事請負費に40万円の計上があり、執行部は18日の質疑の中で、山江温泉「ほたる亭」の囲炉裏再設置工事費と答弁。この件は慎重審議すべきと、中竹耕一郎議員、秋丸光明議員から提案された上記の金額（40万円）を予備費に回す修正案は賛成多数で可決。同じく、18日に発議第1号、株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会設置の決議案が、提出者、赤坂修議員、賛成者、森田俊介議員より提案され、議会は満場一致で特別委員会の設置を可決。

4、結び。

以上のことから、株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会は、次のとおり報告をする。

平成21年度に地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して設置された山江温泉「ほたる亭」の囲炉裏は、速やかに再設置すべきものと認める。ただし、工法、設置場所等については、山江温泉現場の意見を十分に考慮すべきと提言する。

囲炉裏設置の目的は、山江温泉ほたる活性化計画に基づいた長期計画の一環であり、工事費は全額国の地域活性化・生活対策臨時交付金を充当してあったと認める。囲炉裏設置後2年も経たないうちに山江温泉現場からの強い要望を聞き、松の間の囲炉裏を取り外したほうが集客につながると判断した当時の山江村長、横谷巡氏は、囲炉裏設置工事費の全額が国の交付金事業とは知らなか

ったが、村長として決裁印を押印したことは一定の責任があると発言されていることもあり、補助金等で建設した施設の変更工事について、補助金適正化法等の法令順守の姿勢が足りなかったと認める。執行部におかれては、再びこのようなことが発生しないよう、法務研修等の職員研修に力を入れることや職員が気軽に相談できるような山江村顧問弁護士制度の創設等も研究されるよう提言する。

また、地方自治は二元代表制であり、執行部を監視するべき議会に全く問題がなかったということとはできない。平成22年度当初予算、同補正予算（第5号）を満場一致で可決し、平成22年度決算書を平成23年12月議会で満場一致により認定した議会にも一定の反省すべき点はあると考える。執行部も議会も山江村の発展、村民の幸せづくりのために村民の付託を受けているわけだが、厳しい社会情勢を考えて、両者ともこれまで以上の努力が求められていることは自明の利であり、お互いに善政共創を展開し、山江村の発展のために尽力することは当然のことである。今回の調査特別委員会で得られた議会のあり方に対する良い教訓を基本姿勢にして、今後もなお一層開かれた議会を実現させるべく議会改革に取り組み、村民とともに歩む議会を目指すことを、議会議員一同ここに村民各位にお誓いし、報告の結びとする。

以上です。

日程第4 発議第2号 議会活性化調査特別委員会設置の決議について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第4、発議第2号、議会活性化調査特別委員会設置の決議についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 発議第2号、平成27年12月3日、山江村議会議長、秋丸安弘様。提出者、山江村議会議員、松本佳久。賛成者、山江村議会議員、横谷巡。

議会活性化調査特別委員会設置の決議について。

上記の議案を、別紙のとおり山江村議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

提出の理由、日本国は地方分権の時代への移行しており、村議会が村政に果たすべき役割と責務も飛躍的に高まってきています。折から、山江村「まち・ひと・しごと」創生総合戦略を策定し、山江村の存続をかけて未来へと向けた歩みが始まったときでもあります。村議会は村民の負託を受け、執行部とともに地方自治の二元代表制の一翼を担っていますが、今ここで新しい時代の議会のあるべき姿を調査研究し、村民に開かれた議会を実現させるために、特別委員会設置の決議案を提出し

ます。これまでの議会活動全般を調査し、継続するべきは継続し、改めるべきは改めて、新しい時代に相応しい議会のあり方を調査研究するために、議会活性化調査特別委員会の設置を提案します。

開けていただきまして、議会活性化調査特別委員会設置の決議。

次のとおり、議会活性化調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1、名称 議会活性化調査特別委員会
- 2、設置の根拠 地方自治法第190条及び山江村議会委員会条例第4条。
- 3、目的 現在の議会活動全般を調査し、議会活動を活性化するため。
- 4、委員の定数 4名（総務常任委員会、経済建設常任委員会より各2名）
- 5、調査の期間 特別委員会設置の日から調査終了の日までとし、調査終了まで閉会中も継続調査とする。
- 6、委員の任期 調査終了の日までとする。
- 7、経費 本調査に関する経費は、予算の範囲内とする。

以上

以上であります。

議長（秋丸安弘君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時15分といたします。

- - - - -

休憩 午前11時08分

再開 午前11時15分

- - - - -

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

- - - - -

日程第5 議案第50号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第5、議案第50号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第50号についてご説明申し上げます。

山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてでございます。

次の者を山江村人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の

規定により、議会の意見を求めさせてもらうものでございます。

平成27年12月9日提出、山江村長、内山慶治でございます。

記といたしまして、下に氏名を書いております。住所が、山江村大字山田甲1509番地の1、氏名が犬童美津子、敬称は略します。生年月日が昭和25年5月10日。

提案理由でございますが、現委員の犬童美津子氏は、平成28年3月31日をもって任期満了となることに伴いまして、引き続き同氏を適任者と認め推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

犬童美津子氏は、平成23年3月31日に役場を退職され、現在万江小学校の学習支援員、山江村社会教育委員、山江村食生活改善推進委員として活躍中であります。同氏は、平成25年4月1日から、山江村人権擁護委員をされておりまして、現在3年任期の1期目であります。引き続き同氏を適任者と認め推薦したいということでありますので、議会の意見を求めるものであります。

なぜ今の時期かと申しますと、今年中に、本年中に法務局に対し推薦書を提出する必要があるということがあるため、本議会に提案させていただくものでございます。

以上、ご説明申し上げます。

日程第6 議案第51号 山江村政治倫理条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第6、議案第51号、山江村政治倫理条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第51号についてご説明申し上げます。

山江村政治倫理条例の制定についてでございます。

山江村政治倫理条例を別案のとおり制定するというものでございます。平成27年12月9日、本日提出でございます。

提案理由でございます。村長、副村長、教育長及び議員の政治倫理の確立を図り、村民に信頼される公正で開かれた民主的な村政を運営するために提案をさせてもらうということでございます。

1枚開けますと、山江村政治倫理条例でございますが、山江村議会議員政治倫理条例は制定してあるところでありますが、村長、副村長、教育長、議会議員に適用するように、山江村全体の政治倫理条例として条例を制定するものであります。

一番最後のページでありますけれども、この条例は、平成28年1月1日から施行するというものでございまして、今までの山江村議会議員政治倫理条例（平成2

2年条例第19号)は廃止するというものでございます。

日程第7 議案第52号 山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第7、議案第52号、山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第52号についてご説明申し上げます。

山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでございます。

山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」という)の施行に伴いまして、法第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定める必要があるために提案をさせてもらうというものでございます。

1枚開けてもらいますと、その条例が10枚にわたりございます。簡潔に申し上げますと、平成28年1月1日からマイナンバー制度が、マイナンバーの利用開始が始まるわけでありまして、それに伴いまして、役場において条例で定めておくというものでございます。利用できる事務の範囲と役場のほかの期間に情報を提供することができる事務について、条例で定めるものであります。

この条例は、平成28年1月1日から施行するものであります。ただし、情報提供ネットワークシステムに係る部分につきましては、法附則第1条5号に掲げる規定の施行日から施行するものでございます。

以上、説明いたします。

日程第8 議案第53号 山江村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第8、議案第53号、山江村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第53号についてご説明申し上げます。

山江村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてでございます。

山江村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由であります。地方自治法第234条の3の規定に基づき、地方自治法施行令第167条17に規定する長期継続契約を締結することができる契約を条例で定める必要があるため提案をさせていただいております。

1枚開けてもらいますと、その条例が書いてありますけれども、契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定める必要な契約について定めるものでございます。第2条に、事務機器、車両、簡易建物、その他の物品に借り入れる契約というものがございまして、第3条では、その契約の期間は5年以内と定めたものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、説明いたします。

- - - - -

日程第9 議案第54号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議長（秋丸安弘君） 次に、日程第9、議案第54号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第54号についてご説明申し上げます。

山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村介護保険条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、法という）の施行に伴いまして、法第9条第1項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定める必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けてもらいますと、その改正する条例でありますけれども、内容につきましては、いわゆる、マイナンバー法が施行されることに伴いまして、介護保険法の

一部が改正で、保険料の徴収猶予及び減免の申請に対しまして、個人番号を提出するようになったほか、必要とする添付書類が簡素化されたことに伴いまして、本条例を改正する必要があるために提案をするものでございます。

簡潔に言いますと、保険料の徴収猶予及び減免の申請に対しまして、生計中心者が災害や死亡、長期入院、失業等をした場合に、保険料猶予の減免の申請の際にですね、証明する書類が今まで必要でありましたけれども、マイナンバー法の施行により、証明書類が必要でなくなったということでございます。

施行日は、平成28年1月1日から施行するということになりますが、証明書類の簡素化につきましては、マイナンバー法に掲げる規定の施行の日、まだはっきり決まっておりませんが、平成29年の何月かになるというような見込みでございます。

以上、説明申し上げます。

日程第10 議案第55号 山江村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第10、議案第55号、山江村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第55号についてご説明申し上げます。

山江村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成27年9月30日に公布されたことに伴いまして、山江村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、平成27年条例第12号でございますが、それを改正する必要があるもので提案さしてもらおうものでございます。

1枚開けてもらいますと、その条例がありますし、さらには新旧対照表も添付しておりますけれども、中身につきましては、前議案と一緒にございまして、平成28年1月1日からスタートしますマイナンバー制度を受けまして、5月議会の専決処分承認を得た山江村条例の一部を改正する条例の一部の改正をさらに行わさしてもらおうというものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただくというもので

ございます。

以上、説明申し上げます。

日程第11 議案第56号 平成27年度山江村一般会計補正予算(第4号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第11、議案第56号、平成27年度山江村一般会計補正予算(第4号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第56号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村一般会計補正予算(第4号)でございます。

平成27年度山江村の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによるものがございます。歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ900万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,303万6,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。

地方債の補正でございますが、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものがございます。本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長より説明させます。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それでは、議案第56号、平成27年度山江村一般会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正。

今回の補正では、補正前の額から歳入歳出それぞれ900万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を30億9,303万6,000円とするものがございます。

歳入です。補正の主なものについて説明をいたします。国庫補助金の国庫負担金315万1,000円の減額は、児童福祉負担金353万4,000円の減、国庫補助金808万5,000円の減は、公営住宅建設費補助金1,200万円の減によるものです。県支出金の県補助金1,280万7,000円の追加は、鳥獣被害防止捕獲等対策事業交付金が県からの交付に変更されたため、雑入での計上分を組み替えるものです。財産収入998万8,000円の追加は、国債運用の変更によるもので、村債780万円の減額は、公営住宅建設事業の変更によるものです。

2ページをお願いいたします。歳出です。補正の主なものについて説明をいたしま

す。総務費の総務管理費 1,743万1,000円の追加は、職員手当等の575万円、財政調整基金利子積立金543万4,000円、コンピュータ機器保守委託料285万8,000円、山村活性化支援交付金事業の147万2,000円の増によるものです。民生費の社会福祉費312万1,000円の追加は、社会福祉振興基金利子積立179万3,000円と障害福祉サービス費79万1,000円の増によるものです。衛生費の保健衛生費453万5,000円の追加は、後期高齢者療養給付費過年度分431万2,000円の増によるものです。農林水産業費の農業費635万円の追加は、農作物等災害時生産向上奨励金400万円、川辺川事業基金利子積立98万9,000円の増によるものです。商工費112万7,000円の追加は、温泉健康センター管理運営費、業務委託料85万円の増によるものです。土木費の住宅費1,950万円の減額は、造成工事の次年度実施による減額です。教育費、教育費の社会教育費112万1,000円の追加は、公民館費の増によるものです。

3ページの予備費、予備費を2,482万1,000円減額するものでございます。

4ページをお願いします。地方債の補正です。公営住宅建設事業の限度額、当初2,580万円を1,800万円に変更するものでございます。起債の方法・利率・償還の方法については、補正前に同じです。

以上で、説明を終わります。

- - - - -

日程第12 議案第57号 平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第2号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第12、議案第57号、平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第57号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)でございます。

平成27年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ364万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,753万7,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明させます。

議長（秋丸安弘君） 平山健康福祉課長。

健康福祉課長（平山辰也君） それでは、議案第57号について説明いたします。

補正前の額に364万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ5億8,753万7,000円とするものでございます。

1ページをお願いいたします。歳入でございますが、国保の広域化準備に対するシステム改修によります県の補助金6万4,000円を追加いたしまして、雑入は連合会からの審査手数料の剰余金の還付金がありますので、その357万6,000円を追加するものでございます。

2ページをお願いいたします。歳出でございますが、総務管理費のシステム改修委託料6万5,000円、予備費を357万5,000円、それぞれ追加するものでございます。

以上でございます。

日程第13 議案第58号 平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第13、議案第58号、平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第58号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）でございます。

平成27年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,565万9,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

議長（秋丸安弘君） 平山健康福祉課長。

健康福祉課長（平山辰也君） それでは、議案第58号について説明いたします。

補正前の額に16万2,000を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ4億6,565万9,000円とするものであります。

1ページをお願いいたします。歳入でございますが、介護保険法の改正によりますシステム改修によりますシステム改修の国庫補助金16万2,000円を追加するものでございます。

2ページをお願いいたします。歳出でございますが、総務管理費のシステム改修の委託料34万1,000円を追加します。それと、予備費20万1,000円の減額が主なものでございます。

以上でございます。

日程第14 議案第59号 平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第14、議案第59号、平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第59号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)でございます。

平成27年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,341万4,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明させます。

議長(秋丸安弘君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) それでは、議案第59号について説明いたします。

補正前の額に2,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ3,341万4,000円とするものでございます。

1ページをお願いいたします。歳入でございますが、減免の申請によります過年度分の保険料還付金に対します広域連合会から交付金2,000円を追加するものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、保険料の還付金 2,000 円を追加するものでございます。

以上でございます。

日程第 15 陳情第 1 号 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書提出を求める陳情
議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 15、陳情第 1 号、所得税法第 56 条の廃止を
求める意見書提出を求める陳情を議題とし、お手元に配付しております陳情書の写し
のとおり、熊本県商工団体連合会婦人部協議会代表、高倉るい子様より、所得税法
第 56 条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情であります。

お諮りします。ただいまの議題になっております陳情第 1 号については、総務常
任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、日程第 15、陳情第 1 号、所得
税法第 56 条の廃止を求める意見書提出を求める陳情については、総務常任委員会
に審査を付託することに決定しました。

日程第 16 陳情第 2 号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める
陳情書

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 16、陳情第 2 号、国民健康保険財政への国庫負
担割合を増やすことを求める陳情書を議題とします。お手元に配付しております陳
情書の写しのとおり、熊本県社会保障推進協議会会長、鳥飼佳代子様より、国民健
康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書であります。

お諮りします。ただいまの議題になっております陳情第 2 号については、総務常
任委員会へ審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、日程第 16、陳情第 2 号、国民
健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求めるについては、総務常任委員会
に審査を付託することに決定いたしました。

日程第 17 要望第 2 号 貴当局より発注される建築事業に関する設計・監理業務を
人吉球磨建築設計事務所協会の会員に委託する要望につ
いて

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 17、要望第 2 号、貴当局より発注される建築事
業に関する設計・監理業務を人吉球磨建築設計事務所協会の会員に委託する要望に

ついてを議題とし、お手元に配付しております要望書の写しのとおり、人吉球磨建築設計事務所協会会長、本田利廣様より、建設事業に関する設計・監理業務を当協会の会員に委託を願う要望書であります。

お諮りします。ただいまの議題になっております要望第2号については、経済建設常任委員会へ審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、日程第17、要望第2号、貴当局より発注される建築事業に関する設計・監理業務を人吉球磨建築設計事務所協会の会員に委託する要望については、経済建設常任委員会へ審査を付託することに決定しました。

- - - - -

日程第18 要望第3号 駐車場・公衆トイレの整備についての要望書

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第18、要望第3号、駐車場・公衆トイレの整備についての要望書を議題とします。お手元に配付しております要望書の写しのとおり、第1区区長、勝原英明様より、合戦ノ峰観音堂周辺の駐車場・公衆トイレの整備の要望書であります。

お諮りします。ただいまの議題になっております要望第3号については、総務常任委員会へ審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、日程第18、要望第3号、駐車場・公衆トイレの整備についての要望書については、総務常任委員会へ審査を付託することに決定しました。

また、そのほか山江村議会に寄せられました要望書等は、人吉民主商工会代表者、大磯敦三様から、消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める陳情、第2、熊本県社会保障推進協議会会長、鳥飼佳代子様から、介護報酬再設定を求める陳情書、第3、熊本県医療・介護・福祉労働組合連合会執行委員長、田中直光様より、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情と、安心・安全医療介護の実現を夜勤改善・大幅増員を求める陳情の2件、第4、安保法廃止を目指す人吉球磨の会事務局、中務千秋様より、安全保障法案廃止を求める意見書提出を求める陳情書が届いております。

以上、5件については、それぞれ議員各位に資料配付することにします。各議員で内容を研究され、必要なものについては、後日議員提案等をされるようお願い申し上げます。

- - - - -

日程第 19 議員派遣の件

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 19、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第 100 条第 13 項の規定により、議員を派遣しようとするときは本議会の決定が必要であることから、会議規則第 126 条の規定により配付してあります。議案のとおり議員派遣するものであります。

以上、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

- - - - -

散会 午前 11 時 49 分

第 2 号

1 2 月 1 0 日 (木)

平成27年第7回山江村議会12月定例会(第2号)

平成27年12月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治君	教育 長	大平 和明君
総務 課長	豊永 知満君	税務 課長	福山 浩君
企画調整課長	北田 愛介君	産業振興課長	蕨野 昭憲君
健康福祉課長	平山 辰也君	建設 課長	白川 俊博君
教育 課長	山口 明君	会計管理者	中山 久男君
農業委員会 事務局長	迫田 教文君		

開議 午前10時00分

議長（秋丸安弘君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

日程第1 一般質問

議長（秋丸安弘君） 本日は、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、6名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたします。よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに10番、松本佳久議員より、民生委員の活動について、道路整備について、健康づくり推進や交流人口の増大についての通告が出ております。

松本佳久議員の質問を許します。10番、松本佳久議員。

松本佳久君の一般質問

10番（松本佳久君） おはようございます。10番議員、松本佳久です。12月議会、一般質問を行います。くじ順により私が1番ということで、よろしくお願いいたします。

質問は3点あります。

まず、民生委員さんの活動について、次に、道路整備の中の、特に国道445号線の道路改良について、最後に健康づくりとフットパス事業の推進について、順次質問をいたします。

議長、質問に関連する資料を議員各位と村長に配っておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、民生委員さんの活動について、山江村はどのような支援をしているかについて質問をします。民生委員さんの活動は、昭和23年7月に制定された民生委員法に規定してあります。同法第1条を見ますと、「民生委員は、社会奉仕の精神を持って常に住民の立場に立って相談に応じ及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」とあります。社会奉仕の精神で困っている方々を助けるのが民生委員さんの務めであり、住民にとって極めて大切な、重要な委員さん

であります。同じく、民生委員法第4条には、「民生委員の定数は、都道府県の条例で定める」となっていて、その2項で、「同条例を制定する場合は、市町村長の意見を聞くこと」となっています。

現在、山江村民生委員さんの定数や活動内容はどのようになっているのか、執行部の答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 平山健康福祉課長。

健康福祉課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。民生委員さんにつきましては、民生委員の推薦化によりまして、厚生労働大臣より委嘱されております。任期は3年でありまして、本村の任期は平成28年、来年の11月30日までとなっております。また、定数につきましては、県の条例で定められていまして、本村の場合は16名の定数となっております。うち、2人が主任児童委員でありますので、2つの行政区を担当される委員が2名いらっしゃいます。

職務内容といたしましては、民生委員法で規定されていますが、地域の身近な相談相手として生活情報の問題から援助を必要としている方の相談に広く応じていらっしゃいます。社会福祉制度やサービス、相談窓口の紹介を行うとともに、必要に応じて行政や関係機関と連絡、連携をとりながら、解決に向けて活動をされております。本村といたしましても、毎月定例会の中で情報を共有いたしまして、関係機関と連携をいたしております。

このような多様な活動にもかかわらず、民生委員は無報酬の制度ボランティアであります。村といたしましても事務局を通じて活動費といたしまして、一人年間6万円を支給しておるところでございます。これは、手当に当たるものではなく、あくまでも活動の実費ということであります。民生委員全体の活動支援といたしましては、村の補助金としまして、平成27年度、本年度は127万4,000円を助成しております。その助成金は、先ほど説明しました活動費、研修費、会議の費用弁償等に充てられております。民生委員の方には無報酬の中に、村民と行政のパイプ役としてご尽力いただいております、大変感謝をいたしておるところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 松本議員。

10番（松本佳久君） 一人の民生委員さんで二つの行政区を受け持っておられる方がおられるとのことですが、山江村は一つの行政区も区域がかなり広く、また近年では高齢者も増加され、さらに民生委員さんは保育園児や児童生徒にも目配り・気配りをされており、民生委員さんの活動は極めて大変だと思います。

そこでまず、民生委員さんの活動区域は行政区ごとにすべきではありません。こ

の点はどのように考えておられますか。

次に、民生委員会議等の出席には交通費として費用弁償のみを支払うとのことですが、加えて各種行政委員さんのように報酬を支払う考えはありませんか。

3番目に、民生委員さんは会議のほかそれぞれの受け持ち区域内を月に何度も見回っておられます。地域内を見回ってもらうときの費用弁償等についてはどのように考えておられますか。また、あってはなりません、見回り中に万一事故等が起こったときは公務災害補償等の措置がありますか。

以上の点について、執行部の答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 平山健康福祉課長。

健康福祉課長（平山辰也君） それでは、お答えいたします。

まず最初に、民生委員の活動区域を行政区ごとにするべきではないかということでございます。定数につきましては、県の条例によりまして16名というふうに定められております。この中には、先ほど申しました主任児童委員の方が2名いらっしゃいますので、二つの行政区を担当される方が2名いらっしゃるということでございます。二地区を担当するとなると広範囲にわたりますために、村としましても考慮すべきとは考えております。しかし、活動区域を行政区ごとにするには定数を18名に、県の条例上はですね、改正しなければなりません。この件につきましては、今現在、県のほうに条例改正の要望をしているところでございます。

続きまして、会議の時に費用弁償に加えて報酬等を支払うべきではないかということですが、民生委員はですね、地域の方からも信頼が深く頼りにされている方です。いわゆる名誉職ということでもあります。報酬を支給しますと、活動に対しての報酬は対価ということになりますので、支給したらその活動が労働というふうにみなされるというふうに考えております。地域を見回る方がボランティアであることに魅力を感じますので、現状のところ報酬の支給は考えておりません。また、今後は近隣市町村を調査しまして、その点につきましては検討していきたいというふうに思っております。

それから、活動時にいろいろな事故があるかもしれないということですが、その災害については非常勤の地方公務員というふうになっておりますので、その辺は対処したいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） ただいまの課長の答弁では、定数については県の条例で定める、一応要望はしているということですが、先ほど読み上げました県の条例制定についても、県は市町村の意見を聞くとなっております。村長は、この民生委員の定

数についてはどのようにお考えですか。どのような考えを県のほうに提案されますか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） いつの時代からこの定数の件について、県のほうに報告してあるか、私、知り得るところではありませんけども、確かに民生委員さんの現場の活動においてはさまざまなニーズが発生していることが予想されるわけでありまして。県の条例が必要であると、条例改正が必要であるということでありまして、その条例改正について、現在課長が申し上げましたとおり、県のほうに進達しているということでありまして、そのような考えの中で、一人一区の方向で動いているということでありまして。

議長（秋丸安弘君） 松本議員。

10番（松本佳久君） 議員各位と村長には、お手元に民生委員法が配ってあると思いますが、その第10条を読み上げてみます。

民生委員法第10条、「民生委員には給与を支給しないものとし、その任期は3年とする」、あとは略します。

昭和23年の法律制定時は、民生委員さんの仕事をどのように考えてこの第10条を国会で決められたのかよくわかりませんが、戦後70年も経った現在では、よほどの篤志家か資産家か裕福な方ででもなければ、民生委員の活動を継続するのは困難ではないかと思えます。幸い、先ほど担当課長も申しましたように、山江村の民生委員さんたちは全員非常にボランティア精神旺盛な方ばかりで、皆さん方の熱心な活動には頭が下がるばかりです。しかし、ボランティア精神にばかり甘えてはおりません。山江村として、あるいは山江村長として、そして、また私たち議会もそうですが、この民生委員法第10条の改正を、国や県へ働きかけるべきではないかと思えますが、村長はどのように考えておられますか、答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 議員が用意していただきましたので、民生委員の民生委員法です。ね、この中に1条、3条と、2条とおっしゃいますけれども、社会奉仕の精神を持ってという言葉がございます。それから、2条には人格・識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めるとあります。いわゆる民間の方針者としての位置付けがあるということがございます。ただ、今現在では、先ほど課長が申し上げましたとおり、現在、社会福祉協議会のほうに126万円の補助金を渡しております。その補助金の中から会議の出席の費用弁償と。いわゆる報酬に相当するうんぬんはもう少しその中身を見る必要がありますけれども、年間6万円の活動費を支給させてもらっている、加えて研修費も126万円の中に入っている

ということでございます。

そういう中において、私もよその市町村というか、全国の市町村のことをちょっと調べてみましたら、その活動費が2012年度の調査でありますけれども、活動費用弁償が4万円以上6万円未満が23%だそうであります。6万円以上8万円未満が19.3%、8万円以上10万円未満が17.3%と、これだけで10万円以下というところが全体の6割を占めていると。全体の平均は7万8,234円ということであります。

おっしゃいましたとおり、求められている活動に対して交付額が少ないと、その妥当性が課題になっているというのが今民生委員の方々の活動の状況のようであります。ただ、ボランティアという民間の奉仕者という定義をですね、どのように考えるかということについては、ただ活動が多いから報酬を払いなさいという考え方だけで果たしていいのか。例えば、人権擁護委員の方、また保護司の方々も民間の社会奉仕者としての位置付けの中で、いわゆるボランティア活動の中で社会福祉の向上等に貢献をしてもらっている。その崇高な活動を労働の対価として一概にしていいものかどうかというところは、いわゆるボランティアの定義、意味をもう少し掘り下げる必要があるんじゃないだろうかという気もいたしております。

委員は、例えば教育委員は報酬として年間9万6,000円、一人当たり支払われる予定になっております。ただ、これは会議出席の報酬でありますから、この額が満額委員に支給されるということではないわけでありまして、委員の報酬につきましては、各委員会ごとに額が違っております。加えてですね、臨時職員の方々、また嘱託の職員の方々の給与等もその対価に合っているかどうかというような議論も、実は庁内であっておりますので、現在、その付近につきましても調査中であります。

いずれにいたしましても、社会福祉協議会、それから民生委員本人の方、そして村民の方々の声をですね、私自身もしっかり聞き取りながら、この問題については対処していきたいと思っております。ただ、法を改正するとなると、山江村だけでこれをあげても、当然通じるはずもありません。この問題は、必要とあれば町村会でも議題に挙げながら検討していくことになるかと思っております。ただ、本当に民生委員の方々につきましては、個人情報保護法が非常に障害になっているんだろうということを考えます。各家に行っているんなら悩み事を聞いたりすることが大変な仕事であろうと思っておりますし、その活動に関しまして、心から感謝も申し上げながら答弁とさせていただきます。

議長（秋丸安弘君） 松本議員。

10番（松本佳久君） 民生委員さんたちが、非常にご苦労されて活動されているこ

とについては、私も大変感謝しているところであります。ただいま村長答弁されましたように、できるところの改善は県のほうへ進達するなり、そしてさらに良い活動ができるようにと念願しているところであります。

次に、2番目の質問である国道445号線の道路改良について質問をします。国道445号線は、熊本市中央区の世継橋交差点を起点としております。そこから嘉島町、御船町、山都町、美里町、八代市泉町、通称五家荘、五木村、相良村、山江村を通りカルチャーパレス先の人吉市下薩摩瀬町交差点で終点となり、国道219号線に接続しています。総延長が136キロある大事な国道です。

このうち、山江村区間は山田蓑原地区の約700メートル程度と思いますが、この区間には歩道もなく、側溝がないところもあり、側溝があっても蓋がかぶっていないところもあります。最近の事業としては、山江錦線の交差点付近の側溝整備が実現しておりますし、平成27年度、本年も若干の工事が予定されているようですが、ほかには山江村を走る区間の大きな改良工事は行われておりません。通行量の多い村内を走る唯一の国道ですが、国道としての道路改良が非常に遅れていると思います。今後の道路改良の計画はどのようになっていますか。同国道全体の改良計画と山江村区間の改良計画について、執行部の答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。国道の現状と改良状況ということですが、議員言われましたように国道445号線は、熊本市の中央区を起点としまして、中央山地の山間部を抜け、山江村を約700メートル通過し、人吉薩摩瀬に至る幹線道路でございます。本村の道路形状としましては、片側一車線の二車線区画道路でありまして、村内を通る唯一の国道でございます。

国道全体の改良計画整備状況ですが、近年では川辺川ダム関連での五木村内の整備、それから八代市五家荘バイパス整備、下益城美里町、それから人吉市街地の整備、また相良村、それぞれ整備が行われているところでございます。

本村、村内におきましては、球磨地域振興局が昨年度から蓑原交差点付近の側溝布設の整備を行っておりまして、来年度も路面雨水対策の側溝整備を計画しているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 松本議員。

10番（松本佳久君） 建設課長答弁いただきましたように、五木村区間、あるいは五家荘地区、また美里町では大々的な道路改良工事が進行中です。もちろん、五木の瀬目トンネルですか、ああいう危険なトンネルをまた掘るというのは当然でありますけれども、それに比べて山江村区間の改良工事はなかなか進まないと考えてお

ります。執行部は、その山江村を走る区間の整備についてどのように考えておられるのか。例えば、歩道を設置されるよう要望されているのか、側溝をちゃんとしたものに付け替えるような要望もされているのか、どのように考えておられますか。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。ご承知のとおり、球磨郡市内を含む関係市町村で構成する一般国道445号道路整備促進期成会において、毎年路線の整備等は要望を行っているところでございます。

村内での改良等ですけれども、片側一車線、二車線区画の車線区画でありまして、車両の通行としても支障なく往来できるのが要因かと思えます。しかしながら、村内の熊本県が管理する道路河川につきまして、今年9月ですけれども、本村建設課と球磨地域振興局工務課との合同会議の中で、国道445号線の歩道設置を強く要望したところでございます。さらに、通学路緊急点検において、山江村通学路交通安全プログラムに伴います、熊本県、警察、教育委員会、小中学校など関係機関によります合同点検を実施しまして、歩道設置の必要性を認識しているところでございます。

今後も、国道につきましては交通量も多くなると予想されますので、歩道設置整備の要望を行ってまいりたいと考えたところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 松本議員。

10番（松本佳久君） 建設課では、昔でいう土木事務所、今の球磨地域振興局土木部工務課との意見交換などを通して要望しているということで、それは非常に良いことだと考えております。

その中で、通学路の緊急点検ということから歩道の設置を強く望んだということではありますが、大阪の高槻市というところは、ここは人口が2、30万人の大きい市だとは思いますが、歩道のない道路を通学路に使ってはならないという方針を決めて、それから歩道の設置が格段に進んだということがあります。これは、京都市かどこかだったと思いますが、子どもたちが通学しているところに車が入ってきて何人が亡くなられたというようなこともあります。高槻市ではそのように決めております。幸い、まだ重大な事故等はないとは思いますが、例えば教育委員会としては、このような児童生徒の通学路等の歩道、特にこの445号の歩道建設については、どのようにお考えですか。

議長（秋丸安弘君） 大平教育長。

教育長（大平和明君） 今、議員ご指摘ありましたように、子どもたち朝登校し、夕方下校しております。今言われた国道445号線のみならず、子どもたちが歩い

て、もちろん自転車もそうですが、通学に利用してる道路というのはどこも危険でございませぬ。確かに、歩道があるところとないところではその差は違ふと思ひますが、現状の道路でいかに安全に気を付けながら登下校するかということは学校でも十分指導してございませぬし、そのことが第一義的だろふという具合に思ひてございませぬ。ただ、そういう環境面での要望につきましても、従来より建設課と話をしながら、県あたりに要望しながらでございませぬ、危険性がないような通学路になるように、今後も努力、それからお願いをしていきたいと思いますという具合に思ひてございませぬところではございませぬ。

議長（秋丸安弘君） 松本議員。

10番（松本佳久君） 執行部も、また教育委員会もそれぞれ子どもたちの安全確保の面から、あるいは利用する方々の安全確保の面から道路整備についていろいろな要望をされてございませぬことには感謝したいと思います。

実は、村長も、そして議長も、また我々議会議員も毎年翌年度の主軸事業要望活動で国の機関や国会議員へお願いに行きます。議会では、昨日議長や副議長からも報告がありましたように、10月28日に山江村の来年度の主軸事業12件の要望を持って上京しました。しかし、この中には残念ながら国道445号線の道路改良要望は入っておりませぬ。これは議員としての反省でもありますが、先ほど建設課長申しましたように、国道445号線道路改良期成会として、沿線自治体全体での要望活動はされてございませぬと思ひますが、やはり山江村としても、特にこの山江村区間については、これは国道ですから国の責任でちゃんとした道路改良をしていただくよう要望すべきではないでしょうか。村長はどのようにお考えですか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 要望活動でありますけれども、要望活動につきましても、27年度、私が就任した26年です、時の27年度の事業案件は3本だったと思ひます。今回は12本ですかね。ということで、大幅に事業を増やしながら、山江村の課題解決に向けて国や県の予算をとってくるというようなことではございませぬ。私が出方が多いというの、議員からも、また村民からも聞こえるということではございませぬけれども、ただ、念のため、今年は動きながらやっぱり予算を持ってこないというんな事業は起こせないと。山江村の単独予算だけでは非常に事業ができないし、健全な財政運営ができないということではございませぬから、そのようなことは気づき次第です、やっていきたいと思います。特に、この445号はですね、三桁国道ですから、三桁国道は県管理になります、いわゆる445の三桁ですから。今回、445について、この要望書がありますけれども、これは道路四期成会の一つの期成会の中の要望です。この期成会が終わった後に、議員の皆さん方と私合流したというような形になりますけれども、この中には実は445の歩道整備は入っておりませぬ。

実は、といいますのも、建設課のほうに、この要望の中に歩道整備を山江の歩道整備を入れてくださいというような指示をしたんでありますけれども、県のほうの単県事業ですね、この事業については対応したいという回答を、県に対する要望の中でそういう回答をもらっております。従いまして、その県の対応をですね、来年度は待つということになります。加えて、あそこの国道に交差しております山江錦線の、実は歩道の要望も地域から出てきております。従いまして、そこの歩道の整備もする必要があるわけでありまして、これもしっかり国・県へ予算要望を行いながら整備できるように頑張ってきた。もう一つは、井出の口の井出ノ口橋から相良人吉線へつながる道路のところの歩道の要望が出ているところでありますので、特に歩道についての予算といいますか、安全施設についての予算は、国は今のところ優先的に予算を付けているということでありまして、加えて今後ともそういう要望活動をしていきたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 松本議員。

10番（松本佳久君） 国道445号線については、沿線自治体とともに山江村もちゃんと要望をし、しかも県のほうから来年度以降か再来年度以降かわかりませんが、歩道についても単県事業で対応していただくということで、私たちもそれを待ちたいと思っております。国の仕事であれ県の仕事であれ、山江村の負担金が少しはありますが、しかし自分たちで整備するよりはずっと格安にできると思いますので、今後も引き続き執行部からの働きかけを、そしてまた私たち議会からもそのような働きかけをしていきたいと思っております。

それでは最後に、フットパス事業の推進について、執行部の答弁を求めます。フットパスというのは、イギリスに始まった運動で、ある意味スポーツばかりではなく文化でもあると考えております。簡単に言えば小道を歩くということではないかなと考えております。

最近、日本でも歩くこと、ウォーキングの大切さが言われており、中でもフットパスは小さな小道を歩くという意味があり、健康づくりの上からも地域の文化を再認識する意味からも今大変注目を集めています。

熊本県では、美里町が先進地で、平成23年頃から熱心に推進しておられます。議員各位にも新聞切り抜き等をお願いしているところでありますが、美里町に始まり、最近では多良木町や人吉市の田野あたりでも推進しておられるようでございます。実は、フットパスと名付けてはおりませんでした。私たちの山江村第13区では、11月8日に13区内の文化財を歩いて回る一区一学を西純生区長さんの提案で実施しました。万江コミュニティセンターから城内の西福寺阿弥陀本堂さんにお参りし、城内集落の中を通り、山道をくぐって神園の薬師堂をお参りし、次に神

園の集落を通過して神園橋を渡り、万江阿蘇神社まで約3キロを歩きました。神社にお参りしたりすると上りもあれば下りもあるというとてもよい運動で、そしてまた改めて地域の文化財に触れるよい機会にもなりました。去る11月29日には、わいわいクリスポの主催で、栗島神社をスタートし、柳野筆観音や丸岡公園、大王神社、それから中学校のほうから辻堂、味園天神堂を経由して、ゴールは改善センターというウォークラリーが開催され、多くの参加者、発表では120名以上の方が参加していただき、大変喜ばれたところであります。

山江村には美しい山や川やおいしい空気があり、里山や田園風景もあります。古い寺社仏閣、御堂、地藏さん、石碑、石塔なども多く、小道も村中くまなく整備されており、そのままあまりお金をかけることなくフットパス事業を取り入れることができると思います。そして、またこれは都会からの交流人口増大にも役立つと思われ、歩いた後は山江温泉で疲労回復をしていただければ山江村中が潤うのではないかと思います。

まずは、私たち村民が楽しむためのフットパス運動を山江村として積極的に推進する考えはないか、執行部の答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） フットパス事業についてのご質問でございます。フットパスについての発祥、それから国内、県内地域ですね、広がりにつまましては、ただいま議員のほうから申されたとおりでございます。

本村におきましても、以前は健康をテーマに「てくてく歩こう」というふうな事業も実施しておりました。先ほど申されましたようなクリスポやまえと健康福祉課が既にウォークラリー等を行っております。村内外から参加者もありまして、健康づくりや交流人口の増加が期待されるところでございます。

今後考えられますのは、村民の方々が以前行っておられましたボンネットバスを活用した願掛けめぐりを、歩いて行う願掛けめぐりとか、村内の名所旧跡をめぐるコース、それからNPOが万江と山田地区の散策マップも作成しておりますので、そういったコースをめぐる。万江地区におきましては、先ほど申されたようなコースで温泉を起点としているいろいろな万江地区の有名な名所旧跡を回るというふうなコースが考えられると思っております。

また、教育委員会のほうでも検討されておまして、山江村の歴史遺産を村内外の方に知ってもらおうという活動として、歴史散策道、歴史の道、番所跡めぐり等のハイキングコースの検討を行っているような状況でございます。日本遺産を活用した観光開発も可能ではないかと考えておるところでございます。

議長（秋丸安弘君） 松本議員。

10番(松本佳久君) 教育委員会では、名所旧跡等を利用した歴史散策道の研究もされているということですが、それはどのようになっておりますでしょうか。

議長(秋丸安弘君) 大平教育長。

教育長(大平和明君) 今、北田課長からありましたように、日本遺産に今年認定されました。山江村内では、山田大王神社、高寺院、十一面観音というリストが挙がっていますが、私は山江村にいろいろあります文化財がやっぱり山江村のリストだという具合に思っています。そういった箇所を今整理しながら、どういうコースがそういうことが提案できるかということは今模索中でございます。だから、まだ案の案なんですけど、そういったところで今検討を進めながら、今後ご提案し提示していきたいという具合に思っております。

議長(秋丸安弘君) 松本議員。

10番(松本佳久君) 人類が歩き始めてから500万年とか300万年とか、よくわかりませんが言われております。ですから、私たちは歩かなければならないと思います。歩くことが一番の健康づくりであり、やむを得ず車に乗っておりますが、できるだけ時間を見つけて歩くことが大事ではないかと考えております。先ほど来のウォークラリー等のウォーキングや、あるいはただいま北田課長、あるいは大平教育長から答弁していただいたウォーキングやフットパスや、自転車等のサイクリングまで含めて自分の足で山江村を回るとは地域の魅力再発見にもつながりますし、健康づくりにも役立ちます。村長としては、この歩くこと、フットパス事業等について、どのような認識をお持ちですか。

議長(秋丸安弘君) 村長。

村長(内山慶治君) フットパスという歩きのことも含めてでありますけれども、私自身がこの山江村をよくよく考えた場合、ちょっと話は変わりますが、先般、熊本県の町村長研修でインドネシアに行きました。バリに立ち寄ったわけでありますけれども、そのバリ、非常に世界各国から観光客の方が来られております。また、いろんな名所を歩いておられました。そのバリの魅力は何かといたしますと、やはり神々が住む島と言われる中において、昔古来の、いわゆる災害をよけるというか、災害に遭わないように、またその神様を祭るために各集落ごとに「ケチャ」という踊りが残っていたり、バリ特有の踊りも観光客用ではなく、そういう儀礼・祭礼からくる踊りが脈々と続きながら、それが観光自体になっているというようなことであります。まさに神々が住む島だなということを感じたわけですがけれども、事を山江に置き換えてみますと、この山江村も大丸狸谷遺跡、いわゆる旧石器時代から縄文、弥生を経て山田城もありました。高寺院、大王神社という国の重要文化財の指定を受けている施設もございます。それから、地域におきましては御堂がありまし

て、その御堂を各地域で守ってこられております。非常に最近難しい部分もありますが。加えて、最近までは庚申塔も各地に立っておりまして、そういう儀礼・祭礼も行われてきたんだな。もう象徴的なものは、この高寺に行く橋は庚申橋、庚棧橋として橋にまで名前が付いている状況でありますので、非常にそういういわゆる神々と共に暮らしてきたこの村であろうかと思えます。ただ、この資源をですね、どのように生かすかということについて、今から日本遺産に認定されたということでもありますから、整理していく必要があるんだなと思えますし、そのことにおきましては、企画課長、大平教育長が答えられたことにつながるということを考えております。

いずれにしても、そのいろんな史跡のあるのをもう一度調査研究しながら、どういうルートを決めるかということについての調査も必要でありますので、来年4月から学芸員を教育委員会の配置いたしまして、もろもろのそういう文化遺跡等々の調査をすることにしておりますし、それと併せて、フットパスという形がいいのかどうかは別として、そういうルートをですね、村民の方々、またよそから来られる方々が楽しめるルートも開発していきたいと思っております。

現在、村ではよそから来られた方々がその史跡に立ち寄ったときに、どういうこれは史跡なんだろうと、今表示板がしてあるところとないところがありますので、ARという技術を先般紹介いたしました。スマホをかざすと、その施設の開設が出てきます。不易流行と言いますけれども、そういう神々が住む本当に長い歴史を持ったものをしっかり守ってきた歴史、また守っていかうとする不易なるものと、そういうICTを使った、ARを使った流行の技術を使ってですね、組み合わせながら、例えば韓国人の方、中国人の方が山江村に来られたときには中国語、韓国語で案内人なしでですね、解説できるような仕組みもつくってきたいと思っております。

ちなみに、現在デモではありますけれども、山江の観光パンフレットは、スマホの「デジマド」というアプリで動きます、いわゆる観光パンフをスマホにかざしますと、その写真が動き出してボンネットバスの解説をしたり、高寺院の解説をしたり、大王神社の解説をしたりすることに今なっておりますので、その付近も議員言われるフットパスとの組合せも含めてですね、ぜひご覧いただければと思うものであります。

議長（秋丸安弘君） 松本議員。

10番（松本佳久君） 今後、恐らく積極的に取り組んでいくつもりであると答えたいいただいたと思うんですが、先ほどのICTを活用したAR事業等につきましてもですね、今、山江村は小中学校のICT教育が非常に注目されております。ただ、

そこで私が感じることは、小中学校で一生懸命やられていることはデジタルとアナログの融合だと思います。ぜひ今村長言われましたように、そのような不易流行、変らないものと流行のものと両方やっていくということをお願いできればと考えております。

いよいよ地方創生が始まります。これは私たちにとっては山江村の地域創生です。この山江村を1年間運営するには約18億円が必要だと言われております。これは基準財政需要額にそのように書いてあります。この18億円は村税だけでこれを確保することは難しいのが現状です。そこは、今は地方交付税交付金制度がまだありますので、今のうちに山江村の力をつけて、できるだけ自分で律する自律、そして自分で立つ自立、その目標を持って歩むべきであろうと考えております。執行部におかれましては、各種予算を考えられるときは、何もかもできる時代ではありませんので、スクラップ・アンド・ビルドの精神といいますが、弱い立場の人々に極力配慮しつつもできるだけ無駄を省き、将来の山江村の保全に向けて懸命に御尽力いただきたいと念願しております。私たちも議会議員として一生懸命頑張らなければならないと決意を新たにしているところです。

以上を申し上げ、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） それでは、お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時間を10時55分といたします。

- - - - -
休憩 午前10時47分

再開 午前10時55分
- - - - -

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、2番、横谷巡議員より、人口ビジョンについて、「まち・ひと・しごと創生」総合戦略について、限界集落、またそれに近い集落の対応についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。2番、横谷巡議員。

横谷 巡君の一般質問

2番（横谷 巡君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、2番議員、横谷巡から一般質問を行います。

1点目が、人口ビジョンについて、2点目が、「まち・ひと・しごと創生」総合戦略について、3点目が、限界集落またそれに近い集落の対応について、一般質問を行います。

今、各市町村においては、魅力ある未来図を描くための地方創生事業、人口ビジョンと総合戦略の策定に取り組まれております。この「まち・ひと・しごと創生」総合戦略は、村の人口ビジョンの将来展望を踏まえて、今後5年間の人口減少の克服や地方創生の目標、施策の基本的方向、具体的施策を取りまとめるものであります。

この地方創生の目的は、少子高齢化対策、過疎化による地方の疲弊、そして東京一極集中による人口減少を食い止め地方活性化を図る、このことにあるわけですが、これはそもそも戦後70年間という長い間の経済政策のいろんなひずみが累積した結果、ある意味社会の構造的な問題ということも言えますし、そうそう簡単に解決できるテーマではないという認識を持っています。

そのような中、行政担当部局におかれては大変ご苦勞を成され、本村の魅力ある未来像を描く人口ビジョンと「まち・ひと・しごと創生」総合戦略の策定に取り組み、素案を示していただきました。数値や目標などは全員協議会で示していただきましたこの素案、「まち・ひと・しごと創生」総合戦略と「人口ビジョン」、素案をいただいておりますけれども、これに基づいて質問をさせていただきます。

はじめに、人口ビジョンについてであります。この地方版総合戦略「まち・ひと・しごと創生」総合戦略を策定するに当たっては、まず人口の現状分析を行い、人口の将来展望を示すこと、すなわち人口ビジョンを策定することがポイントとして挙げられております。この将来展望は、2060年までの長期ビジョンが求められているようですが、今回示された人口ビジョンの素案における、まず1点目、人口予測の根拠について、2点目、設定された目標人口について、お答えをお願いいたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） それでは、ただいまご質問のございました2点について、ご説明を申し上げます。

まず、人口予測の根拠でございます。今回作成いたしました「山江村人口ビジョン」は、「まち・ひと・しごと創生」法第10条に基づく「山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するに当たって、国の長期ビジョンや熊本県の人口ビジョンを勘案しつつ、本村における人口の現状を分析するとともに、人口に関する住民の方々の意識を共有しながら、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものとなっております。議員申されましたように、ビジョンの期間は45年

後の2060年となっております。

具体的には、現状の分析といたしまして、人口動向において、総人口や年齢3区分、それは0歳から14歳の年少人口、それから15歳から64歳までの生産年齢人口、それから65歳以上の高齢人口といわれております、この三つの推移、それから出生・死亡数の自然増減の推移、転入・転出数の社会増減の推移、それから出生数と合計特殊出生率の推移、産業分類別就業者数の調査などを行っております、将来人口推計と分析では、国立社会保障人権問題研究所や民間機関が算出したしました推計データを参考に、将来人口を推計いたしております。このまま人口減少対策をとらないでいると、2060年には山江村は2,074人になるというふうに算出されております。

また、将来の人口展望につきましては、国・県のビジョンを勘案して推計をいたしております、国におきましては2060年、平成72年の人口について、1億人を堅持するという目標をしております。熊本県の人口におきましては、同じく2060年には144万4,000人と。県の場合は、何もしない場合には117万6,000人というふうな推計が出ておまして、26万8,000人の人口減少の抑制を目指しているような状況でございます。

本村におきましては、国が作成いたしました推計システムによりまして、将来展望の過程といたしまして、現在の合計特殊出生率2.0を平成32年には2.13、それから2030年、平成42年には2.34へ上昇させ、社会減を2020年、平成32年には以降にはゼロになるというふうに仮定したところで推計をいたしております。その結果、2060年、平成72年の本村の人口は2,996人になると推計いたしたところでございます。何もしない場合よりも922人の人口減少抑制を目指しているというところでございます。

それから、2点目の目標人口の設定につきましては、この算出したしました2,996人という数値を基にいたしまして、本村においての人口の将来展望において算出した2,996人を参考にして、3,000人というふうな目標人口を設定いたしております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） ただいまですね、人口予測の根拠、目標人口についてお答えをいただきました。やはり国・県等の資料等の参照とか、山江村の現状等を考えて、その作業は大変だったろうというふうに思います。

その中で、合計特殊出生率の件であります。現在は2.00、2020年までに2.13、2030年に2.34、その後は2.34を目指すとあります。本村の出

生率が全国で9番だったときの数値が2.03ですので、現状を考察した場合、大きく見ても2030年以降についても2.13ぐらいでいったほうがいいのかなというふうに思います。このように、数値がだんだんと上がっていく、この出生率の見込みでいいのでしょうか。その点をお伺いします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 出生率の数値でございます。これにつきましては、結婚されるお子さんのほうが24歳を超えると非常に出生率が低下するというような統計が出ております。また、国と県の人口ビジョンを参考にすることでございまして、県のほうでは現在の1.64を平成42年には2.0、平成52年には2.1へ上昇させるというふうな計画でございます。この数値につきましては、いろいろ議論があるところではございますけれども、国・県の方針に従うということで、このような国・県の数値に基づいたものでございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 確かに出生率の見込みというのは、これから行っていく具体的な施策の結果にもよりますし、やはりある程度の人口を確保するということは出生率を上げる、赤ちゃんを産んでもらう、そしてまた高校生、大学生が学校卒業したならば就職しますから、その点の若年、若い層の人口が減ってるということもありますから、そういう点の施策等も大切かなというふうには思っています。

2060年の設定目標人口が3,000人、何も対策を講じなければ2,074人まで減少するとの予測であります。やはり、目標はある程度高く持つことが大事なことです。約920人から1,000人に近いこの人口の差は、大変大きいと思います。例えば、2060年の予測人口が2,074人であった場合と、目標人口とされる3,000人とでは、村、そのときの総合計画とか財政計画などが大きく異なったものになってまいります。2060年の社会、村のあり方、姿をシミュレーションして捉えようとする試みが今回の人口ビジョンと総合戦略を主眼とした地方創生事業でありますので、そういった意味からも未来像を描く総合戦略の具体的な施策、やはりこのところに重点的、具体的な施策は大変重いものがあるというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 総合戦略の具体的な施策ということでございまして、今回は今後5カ年の計画を計上いたしております。

まず、総合戦略の大きな柱といたしまして、4つを掲げております。

まず第1に、村の活力につながる雇用づくり、2つ目に、移住定住の推進づくり、3つ目に結婚・出産・子育ての希望を叶え笑顔の絶えない村づくり、4つ目

が、暮らしを実現するむらづくりという4つを掲げております。

これに基づきまして、各々に具体的な政策を各課から提出いただきまして、62の項目を挙げております。こういった重点目標と将来の展望を見据えた実行可能な施策ということで、計画を作成いたしております。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 国が示している人口ビジョン、地方版総合戦略策定に当たっての参考資料等を見てもみますと、人口ビジョンについては、まず人口動向を分析しなさい。そして、将来人口の推計等を分析しなさい。そしてもう一つは、一番重要だと思いますが、人口の変化が地域の将来に与える影響の分析と考察をすべきであると示されております。この中で、本村にとってどのような分野に影響があり懸念されるのか。この点についてお伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 将来人口の推計の人口の変化が地域に与える影響ということで、まず地域経済、これがまず縮小していくということですね、人口減少によりまして。それから、福祉とか教育、こういう分野、また地域のコミュニティですね、地域のコミュニティが成り立たない、高齢化社会になって人口減少していくというふうなことを考察いたしております。

まず、地域経済の影響ということで、年少人口及び生産人口が少なくなってまいりますので、地域内消費の減少という問題が表れまして、村内の総生産額が落ちるということがございます。

また、こういったことが地域産業への影響ということで、基幹産業の農林業だけでなく商工業や建設業等でいろいろと経済的なゆがみ、減少が出てくるというふうなことも考えております。

また、医療や福祉などの分野、医療や介護などの社会保障に対する財政負担も大きくなってまいりますし、高齢人口の増加によりまして、病院などへ通えないお年寄りも出てくると。それを支える若い人がいなくなるというふうなことも考えられます。

また、教育文化の影響では、学級数が少なくなってまいりまして、子どもが少なくなるということで、複式の学級が多くなる、学校が成り立たないというふうな問題も懸念されるところでございます。

それから、地域のコミュニティへの影響ということで、行政区の活動といいますか、こういうのが役員をする方がいなくなってくるとか、同じ方が役員を長く続けるとか、そういったような地域のコミュニティ、地域の防災とか助け合い、そういったものが影響が懸念されるところでございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 今、課長から人口の変化が地域の将来に与える影響ということで、懸念される分野として地域経済、それから地域産業、医療福祉、教育、地域コミュニティと、全くそうだと思います。将来、人口がどんどん減っていく。そのような中で、どのような社会になるのだろうか。また、あるいはどのような社会を目指していくのか、そういったことを示し、そこへ向かうための戦略として、今お答えをいただいた人口の変化が地域の将来に与える影響と懸念される課題、これに対する具体的な施策が「まち・ひと・しごと創生」総合戦略につながっていくものと思います。

現在の素案の段階から実施計画まで行くわけですがけれども、総合戦略の目標設定と具体的施策の選定過程についてお伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 戦略の策定につきましては、まず昨年10月に、村長を本部長といたします「山江村まち・ひと・しごと創生対策本部」を設置しております。本部長が村長、副本部長が教育長、構成員として各課局長を配置いたしております。その下に、各係から選出された職員によります幹事会を置いております。この幹事会は、政策の検討を具体的に行っております。

また、本年7月には「山江村総合戦略策定委員会」を設置いたしております。13名の村内の方々、また村内外の方々を中心に委嘱をいたしております。「産・学・官・金・労・言」というふうな分野の方々でございます。この方々に対しましては、素案等につきましてですね、策定に向けたご意見等を賜わっているところでございます。

総合戦略策定委員会は、4回開催いたしております。人口ビジョンや総合戦略の骨子案、素案、案等についてそれぞれご意見を伺いながら、段階を踏み詰めて幹事会のほうで案の修正を行ってまいりました。対策本部会議と課長会議ということで、課長会議に併せて対策本部会議を開いておりますけれども、幹事会につきましては、6回開催いたしております。策定委員会は、先ほど申しました4回でございます。10月の策定委員会に際しまして、議会のほうへもですね、2回ほど総合戦略、人口ビジョンについての説明をさせていただいております。それから、10月の策定委員会後にパブリックコメントを受け付けておりまして、その後、最終的な策定委員会4回目を開催いたしまして、最終的な人口ビジョンと総合戦略の決定をいただいたところであります。それから、先月27日に策定しましたビジョン及び戦略を国・県へ報告いたしまして、ホームページへ掲載したところでございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 今ですね、具体的な施策の選定過程、相当会議、幅広い知識をお持ちの方の意見等で作られたというふうに思っております。

その中で、62ですか、具体的施策が掲げられていますが、あんまりこれは多いんじゃないかなと。これを見る限り、これまで幾度となく繰り返されてきた過去の事業とですね、あまり変わらない内容が多々あり、各課からの総花的の事業のようにも映ります。

そこで、5カ年計画の主眼と主な施策についてであります。人口ビジョンで2060年を見据えていくわけですが、その礎となる総合戦略の5カ年、2015年から2019年をどのような視点を持って施策を進めていかれるのか。この点は村長に伺いたいというふうに思います。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） ただいま申されました総合戦略ですね、これにつきましては総花的というふうなご意見ございました。

これにつきましては、ある程度中身につきましてはですね、若者の定住であるとか人の流れを都会から地方へというふうな、国のそういった動きの中、主眼と同じようにやっぱり組み立ててはおります。やはり事業の実施につきましては、可能な限り実施するつもりでございますけれども、やはり選択をして集中的にやるというふうなことも必要であろうかと思っております。

主眼といたしましては、先ほど申しました4つの基本的な目標でございます。これにつきましては、国の方針に沿ったものでございます。

まず、村の活力につながる雇用づくりということで、ここ大きな項目3点挙げてございまして、全項目挙げますと28項目ぐらいございます。村の活力につながる雇用づくりということで、稼げる仕事づくりということで、企業誘致の推進であるとか観光資源の磨き上げ、農産物生産体制の強化を図るための農業生産法人の設立、現在取り組んでおります学校給食等の村内生産物の利用の拡大、農地作物のデータベース化・見える化、林業再生に向けた環境整備、地域材利用促進、林業従事者への支援、有害鳥獣対策強化、それから熊本県南フードバレー構想によります新商品開発・販路拡大などを挙げております。

既にこの事業につきましては、国の交付金をですね、一部申請いたしまして、もう動いているものもございまして。これは新たに本年度取り組んだ事業でございます。また、一昨日ですかね、コンビニと連携いたしました新商品等も発表いたしております。これまでになく取り組みは進めているところでございます。

また、企業誘致等につきましては、これは広域的に行う必要があるということで人吉・球磨企業誘致連絡協議会におきまして、福岡等へ誘致活動も行っております。

す。これも昨年、今年、新たに行った事業でございます。それから、観光資源の磨き上げということで、先ほどから出ております日本遺産ですね、を活用したということで、ICTパンフレットの開発も今取り込んでおります。また、普及しておりますスマートフォン等を活用して、いろいろな村内の案内をしたいということで、ARマーカースystemは実働に移って、現在デモンストレーションで動かしているところでございます。

それから、山江村の人口分析によりまして、山江村はベッドタウンとしての機能が大きゅうございます。これは人口ビジョンを策定して明らかになった部分でございます。このあたりからやはり住宅政策とか分譲宅地ですね、これまでもやっておりますけれども、こういうものの重要性というのが明らかになってきましたので、こういったものに絞って政策をやっていくべきだというふうに考えております。

それから、また結婚・出産・子育ての希望を叶えるということで、この結婚につきましていろいろな広域的な対策を組んでおりますし、実施しておりますけれども、なかなか思うように進まないところが現状でありますけれども、こういったものも結婚から子育て支援、それから教育環境の整備ということで、切れ目ない支援をしていかなければならないというふうに考えております。そういったものを主眼に置きまして、総合戦略等は策定しております。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 主要課題、もろもろのことは、今申し上げました。私のほうからは人口ビジョン、また「まち・ひと・しごと創生」に関しての私の考えを申し上げたいと思います。

元々、この「まち・ひと・しごと創生」の総合戦略は、地方創生の一連の国の動きから始まっております。地方創生の担当大臣まで、石破大臣であります。おきまして、その石破大臣の発言の中には、「地方の再生なくして日本の再生なし」というような言葉が躍っております。確かに、いわゆる山江の再生なくして日本の再生なしというようなことにつながりますけれども、その日本が何で再生しなくちゃいけないだろうというようなことになるわけですけれども、今、日本は課題先進国としていろんなことに大きな課題を抱えております。人口減少もそうでございますけれども、ある意味内憂外患、日本の国内では非常に国内の問題がいろんなことで山積して憂っている。それからTPPに象徴されるように、外国からいろんな圧力もかかっている。このことを歴史的に見てみますと、明治維新の時代にまさに酷似しているなという気がいたします。

昨日、私が挨拶をしました中に、これまでにない課題を抱えているというふうな

ことは、まさにこのことであります。今回のそういう背景の中に、山江村の「まち・ひと・しごと」創生総合戦略をつくったわけでありましてけれども、この総合戦略の国からの指示も私自身、首を傾げるところでありまして、総合戦略会議の中で、この人口の分類の仕方は変えてみることはできんかと言いました。

まず、その年少人口が0から14歳とあるのは、年少人口と言われると、次に生産年齢人口になるわけですが、今は20歳まではですね、高校に行ったり短大に行ったりしますので、0から20までで括るべきじゃないんだらうか。そして、生産年齢人口も15歳から64歳と区切ってありますけれども、65歳以上は果たして高齢人口で何もできない人口に分類していいんだらうか。山江村では70歳過ぎた方々、まだまだ現役で頑張っておられます、65以上過ぎた方々もですね。そういう意味では、生産年齢人口を20から70、もしくは75に人口を推計しながら将来の人口を見ていかないと間違ってしまうんじゃないかと意見を言いましたけれども、ただこれは国・県からの指示でありますので、この区分けを分けることはできなかったということでもあります。

そういう問題を抱えながら、この作業に取りかかったわけですが、その目的を私、これも数値としてあまりにもこだわりすぎる国の、県のものが見えてきました。果たして、その数値だけで山江村の暮らし、村民の方々の暮らしを守れるのか、活力を図れるのかということについては疑問を持っているところであります。その数値の面から申し上げますと、山江村の27年度の国勢調査の数値が私のところに決裁が上がってきました。もちろん県とのやり取りの中で最終的に確定するというところでありますが、大体3,430人程度になりそうであります。この5年間で190人程度の方がまた減少しているというような実情であります。大幅に人口を減らしたということでもあります。その数値のことにこだわるといふことであれば、今回建設をいたします西川内の公営住宅は10戸予定しておりますので、4人住んでもらうと40人増えるということでもありますし、今後進めていこうとしております分譲住宅の工事にしても、また空き家をですね、活用しようということ、現在県の補助金をもらいながら、そのリフォームの件について検討しているところであります。そういうことももちろん数値を上げるということには有効であります。ただ、私自身は、やはりこの山江村の総合的なむらづくりを進める。先日申し上げました、産業をどう作り上げていくのか、農林業の課題をどう解決していくのか、そして住みやすい福祉をどう提供していくのか、暮らしをどう保障していくのか、安心・安全な暮らしをどう守っていくのか。それから、生活環境を含めてこの山江村の風景、景観をどう守っていくのか、そして教育としてのひとつづくりについてしっかり対策を打つというようなことがですね、将来的にはこの数値を守ること

につながるという意識で向かわないと間違ってしまうということも考えております。

62の事業が総花的と言われましたけれども、この62の事業については、山江村の総合計画に優先してこの62事業を私は位置付けております。先般、課長会、また朝礼の場におきまして、この62の事業についてはそれぞれ調査をし、予算について検討を加えることという指示を出しております。もちろん、この62の事業が単年度で、また5年度ですべて行われるとは思っておりません。今の山江村の現場の課題をしっかりと見据えながら、必要なものから事業を打っていくということになりますけれども、ただ、今補正予算が国の組まれておりますが、国の補正予算というのは、決まったら本年度でありますから、2週間でその事業を申請しろとかいうようなことが多々あるわけでありまして、この事業につきましてはしっかりと検討しながら、予算を加えながら、計画書をつくりながら引き出しに入れておきますと、そういう場にすぐ差し出せるというようなことになりますので、そういうことを指示をしております。

現在、動いている事業として、先ほど課長のほうが紹介しましたけれども、国の農水省の補助金をもらいまして、栗の産業化について、特に生産をどう増やしていくかということについて、今後3年間の動きをつくっていきたいと思っておりますし、山江村にはおいしい農林産物がたくさんありますので、この件につきましても、まずは学校給食に安心・安全な農林水産物を提供することにより、その農林水産物の生産のブランドをですね、ブランドが図れていくということであれば、よそにも出荷できるという形になりますので、そういう形も将来産業づくりとしての学校給食の取り組みを一助として、一つの取り組みの諸段階としても捉えているところであります。

今、1億総活躍社会という動きも出てまいりました。この1億総活躍社会に「まち・ひと・しごと」総合戦略は飲み込まれた感があります。いわゆる1億総活躍社会、中身を見てもみますと福祉でありました。子育ての支援につきまして1,000億円国は補正で上げようとしておりますし、介護の課題につきまして、また1,000億円上げようとしておりますし、低所得者の方々に5,000円ずつ配布しようとしております。このことが悪いとは申しませんが、これがあまり優先されますと、本当に産業、福祉環境、人づくり、教育の分野のこの62の事業ができるのかどうか、暖簾に腕押しの状態にはなりはしないかという不安を、実は村民ゴルフをうちよいてですね、国会議員との意見交換の中で私発言をしてきたところでもありますし、そういう視点で、ぶれずにしっかりとやっていきたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 5カ年で事業困難なのに62という項目ということから、ある程度、それをまとめて絞り込んでしたほうが効果があるのかなと。総合計画に基づいて、調整等をつながりながらしてくと。特に、やっぱり明治維新的な考え、今正しく地方創生はそこにあるわけですから、本村の地方創生に当たるこの事業がですね、進むためにも、今村長が決意を申された視点で取り組んでいただきたいというふうに思います。例えばですね、本村の基幹産業は農林業であります。

環太平洋連携協定（TPP）交渉が大筋合意を見ました。政府は農産物重要5品目、農業分野の経営安定策を手厚くするためのTPP対策大綱を決定をいたしました。しかし、代わり映えのしない農業方策で、農家の不安を緩和する補正予算で対応しようとしています。日本の食料自給率を守るためにも、農業の大規模化を進めるばかりでなく、小規模農家、山江村みたいな小規模農家へのきめ細やかな配慮によって、希望と誇り、意欲を持てる農業を再生させる施策を考えてほしいと思います。

山江村は林業の村です。木材等の林産物は早くから関税撤廃品目であり、昭和40年代から50年代は、木材価格が高い時期でしたが、平成に入ってから年を追うごとに木材価格が下がり、苦しい経営を強いられるようになりました。過疎化に拍車をかけていったのであります。今回のTPPの大筋合意は、林業に続いて農業も近い将来壊滅的な影響を受けることは計り知れず、過疎化を一層進めるのではないかと危惧しています。農業がこれ以上、衰退しないような根本的、具体的な施策の創出、実現を強く望むものであります。

また、先ほど北田課長のほうから定住人口増加対策のことをお話いただきましたけれども、本村の自然環境、交通アクセスの特徴を生かしたベッドタウン化構想による定住人口増加対策として、宅地分譲地造成や空き家対策を進め、妊娠・出産・子育て、この切れ目のない支援と子ども医療費、学校給食費の無料化、ICT教育等による教育環境の整備の充実、これを絡めて出生・子育て世代の呼び込みを図ることによって、人口ビジョンで示す目標人口を目指していくなど、こういった施策を総合戦略の柱として絞り込み、「まち・ひと・しごと創生」総合戦略の重要項目である「稼げる農林業の実現」や、「移住定住の促進づくり」を図られてはどうかと思うものであります。

そこで、総合戦略の具体的施策の進捗状況の把握と目標管理の方法について、どのようにされるか。達成すべき数値目標を設定し、効果検証を実施すべきとされていますので、事業の進捗の把握と管理方法はどうか、伺います。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 計画及び計画に計上いたしました事業の進捗状況につきましては、やはり毎年チェックしていくことになろうかと思えます。PDCAサイクルにより考えていくということでございまして、plan・do・check・actionということで考えております。また、今回はこの戦略をつくただけではなくて、この戦略のですね、効果というのが非常に重要視されております。数値による進捗というのは、幹事会のほうで把握をいたしまして、この数値を策定委員会の方で検証をしていくというふうなことで進捗管理を行っていきたいと考えております。掲げましたKPIを毎年チェックするというので、大きな修正が必要になった場合には、修正を適宜行っていくというふうなことで考えております。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 今回は、変わっている面があります。数値目標や効果検証するというので、結果、効果、目標の達成の意味からも、従来の国のやり方とは一線を画しています。そういった方法としては、私は一定の評価をしてもいいのかなというふうに思っています。この地方創生戦略について、予算とか広域連携のことも出しておりましたけれども、時間がちょっとありませんので、次の質問に移らせていただきます。

次に、限界集落、またそれに近い集落の対応についてであります。私は、限界集落という言葉は、集落機能の維持が限界にきていることから発せられた言葉だと理解しています。本村の山間部地域においても過疎・高齢化が加速し、集落で暮らす人々は道路維持や祭りなどの伝統行事、隣近所から姿を消していく仲間、コミュニティ機能の低下など、守備範囲は拡大し、集落を守る限界を感じつつあるのが現状だと思います。国が示す人口ビジョンによる人口の変化が地域の将来に与える影響からも、このような限界集落に近い集落の維持と暮らし対策は、社会の構造的問題からも容易ではないと思えますが、本村における総合戦略として、幾つもある限界集落に近い集落の対策について、どのように考えておられるか伺います。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 限界集落に対する地方創生での施策ということでございます。こういった問題につきまして、当然村として対応していかなければならぬ重要な課題であると考えております。これまで受け継がれました文化や自然環境は村の宝物でございます。地方の方々のこれまで受け継がれた文化などを継承していく環境の保全については、一緒になって話し合っていくことが重要でございまして、地域の方々がどんな支援を望んでおられるのか、またどのような地域を考えておられるのか、こういったものをですね、地域を超えて意見を出し合い、その中で対策を打つ必要があると思っております。地域がなるべく自立して持続可能な地域

となるため、村におきましては、地域自立支援事業を現在行っております。また、今回新たに本年度から実施しました交通の確保ということで、プレミアムタクシー券の事業とか生活支援の事業なども行っておりますので、こういったものを継続していく。また、将来的には行政区の見直しであるとか再編とか、そういったもの、国のほうが進めておりますコンパクトシティとかというのもございますけれども、どういう方策が一番良いのか、地域の方々の意見を取り入れながら政策を進めてまいる必要があると思っております。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 限界集落に近い集落が持つ文化や環境を保全していく価値観は、人によってそれぞれ違うと思います。そこに住んでおられる人は、土地への思いから骨を埋める覚悟の人が多く、まだどんなに不便であっても、その地を去ることへの抵抗感と守っていく気持ちは人一倍強いものを持っておられます。これからますます過疎高齢化が進み、人々の暮らしは大変さを増していくことが予測されます。行政支援には、公平性の面から限度もありますが、安心な暮らしのための配慮をお願いしたいと思います。

次に、山間地域で過疎高齢化が著しい尾崎地区、健康福祉課長に聞きましたところが、高齢化率が48.4%だそうです。限界集落が50%ですか、65歳以上の方が、本当に限界集落に近いという地域であります。その尾崎地区では、非常に迂回路についてですね、要望の声を聞きます。尾崎地区は、勤める人も多く、農業も里に耕作され、病院へ行かれる方など改良工事期間中の限られた時間内での通行で困窮している人も多いのが現状であります。また、林業振興面から、高触地区を通る作業路開設の要望、今年、台風災害による万江県道の土砂崩れによる集落孤立の経緯もあり、迂回路の開設は県道1本の尾崎地区住民にとっては長年の願いではないかというふうに思います。財政面など厳しい中とは思いますが、本村にとっての地域創生の一環として、今後の計画の見直し等についてお伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 蕨野産業振興課長。

産業振興課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。県道相良人吉泉の山の神橋からの区間の道路改良につきましては、基本的に通行止めを行わないような計画で施工するというごさございましたので、迂回路として作業道の開設でございますけれども、昨年度、実施設計まで行いました山の神橋から高触間、延長約600メートルほどございますが、これを施工するよりも高触から大川内間、延長約3,500メートルほどございますが、この区間を先に施工したほうが良いのではないかとの見解から、平成27年6月に実施をいたしました村政懇談会の折に、地元住民へ提案をいたしました。地元住民におかれましては、この提案を受け、同年7月

に地区の常会を開催された際、話し合いをされ、村の提案どおり進めるということで合意をされた旨の報告を受けております。この区間につきましては、既に基本測量を終わっております、その後、今年、地区の代表者と産業振興課のほうで現地調査を行ったところでございます。

路線につきましては、新設をする部分と既設の道路を改良する部分とがございます。それから、用地につきましてはですけども、地元住民以外に村外の所有者として法人の林業事業体が2社おられます。地区の代表者から同社に出向かれまして説明をされておりますが、開設につきましては同意を得ているというふうに聞いておるところでございます。

先ほど議員申されましたとおり、先般の台風15号の被害を受け、県道が通行不能になりました際も林道、作業道が重要な迂回路として機能したことは、村としましても認識をしているところでございます。今後は28年度の予算へ予算計上、それからこの事業内容を議会及び地元への説明、それから森林経営計画の作成に向けた取り組み、それから造林事業の中での作業道開設補助金の確保などを行いつつ、年次計画で施工したいと考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 前向きにですね、計画をされていますこと、感謝をいたしたいと思っております。

今回の地方創生は、今の村の現状とこれから先のことを考えた場合、地方行政だけで解決できるかという、その限界というものを思い知る局面もたくさんありますし、地方の本気度を国が財政面で応援するだけで解決するほど事は簡単ではないふうに認識しております。東京一極集中に歯止めを掛けるためには、例えば税制改革の中で消費税を三大都市圏は15%に上げて、私たち消滅可能市町村は5%に下げるとか、また企業の本社機能を地方に移せば、税制優遇策が受けられるとか、少子化対策では第3子から家族手当を手厚くするとか、多子夫婦への年金の将来加算をするなど、根本的に徹底したドラスティックと思えるような改革もしていく必要があるのではないのでしょうか。国の施策が名前を変えただけの従来のやり方を進めるのではなく、地方の疲弊した姿をそのままに捉え、地方創生の本気度なくして人口ビジョン、「まち・ひと・しごと創生」総合戦略が実を結ぶことは難しいように思います。人は減り続け、村の広さは変わらない中で、村の将来像を描き策定する人口ビジョンと「まち・ひと・しごと創生」総合戦略が地域の課題、地元の特性を生かして知恵を絞れば地域がよみがえり活性化できる可能性を示す計画になりますことを強く切望し、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時間を1時15分といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時15分

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、5番、立道徹議員より、公共工事について、村営住宅地についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。5番、立道徹議員。

立道 徹君の一般質問

5番（立道 徹君） 5番議員立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。大変眠たい時間ですけど、よろしくをお願いします。

まず最初に、質問内容としましてはですね、1、公共工事について、3点ほどあります。県道坂本人吉線の災害後の本工事の時期について、2点目が、万江川土砂掘削工事の予定について、3点目が、土砂災害危険箇所調査の状況についてです。そして、大きな2点目として、村営住宅地について、進捗状況と今後の予定についてでございます。

じゃ、まず最初に、先の台風により災害が発生した坂本人吉線の白岳地区であります、現在片側交互通行にして応急的に仮設防護柵が設置してありますが、来年の梅雨時期までには上部からの法面本工事が完了しないと二次災害も考えられますので、本工事について、いつ頃になるかお尋ねします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、まず仮設防護柵設置後の状況ですけれども、県としては崩落箇所が山腹と県道法面ということでございまして、災害箇所の復旧協議を行い、山腹側は緊急治山復旧事業で対応と、それから県道復旧部については治山復旧後に行くということとしております。

まず、治山の復旧事業につきましては、山林所有者の承諾を受け調査・測量・設計を行い、現在は林野庁からの復旧工法、事業費、決定待ちということでございます。よりまして、ご質問の、まずは県道の復旧の本工事の時期ということですがけれども、まず、先ほど申しました治山復旧事業の着手、それから工事進捗状況次第で

県道部の着手時期も確定できないということで、県道部、完全な復旧までは時間がかかるようでございます。

議長（秋丸安弘君） 蕨野産業振興課長。

産業振興課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。台風15号の上陸によりまして発生しました県道坂本人吉線、山腹崩壊の復旧につきましてでございますが、県の球磨地域振興局森林保全課が災害関連緊急治山事業で復旧に取り組むために、復旧要望額、約2億2,200万円、要望の復旧工事としましては、吹付砕工、鉄筋挿入工、モルタル吹付工などの復旧計画を立てまして、同年9月に林野庁の査定を受けたということでございますけども、復旧事業費につきましては、林野庁が財務省へ協議を経て最終決定がなされますが、同年12月8日現在、先ほど建設課長からありましたとおり、林野庁から県への通知がなされていない状況でございます。

具体的なスケジュールや決定事業費につきましては、現時点では不明でございますが、想定されますスケジュールとしましては、同年12月中に決定通知が行われると見込まれ、その後に補助金交付申請等の事務手続きが生じますので、事業に着手できますのは、早くても平成28年1月頃になるものと考えられます。さらに、最終決定額に見合った最終計画を立てるための実施測量設計、それから必要な補償事務等を経てから工事発注事務になる予定でございます。従いまして、入札事務に入るのは早くても平成28年1月末、一般競争入札の公告期間を考えると、請け負う業者との契約は3月中旬以降になるものと見込まれております。

また、工期につきましては、事業の決定内容によって異なりますが、要望どおりの事業内容であれば、すべて完了するまでに約10カ月間を要することとなり、6月の梅雨時期までには山腹の拡大崩壊が発生しないよう、最低限の対策を講じたいということございました。村としましては、できるだけ早期に完了できますよう働きかけていきたいと考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） この件に対しまして、村長の考えはいかがですか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） お考えと言われましても、建設課、産業振興課が答えたとおりでありまして、現在、治山のほうの事業主体であります球磨地域振興局森林保全課が、国の補助金を決定した後に工事着手をするということでもあります。従いまして、その後に建設課といいますが、土木部の、あとは法面ですね、法面型砕吹付、防護柵ですね、防護柵設置及び復旧工事にかかるというようなことでもあります。道路管理者であります、県でありますので、山江村は直接工事にかかることはないわ

けでありますけれども、早期に完了できますよう県のほうに、私からも呼びかけていきたいと、要望していきたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 先ほどから両課長が言われましたとおり、上部のほうはですね、法面保護工事、これは林務課の治山関係だと思えます。また、道路沿いは工務課のほうの発注だと思えます。一日も早くですね、着工できますよう陳情等のほうをよろしく願いいたします。

次の質問に入ります。本年のですね、5月21日に万江川の現地調査、土砂堆積状況をですね、緒方県議、県土木、役場建設課、また地元関係者、区長、それと我々村議がさせていただきました。その結果ですね、今後の来年度、再来年度に土砂掘削工事の計画があるか否か、お尋ねいたしておきます。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） ご質問の土砂堆積の掘削工事があるかということですが、まずそれに関連します河川整備ですけれども、これにつきましては、管理をしています熊本県のほうに毎年要望を行っておるところでございますが、地域住民の要望どおりですね、整備が行われないのが実情でございます。県としましては、緊急性が高い箇所状況を踏まえまして、優先順位を付けて整備を実施しているということで、堆積しております土砂につきましては、搬出先など県としては苦慮しているところが現状のようでございます。

ご質問の万江川流域を現地調査されたということで、万江川の掘削の今後の見通しということですが、万江川につきましては、毎年本村としましても堆積の除去の要望を行っております。本年も城内平山地区、それから屋形吐合地区などですね、箇所を要望しておるところでございます。しかしながら、万江川の土砂掘削工事につきましては、今年度は県としましては他の地区、他の市町村を優先するというので、次年度以降になるかと思っているところでございます。県としましては、例年梅雨時期の取水期を過ぎまして、河川の状況も変わることから、毎年随時状況を見ながら判断しますということでございます。本村におきまして、今年度は万江地区ではない山田川の井出の口地区の土砂掘削工事が発注されて、今年度作業をするということでございます。

いずれにしましても、本村の万江川、山田川の土砂掘削につきましては、引き続き河川整備と併せまして、災害要望対策としまして要望を行っていきたいと考えておるところでございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 先ほどから言われましたけど、課長がですね、優先順位があ

り、土砂掘削の搬出先が県のほうもですね、苦慮していると言われております。このことはですね、私が9月に一般質問をさせていただきました定住化促進につながるですね、土捨場、また造成地の確保が必要ではないかと思っております。そういう土地があればですね、県も積極的に動いて掘削工事最優先でいくのではないかと思っております。もう少しこのことも取り組んでいただきたいと思います、この件に対して、村長はいろいろお考えはありませんか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） このことも先般、一緒にですね、私も万江川のほうの現場視察にまいりまして、その状況を視察しております。県との意見交換会の中で、また緒方県議もちょうど同行されておりましたので、もろもろ意見を交換した中に、土砂の搬出先があれば優先的にやれるというようなことを伺っております。従いまして、搬出先をどう見つけるかということではありますが、全く心当たりがないわけではありませぬので、その付近のところまた、地権者の方々ですね、同意がどうしても必要ということになりますので、その方々との協議をしてみたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 何度もですね、口酸っぱく言いますが、やはり土地を提供したらですね、無料で土砂を持ってきて戻し造成してもらいます。この厳しい財政の中でですね、素晴らしい条件ですのでですね、動き出していきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。本年ですね、県のほうが山江村の土砂災害危険箇所について調査するということでしたが、調査の結果、またどのような状況がお尋ねいたしたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問の土砂災害箇所の状況ということでございますけれども、県が取り組みます本村で把握している土砂災害警戒区域の危険箇所は、地滑り、本村は対象地区はございませんけれども、土石流溪流が61カ所、急傾斜地崩壊箇所が109カ所、今回、26、27年度で新しく36カ所を追加しまして109カ所となったところというのを聞いております。今回、土石流溪流の61カ所のうち26カ所と急傾斜地崩壊区域の109カ所が立ち入り調査に入りまして、状況調査が進められてきたところでございます。26年度から調査を進めておりまして、調査結果がまとまった箇所から県はホームページ、それから閲覧等で公表をしております。今後、本村におきまして関係区域での住民説明会を来年1月に開催するよう、県は準備をしているところでございます。その

後、3月末をめどに土砂災害危険区域等の指定を行うということでございます。

まず、指定後につきましては、皆様の協力を得ながら、地域における安全避難場所等の確保や情報伝達体制の整備など、避難体制の整備などの検討が進められていくということでございますので、皆様のご協力、ご理解よろしく申し上げますということでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 今、何か新しくマップというか、そういうことを多分つくられていると思うんですけども、またちょっとこういう危険箇所が増えたので、その辺もまたちょっと検討しなければならないような状況だと思いますけど、特にですね、やはり治山、砂防、急傾斜工事などが今後とも考えられます。計画はですね、されても地元の協力がなければ発注まではいけないと思います。村民のですね、生命財産、そしてまた安心・安全に生活できますよう、この件に対しても陳情・交渉等もよろしくお尋ねしたいと思います。

最後の質問ですけど、村営住宅についてお尋ねしたいと思います。現在のですね、進捗状況についてお尋ねいたします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問の村営住宅の進捗状況ということでございますけれども、議員ご承知のように、平成27年度当初予算へも計上しております。今年度は用地買収、造成工事、調査測量、それから造成工事費の事業を計画しておりました。

まず、当初予定しておりました敷地が圃場整備地域内の農業振興地域内農用地でありましたため、農用地区域の除外、それから農地転用が困難となったのに伴いまして、代替地が検討されたところでございます。従いまして、現在は他の候補地を建設予定地として事業を進めているところで、農振除外申請の現在手続き中でございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 当初の予定地は困難ということで、今現在予定地を変更されて進行中ということですけど、そうなるような予想はされていなかったか、お尋ねします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） 建設課としまして、予想と言いますけれども、事業課としましては、県のほうに補助金等を要望しまして、27年度の要望については県も配分を決めたところでございまして、建設課の事業課としましては、当初の候補地を

決定地ということで事業を進めていたところございまして、農地法の規制があったということは、その後にわかってきたことございまして、現在、先ほど言いましたけれども、代替地のところで現在進めているということございまして。これも県のほうには協議、相談はしているところございまして。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 次にですね、予定と言いますか、今後の予定についてお尋ねします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問の今後の予定ということですが、先ほども申しましたけれども、県の住宅課とは相談をしております、今年度の住宅造成工事が着手が見込めないということで、県との27年度の変更協議を行いまして、今回補正予算のほうにも計上しているところございまして、工事請負費を減額しまして、用地買収費、測量の業務の事業を進めていきたいとしているところございまして。

先ほど申しましたけれども、今年度の事業変更のヒアリングも済みでありまして、また次年度の要望ヒアリングも済みであります。28年度に入りましたら補助金等の交付決定を受けまして、宅地造成工事等々、順次公営住宅建設事業を進めてまいりたいと計画しているところございまして。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） これもですね、補助金での事業でございます。今回、補正予算で減額を計上してありますけど、補助金を一度お返しして、また要望して交付は間違いなく来るのか、その辺お伺いいたしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） 補助金を返還してということのご質問でございますけれども、先ほど申しましたけれども、27年度の変更協議も行いまして、27年度の当初の申請額からですね、県の内示額が50%と、約半分の配分額でございました。従いまして、今回の事業費、造成工事を減額したわけですが、用地購入費のほうですね、事業費のほうを充てるということで、こちらの検討協議をしております。

また、先ほども申しましたけれども、その造成工事費のほうにつきましては、28年度のヒアリングも県と県の住宅課と協議しておりますので、県の住宅課も確認はしているところございまして。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 定住化促進に向けての住宅建設が1年ほどの遅れとなっております。

ますけれども、いつも村長は山江村に住みたいとの要望とか質問がたくさん来てい
ますと言われますけれども、今後ですね、公営住宅、分譲住宅等ですね、計画は
考えておられるのか。そしてですね、地域、地区からの陳情が来てから動き出すの
ではなくてですね、計画を持って行動していくのがいいのではないかと思います
が、村長にお考えをお伺いしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 一連の公営住宅の建築の件でありますけれども、本年度土地だ
けを売買させていただきたいということであります。従いまして、造成工事が年度
をまたぐということよりも来年度事業になるということであります。造成工事の発
注が6月頃になるんじゃないかならうかと思っております、9月頃終わります、そ
の後建築の工事を11月頃発注するというのであれば、29年の4月には、10
棟全部はできないということになるかもしれませんが入居できるというこ
とで、ぎりぎりですね、予定どおり行けるんじゃないかならうかと思っているところ
であります。

地区の要望を待つとおっしゃいましたけれども、この公営住宅につきましても、
私のほうから、役場のほうからですね、地域の座談会で要望があったのでこの事業
を西川内につくりたいと言ってきました。ただ、手立てとしては、土地については
土地の売買ができないということであれば工事発注できませんので、土地の選択に
ついてはですね、地域のほうで検討されて出していきたい、どこの土地が適当
かということをして、西川内におきましては建設委員会を結成といいますか、つ
くられまして、もろもろの土地を検討されて出てきたということであります。分譲
住宅地につきましても、待つというよりも山江村全体の土地利用計画で本当にどこ
が入居者が見込めるのか、どういう例えば集落排水の下水が入っているのか、また
水道があるのか等々も勘案しなくちゃいけませんので、そういうことも含めながら
今後検討してまいりたいと思います。

分譲地についての候補地は、現在のところ決まっておりませんが、そういうこ
とを考えているところであります。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） いろいろですね、長期計画でやっぱり計画していくのが一番の
ですね、こういう住宅あたりも1年、2年では完成しませんので、長期的な計画を
よろしく願います。

以上で、質問を終わらせていただきます。

議長（秋丸安弘君） 次に、8番、中竹耕一郎議員より、地域再生について、「まち
・ひと・しごと創生」事業についての通告が出ております。

中竹耕一郎議員の質問を許します。8番、中竹耕一郎議員。

中竹耕一郎君の一般質問

8番（中竹耕一郎君） 8番議員、中竹です。議長の許可を受けましたので、通告に従いまして一般質問を行います。冒頭、申し上げておきたいと思いますが、先ほど来、横谷議員のほうから地域創生について質問がありまして、その中で流々説明も回答もあったわけでありますので、ダブル点についてはもう質問はいたしません。別のものについてですね、若干お尋ねをしていきたいというふうに考えます。

現在、国も地方もですね、地方の創生に向けた総合戦略の地方版の策定に多忙を極めているところでありますが、県のほうもですね、また既に総合戦略計画を策定をし、公開をされたところであります。昨年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」が始まりまして、本村においても先ほど来答弁もありましたように、早速本年の7月にですね、総合戦略策定の推進委員会なるもの立ち上げられて、既に答申がなされたということであります。私たちのほうにも答申の中身についてはまだしっかりしたところは把握しておりませんが、概要版はですね、いただいたところであります。

まず、はじめにその辺からお尋ねしたいと思いますが、これは策定調査費のですね、支援業務委託費1,218万、これは繰り越しとして予算計上されておったわけですが、既に終わられたと思います。この1,218万円について、どのような事業でこの経費を使用されたのか。また、どこにその業者さんは委託されたのか。策定委員会は4回されたということでありますが、委員は何人体制で進められたんでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 策定に係ります委託料等の問題でございます。これにつきましては、先ほど申されましたように1,218万を繰り越しております。これにつきましては、地方人口ビジョン及び総合戦略策定の調査費ということで、民間の事業者のコンサルのほうで委託をいたしております。主に1,000人アンケートということでアンケートを行いまして、その集計・分析というふうな内容になっております。それから、これ以外にですね、東京大学との共同研究ということで、この予算を使いまして山江村の総合情報化システム構築ということで、いろんな調査研究を行っていただくということで、こちらのほうにも300万ほどの委託という契約を行っております。

また、策定委員会につきましては、13名の委員さん、先ほど申しました「産・

学・官・金・労・言」ということで、いろいろな分野の方々をお願いをいたしまして、都合4回委員会を開催いたしまして、人口ビジョン、総合戦略を策定いたしたところでございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 策定委員会のメンバーの中にですね、「言」という言葉が出てくるんですが、これは言論界というふうに理解していいんでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） はい、「言」と申しますのは、いわゆるマスコミとですね、いろいろと広くうちの取り組み等も広報していただくということで、マスコミ関係の方を入れてございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） いよいよ5年間のですね、計画が出来上がりましたので、これから実施に入っていられるわけですが、以後5年間、総合戦略の事業を進めていられることになるんですが、財源の裏付けはどのようになっていますか。

先般なされました「人吉球磨の定住圏構想」、これとはまた別なものだろうとは思いますが、この辺との計画の整合性もあるんでしょうか。そこをお尋ねします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 財源の裏付けでございます。これにつきましては、私たちのほうもかなり不透明なところが多いのは実体でございます。国のほうによりますと、地方創生関連の新型交付金ということで2,160億円ほどを計画しているということで、地方負担分が2分の1ということで1,080億円の地方負担分を強いられることになろうかと思っております。しかし、先ほど申しました不透明な部分がございますので、現在策定中のですね、過疎地域自立促進計画、この中にも極力掲載をいたしまして、財源の手当てができるようにですね、各課をお願いしているところでございます。

また、地方創生関連予算については、新型交付金のみでなくですね、現在各省庁が持っております既存の事業、これにもまた地方創生分が上乘せされるというふうな情報もありますので、その上乘せ分をこの地方創生分として取りに行く。そういったことで国の動きに注視し、補助金とか交付金ですね、の獲得に準備を進めておく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

それから、人吉球磨定住自立圏構想ですね、こちらのほうは中心市宣言をいたしました人吉市との協定に基づきまして行うわけでございまして、年間1,500万円の交付税が来るということで、これとの整合性も図りながら調整を進めていかな

ければならないというふうに思っております。また、県のほうも広域的な動きを見せておりますので、そのあたりのすり合わせも必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） ということであればですね、個別、4分野の62項目、目標があるわけですが、その個別の事業に対して幾ら財源の裏付けがあるということではないわけですね。ですから、なかなか総枠で幾らということに、たぶん交付税算定になるわけですか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 交付税の対象になりますのは、先ほど申しました人吉・球磨定住自立圏構想、こういうのは交付金があるかと思えますけれども、先ほど申しましたように既存の事業ですね、国庫補助であるとか交付金事業、こういうものに上乗せして創生分というのが考えられているようでございますので、そういったものを事業実施しながら取りにいくというふうなことになるかと思っております。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 財源の裏付けが非常に不透明だということで、なかなか事業も進めにくいんじゃないかなというふうに思います。

それから、一応素案の段階で我々に見せていただいたんですが、それぞれの分野でですね、基本目標、数値目標を掲げてあるようであります。例えばですね、村の活力につながる雇用づくりについては、新規雇用数を5年間で20人というふうな目標、それから子育てについては75%の満足度、それから住み続けたい人の割合が60%にするというふうな目標が挙げられていますけれども、この目標について、少し遠慮されてるんじゃないかなというふうに私は思うんですが、どのような基礎でこの目標を掲げられたんでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 目標数値でございます。これにつきましては、見方によっては非常に少ないんじゃないか、消極的だということで感じておられるのかと思っております。これにつきましては、各課のですね、管理によります事業等を集計いたしまして、その中から過去の実績、最近の動き、そして将来の見通しということで積み上げたものを一応計上させていただいております。そういったことで、実行可能な、実効性のあるようなものにしようというのがこちらのほうの目標でもございましたので、こういった数字になっておるんであるかと思えます。個別の目標につきましては、そういったいろいろな資料によりまして算出いたしております。

す。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 人吉・球磨はですね、どちらかというとも今年の6月、熊本県の総合幸福度の調査がありましたが、その中ではですね、人吉・球磨の場合、非常に幸福量を感じている人々が多いというような結果が出ているようですけれども、それだけ住みやすい地域なのかもしれません。そういったことも勘案してですね、もっと目標を大きく持っても良かったんじゃないかなというふうに私は感じました。

次にですね、それぞれの分野において、いわゆる重要業績評価指標（KPI）を掲げてあるわけですが、その設定根拠について、もちろん策定委員会の方でも十分議論されたところだろうと思うんですが、その設定根拠についてお尋ねをいたしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） まず、KPIでございます。これにつきましては、先ほど申しました過去の実績、最近のどうこうとうで将来を推計しておりますけれども、出生等を申しますと、これは現在の出生率、平成20年から24年の出生率が2.0、15年から19年が2.03、今回が2.13というふうに設定いたしております。国や県の数値目標にも関連しますけれども、そういったものと整合したものであるということ、もう一つはアンケートを調査しております。この中で「あなた方ご夫婦は全部で何人の子どもを持つつもりですか」というふうなアンケートを実施しております。この中で3人という方がですね、51.4%ございまして、かなり高い割合でございました。こういったものを、この予測の中に盛り込んでおります。

それから、栗の生産量、5年後には15トン、200トンにするとか、こういうような目標を掲げております。5年間、年間10トンというふうな、増やそうという目的を持っております。これは、これまでの実績は、これから法人化を図ってこうとする企業なんかがございますので、こういったところのお話を聞きながら設定したわけでございますけれども、ご存じのように台風15号でかなりの被害が出ておりますので、この目標達成にはですね、少し届くかなというふうな心配もございます。今申しましたように、いろいろな過去の実績、現在の動き、それからアンケートと、実態を調査しながら数字を設定させていただいております。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） もちろん、達成可能な数値を計上されたいと思うので、ぜひ目標に向かってですね、事業の遂行をお願いしたいというふうに考えま

す。そもそも地方創生の本来の目的はですね、地方に仕事をつくり子どもを増やして人口の減少に歯止めをかけていくというのが目的だろうというふうに思います。もちろん、地域の活性化もそうでありますけれども、その辺が一番重要なところだろうというふうに思います。仕事をつくり出すという点ではですね、さまざまな事業を羅列して組まれております。人口問題の解消については、ここ5年の計画ですけれども、5年や10年で解消できる問題ではないというふうに考えます。長い時間かかるというふうに考えます。しかし、子育てやですね、教育に金がかかりすぎるということも一つの課題だというふうに考えます。少子化対策ではですね、若い世代のですね、やっぱり経済的環境をいかに改善できるかというのが重要だというふうに考えます。特に、今回の計画ではですね、さまざまな切れ目のない支援が組まれておるわけですが、いろいろ説明、答弁の中でありましたけれども、子育て支援についてですね、何かもう一つこれをやりたいというインパクトのある計画はお考えでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 平山健康福祉課長。

健康福祉課長（平山辰也君） 今後に対する子育て支援ということですが、もちろん子育て、山江村はですね、近隣の市町村よりも子どもの数が多いということでもあります。今の支援がよく支援していることが身近に感じておられるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、今後はですね、そうですね、例えば今からの先は子ども医療、中学生までは無料ですけれども、将来的には高校生までも無料にしたほうがいいんじゃないかなということと、それと保育園児をですね、増やすために保育料のちょっと見直しも必要でないかなというふうに考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 子育て支援につきましては、もろもろの政策はございますが、直接山江村の単独の予算を使うということになりますので、慎重を期するということがあります。ただ、メニューとして今いろいろ考えておりますのが、今あるのがですね、「こんにちは赤ちゃん」で赤ちゃんが生まれたら5万円、小学校入学するとき入学お祝い金が3万円、中学生までの医療費無料化、また中学生までのといいますか、学校給食の無料化ということでもあります。この対策だけでもですね、非常に山江村に子育てしやすい環境だからといって公営住宅を求められたり、空き地を求められたり空き家を求められたりもしております。ただ、もろもろ関係課と話す中においては、中学校に入るときの方が小学校に入るときよりもお金が要るんだというような話も聞こえてきておりますし、高校生までの医療費無料化もありますし、教育委員会との話す中では、高校中退をする子どもも見受けられるというこ

とでありますから、高校を卒業したら何か頑張ったお金をやろうかというような話も聞こえてきております。もちろん、保育料についての支援もということでもありました。ただ、今回1億総活躍社会の中で、子育て関連の国の予算投入がですね、1,000億あるということでもありますから、その付近の事業メニューがどうなっていくのか。そして、将来にわたってその事業メニューがどうなっていくのかということもちょっと勘案しながら、今後の子育てに対する支援を考えていければと思っております。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） これは一例ですけども、これは国のほうの決め事ですからどうこうできるわけじゃありませんが、例えばですね、児童扶養手当、これはこの支給関連ですけども、今大体何名ぐらいおられますか、対象者は。

議長（秋丸安弘君） 平山健康福祉課長。

健康福祉課長（平山辰也君） 児童扶養手当の対象者ということですけども、現在56名が対象となっております。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 56名ということなんですが、これなんか非常に私もどうも納得いかないんですが、1人目についてはですね、4万1,020円払われます。2人目になるとですね、8割減で5,000円になるわけです。3人目になりますと3,000円になります。非常に、それを考えただけでもですね、これは2人目絶対世話したくないなというのが本音だろうと思うんですよ。そういうふうなこともあるもんですから、これは一般財源突っ込めということではありません。ただ、このような制度もですね、やっぱりいろんな国のルールでしょうけれども、バックアップできる面があればですね、ぜひこの辺の支援も何らかの形でできないかなということを考えておるわけです。これは余談ですけども。

次にですね、今後人口はどんどん減っていくわけですが、人口が減ってもですね、つぶれない自治体というのを基本に設計をしなければなりませんけども、地域医療、それから介護問題ですね、この辺がやっぱり身近に受けられる環境というのはどうしても必要だろうと思います。場合によっては、家屋の移転とかですね、生活本拠地の見直しとか、そういうようなのも出てくるんじゃないかなというふうに考えるわけです。現在、移住定住策もですね、空き家活用が補助事業でされておりますが、なかなか所有者がですね、簡単に貸すということが、なかなか渋っておられるという方もあると思います。それにやっぱりどうしてかと聞きますと、家財道具が置いてあるとか、仏壇があるからというふうなことを聞きますが、ならばですね、どっか保管場所を村で設定して、無料で預かるとか、まとめてですね、そうい

うふうな方法は考えられませんか、どうでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 今回策定いたしました総合戦略では、仕事の創出、若者の定住、子育て支援というふうな視点で進めております。しかし、地域医療・介護というのはこれからどんどん進みます高齢化に対するの対策として重要でもございます。地域医療につきましては、県内では唯一山江村無医村ということでございますので、健康福祉課のほうで病院の誘致にですね、ついて動き出しております。9月の議会において、ご承認いただきました地域医療検討委員会ですね、予算を使いまして、今後この委員会において地域医療、介護についてはご協議いただくようになってございます。

それから、生活の本拠地の見直しと空き家の活用でございます。現在、空き家につきましては、昨年実施いたしました調査で112軒あるということで、80軒が活用が可能であると。そのうちの7軒がですね、提供しても良いというふうなことでございまして、今年予算で1軒を買い取って改築をしたいと。そして公営住宅として運用したいということで、現在買取りの交渉等を進めておるところでございます。ほかの7軒のうちですね、3軒が仏壇があるというふうなところでございまして、ほかの4軒はございませんでしたので、問題はあまりないようでございます。生活の本拠が移っておられるところは家財道具もほとんど片付けてあるというところございまして、こういうところはご協力いただくようでございます。やはり、仏壇とか家財道具というのは貸していただく中で非常に問題になってくる部分でございまして、一時預かるというか、村で預かるということもですね、実際、課のほうでは検討をいたしました。しかし、かなり難しいものがございますので、仏壇を預かって、その供養とか何とかもこちらでやるのかとかですね、非常に難しい問題もございますので、このあたりはもう少し検討をさせていただきたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 適当な倉庫じゃないんですが、そういう場所をですね、設置して保管されてる自治体の例もあるもんですから、その辺も検討されたいかがかというふうに思います。

次にですね、移住・移転を進める上で、当初西川内地区に、先ほど質問がありましたれども、公営住宅の建設予算がですね、ありました。用地費造成工事費、約5,000万円ぐらい計上されておったわけですが、今回補正で減額されておるようであります。議会でもですね、それなりの国会要望もしましたし、補助金も含めて建設関連のですね、予算も可決をしておったわけですが、聞くところによります

と、先ほどの答弁の中では用地の確保がうまくできなかったということですが、どうも活性化を進めていこう、地域の方も巻きこんで今からやろうやというときにストップが入ったということであればですね、ある意味じゃ仕事に逆行をした形になったんじゃないかなということでもあります。所有者の用地の同意が取り付けられなかったということではないということですが、その辺の動きについて、これは農業委員会のほうになるかと思いますが、状況をちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 迫田農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（迫田教文君） それではお答えいたします。山江村農業振興地域計画の変更について、一部内容を変更して、2回同じ申請地の意見が求められました。

当農地につきましては、圃場整備が済んでおり、農業振興地域の農地であること、国庫補助事業を活用した鳥獣害防止の電気柵を設置済であること、このような営農条件の整った良好な第1種農地であるため、総会で再度審議を重ねた結果、良好な営農条件を備えている第1種農地であるので、当農業委員会としては、「ほかの候補地を検討されたい」と意見書を提出しております。またその後、山江村農業振興地域計画の変更について、別の申請地の意見が求められました。現地を確認し、農振地と農振除外地が混雑している農地であり、総会で審議を行った結果、「小集団の生産力の低い農地でもあり、住宅、その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続している土地であり、当計画の変更はやむを得ないと思われる」と意見書を提出しております。

農業委員会からは、以上です。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 農地の転用がですね、できないということで、やむなく断念せざるを得なかったんだらうと思いますが、その辺の取り組みがですね、当初から読めなかったのかどうかですね、その辺は。私とすれば、ぜひ進める側にですね、やっぱり地方創生の観点からですね、できないものであってもですね、できるだけお願いしてみると、そういう立場で進められたほうが良かったんじゃないかなと思いますが、その辺もしご意見がありましたらお尋ねしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 当初、西川内の公営住宅建設予定地の件につきましては、5月にですね、農業委員会の方に提出、提案させてもらっております。こういう事業を行うときには、一連の許認可の作業がそれぞれついてくるわけでありましてけ

れども、できるだけ早めにということで農地転用、農振除外、それから県の許可等々の作業が要るということでありますので、5月をお願いしたということでありませぬ。ただ、その5月にその土地がですね、転用できない旨の、先ほど事務局長からの報告があったような結論でありましたので、再度9月だったかな、9月に実は農業委員会開会前に私のほうから、同じ議案を出すわけにはいきませぬので、土地を少し増やししながら、形を変えて提案させてもらい、またもろもろのお願いも、地方創生がらみをお願いもしたということでありましたけれども、第1回目の判断と同じような結果であったということでありませぬ。そこの件について、もちろん先ほど言いましたとおりいろんな事業を興すにあつては、それにそれぞれの許認可、関係機関の許可がないとできないということでありませぬから、私も予想はしていなかつたんですけれども、そういう状況を招いて、ちょっと遅れてしまったというような状況でありませぬ。これは、その仕組みでありますから何とも言いようのないわけでありませぬけれども、しっかり関係機関とは連絡、今後はとりながらですね、大きな村の地方創生のプロジェクトでもありますので、やっていかなくちやいけないということも考えているところであります。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 農業委員会ですね、意見をつけて申請をするというのが原則で、ルールですので、これは仕方ないことだろうと思ひますが、その辺をですね、できるだけ進めるべきところは進めていくというふうな立場でですね、していかれたほうがいいんじゃないかなと思ひます。でないと、我々もですね、可決はしたものの、いわゆる空可決だったということになるわけですので、そのようなことがないようにですね、今後十分注意をされて、情報をよくつかんでですね、勉強をしてやっていかれるようよろしくお願ひしたいと思ひます。

地方創生事業そのものはですね、やっぱり失敗は許されないわけでありませぬので、今後TPPの問題とか、その影響にも配慮する必要はあるわけですが、しっかりした戦略でですね、小さくてもつぶれない山江村の創生をぜひ願っておきたいというふうに考えます。

以上で、私の質問を終わります。お世話になりました。

議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時間を2時20分といたします。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時20分

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、4番、西孝恒議員より、食育推進関連について、自家用電気工作物の維持管理と節電推進についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。4番、西孝恒議員。

西 孝恒君の一般質問

4番（西 孝恒君） こんにちは、4番議員、西でございます。議長の許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

通告いたしております質問内容は、食育推進に関連した質問と、自家用電気工作物の維持管理及び節電推進についての2点であります。

まず、1点目の食育推進関連につきましては、質問の通告を提出いたしました11月30日、その日の夕方配達の人吉新聞の第1面に「学校給食に地場食材を」と、山江村の取り組みが大きく出ていました。1面はほとんどその記事でありまして、私の質問の要旨によっては、直ちにご答弁をいただきましたようなタイミングでありました。

では、最初に、本村の食育推進の計画や方針についてであります。食育基本法では、食育を「生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付ける」ということで、国民的広がりを持つ運動として、さまざまな食育推進の取り組みが期待されているという中で、先ほどの人吉新聞にありましたことも、その一環であると思っておりますが、本村の食育推進計画や体制とかお考えについてお願いします。

議長（秋丸安弘君） 山口教育課長。

教育課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。本村におきまして、食育基本計画につきましては努力事項ということで、現在策定はしておりませんが、年度当初に児童生徒が主体的に、創造的に生き、生きる力を育む教育の推進とより良い教育環境の整備、充実を推進することを目的とした平成27年度山江村教育委員会児童生徒教育指導の重点努力事項を定めまして、各小中学校へ指導を行っているところでございます。

その項目の一つとしまして、健やかな体の育成として、「食の重要性を認識し、教育活動全体を通じた食育の推進」ということをうたっております。このことを受けまして、各学校におきまして「食育全体計画」を策定いたします。各学年ごと、

各教科ごとにおきまして、食事の重要性、喜び・楽しさの理解、心身の成長や健康の保持・増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身につける項目、それから、正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について、自ら判断できる能力を身につける項目、食物を大切に、食物の生産等に関わる人々への感謝する心を育む項目、食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につける項目、各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心を持つ項目など、具体的な指導内容をもちまして、月ごとの計画を策定しております、食育の推進を図っているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 児童生徒の生きる力を育むという教育の推進ですね、その中で食育指導の充実や安全管理の徹底、また食育全体計画とかなど実施されているようであります。

それから、私の質問の中でありました食育推進計画については、今のところはまだ作成していないというところであったと思います。

食育基本法では、ここにありますが、18条に「市町村は、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない」となっているようでありまして、またその「市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかにその要旨を公表しなければならない」となっているようであります。ちなみに、今年3月現在の人吉・球磨では、人吉市とか錦町などですね、6市町村が食育推進計画を出してあるようであります。本村は、先ほどありましたように近く出されるかと思えます。

次に、学校給食における地産地消の取り組み状況について通告していますが、これについては、先ほどの人吉新聞によく書いてありました。皆さん、見ていらっしゃると思います。この第1面にですね、出ておりました。学校給食への村内産物の利用率は、それによりますと17.8%ということであります。これは、「山江村まち・ひと・しごと創生」総合戦略の中にもありましたので見ておりましたが、新聞ではさらに品目別にも書いてありまして、取り組み状況は大体わかりますが、その新聞内容も含めて、解説などお願いします。

議長（秋丸安弘君） 山口教育課長。

教育課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。先ほどお話にもありましたとおり、新聞等に出てあるとおりでございますが、現在、学校における地元産農作物の使用率は、先ほどありましたように平成26年度で17%程度でございます。また、主要食材につきましては、ジャガイモが54%、ニンジンが66%、タ

マネギが48%となっております。

この現状を踏まえまして、今年度、産業振興課におきまして、農村集落活性化支援事業及び学校給食地場食材モデル事業の補助事業を活用いたしまして、農業関係、福祉関係、学校関係、物流関係、それから研究機関、行政等をメンバーといたしました「山江村地域活性化協議会」を立ち上げておるところでございます。現在、そのメンバーにおきまして、需要と供給のすり合わせを行いながら、学校給食食材の地元供給の向上に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 蕨野産業振興課長。

産業振興課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。先ほど議員申されました人吉新聞の記事ということでございますが、これにつきましては、今から私が申し上げます事業の取り組みの一面でございます。

この学校給食における地産地消の取り組みといたしまして、先ほど教育課長申しました国の補助事業を活用して実施しておりますが、村内で生産された安心・安全な食材の学校給食への活用を推進し、食育と農家所得の向上につながる取り組みを現在進めているところでございます。

内容につきましては、先ほど教育課長が申し上げましたとおり、約20名で構成いたします「山江村地域活性化協議会」で本年度5回程度、会議を開催する予定でございます。これは、その2回目の記事でございます。その2回行いましたけれども、全国での先進的な取り組みの事例を踏まえまして、山江村に応じた学校給食への供給体制の確立、それから行政からの支援体制など、今後進めていきたいと考えているところでございます。

また、本年度の取り組みといたしましては、村内で生産された農産物の把握とあわせて、新たな流通の開拓や農産物のブランド化を図るため、どの農地でどのような野菜がいつ頃採れるかなどの農地情報のデータ化、それから先進地の研修、それから10年後の山江村の目指す姿を盛り込みました将来ビジョンの作成、それから村内農産物の成分調査、それから給食レシピの開発食品の給食への提供、それから試作メニューに関する児童生徒等へのアンケート調査、それから学校給食関係者からの聞き取り調査などを実施する予定でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） ただいま教育課長、それから蕨野課長よりですね、新聞にもありました内容を含めて、改めてその説明をいただきました。「山江村のまち・ひと・しごと」総合戦略ですね、にもありますが、現状は、こちらは17.9%となっておりますけれども、目標を31年度は一応40%ということですので、そ

のような供給率になりますと、またさらに安全・安心な給食と食育推進につながるかと思えます。

次に、学校給食費の無料化から1年経過しました。そこで、学校給食費無料化についての概要と申しますか、内容をまとめ、例えば文書にしたものを村民の皆さんへお知らせの予定はないでしょうかということですが、実は、以前給食無料化について私も質問いたしましたときに参考にさせていただきました栃木県大田原市ですが、ここは平成24年10月から無料化ですが、その後保護者へのアンケート結果などを含め、無料化の趣旨や食育推進の必要性、地産地消の取り組み、そして学校給食に関する平成27年度歳出予算の概要など、内容がわかりやすくまとめてありまして、それをネット上に出してありました。例えば、このようなものだったんですけれども、一応冊子にしてですね、出してありました。ここは、市ですから規模は違いますが、本村でもありましたらより食育推進についても理解できるのではないかと思います、その点お伺いします。

議長（秋丸安弘君） 山口教育課長。

教育課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。昨年の10月より、学校給食食材助成を実施しておるところでございますが、実施に向けまして事前に学校への説明及び保護者、PTA等への説明、ご理解を得て実施に踏み切った経緯でございます。年度初めにおきましては、申請書を保護者全家庭より学校経由で提出していただいております。平成27年度におきましては、当初現在1,820万円の学校給食食材助成を行っているところでございます。また、この財源といたしましては定住化促進基金を活用し、運営しているところでございます。

ご質問でありますこの概要につきましても文書等は、現在考えてはおりませんが、今後、先ほどありました補助事業であったり、活性化協議会の取り組み等を含めまして、また他市町村の公表を参考にしながら、随時公表していく方針でございます。また、アンケート等に関しましては、この助成事業が定着した際に実施できればと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 今、学校給食に関するですね、その概要、活性化協議会とかの取り組みとか、そういったものの公表とかありますが、このような無料化に関する概要とか、まとめについてはですね、一冊にしてありますので、食育推進についても、それから地産地消についてもですね、割とよくわかるものであります。また、予算についてもわかるようなものであります。一応、教育委員会とされましても、村長へのお話の上の結果と思えますが、村長としてはどう思われ、いかがでしょうか

か。お願いします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） いきなりこちらに振られるとは思いませんでしたけれども、学校給食の取り組みの公表ということでもあります。当然、必要なことであろうかと考えております。先ほど教育課長におきましては、ある程度落ち着いてきた時点でまたアンケートを含めて公表したいということでもありますので、尊重させていただきたいと思っております。

ただ、役場関係各課全体を見ますとですね、もろもろのそういう補助事業とか、各課がやっています事業がほかの事業課に行くと、ほかの課に行くと全然わからないというふうなこともありますので、役場にはデスクネット、またホームページもありますから、そういうのを順次公表していこうかと、もっと透明化して、自分たちの役場の仕事を透明化していくんだというようなことを申しております。

じゃあ、具体的にどう進めるかということにつきましては、役場若手、各課またがった若手でワーキンググループを結成をしようとしております。そのワーキンググループの中でさまざまなホームページの管理やもろもろの、今言われたもの等につきましてもですね、検討を加えながら随時公表していけたらと思っているところでもあります。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 今、村長より、順次公表してですね、ワーキンググループを設置しながらやっていきたいということであったと思います。食育推進、また地産地消含めてですね、学校給食に関するところがそういうことで、より一層ですね、皆様に理解されるのではないかと思います。

次に、2点目の質問ですが、自家用電気工作物の維持管理につきましては、ちょうど3年前の12月定例会にて質問しておりますが、その後についてよろしく願います。

まず、自家用電気工作物、つまり一般的には高圧で受電している大口の建物や設備ですけど、その維持管理には電気主任技術者が必要ですけど、普通はその代行業務として業者委託してあると思います。以前お尋ねしていますが、その後の状況として、委託してあります設備、例えば役場庁舎、学校、処理場などですが、そのような設備と現在の委託先についてお願いします。委託先の業者名ができないときは大体の住所などをお願いしたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。質問の施設でございますが、役場庁舎、それから山田小学校、万江小学校、山江中学校、それから簡易水道

施設の第2水源地と第4水源地、それから農業集落排水の山江東部センターの7カ所が該当する施設ということになります。役場庁舎、それから小中学校の4施設は受電設備、簡易水道の2施設は発電設備、農業集落排水の1施設は受電設備と発電設備が該当するというようになっております。

委託先につきましては、役場庁舎と小中学校は八代市の業者、簡易水道、それから農業集落排水の施設につきましては管内の業者のほうに委託をしております。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 今、委託先については役場庁舎、また小学校が八代市からということですね。ほか、全部で7カ所ということでしたけど、あとは管内ということでありました。しかし、大事なところが割と遠いところから契約してあるかと思えます。電気設備もですね、経年劣化しますし、特に屋外にある高圧気中開閉器の劣化の場合は波及事故になるおそれがありますし、また雷による事故や停電など緊急な場合に対応するには管理委託業者は近いところがよいと思いますが、今の現状から今後も管理計画の変更や見直しがないか、の予定はないかお伺いします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。この業務委託でございますけれども、監視装置というのが設置してあるということでございますので、監視できるところにつきましては、受電設備ですね、未然に異常がわかるということで、設備の状況を把握することはできるということで、十分対応できるというふうに考えております。

それから、八代市の業者ということですが、時間的に40分程度で到着するというので、それで十分対応できるということではないかというふうに考えております。また、監視装置のほうにですね、通信の機器を持たせることによって24時間監視もできるということでもありますので、それで十分対応できるのではないかと考えております。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 総務課長よりですね、特に見直しは考えていないということかと思えます。十分対応できるということで考えられているようでもあります。また、24時間、その通信でですね、対応できるということでもあります。ということではありますが、その点についてですね、総務課長からも一応村長へもお話をされて結果と思えますが、村長とされましては、このお考えはどう思われますか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 業務委託契約の件であります。当然、私も電気工作物管理委託契約があがってきたときは決裁をしているものと思っておりますけれども、役場の業務と

いたしましては、一応業務委託につきましての仕様書をつくりまして、その仕様書に応じてですね、見積書を徴収するということになります。随意契約ということであればですね、特殊な業務であればその特定の会社と契約をするということでありますが、できれば競争をしながら価格の安いところと契約しながらですね、その仕様書どおりできるということであればそことやるということでもありますので、見積書、要するに契約料がですね、安いところと契約をしているという状況でありますので、またその距離的にも問題ないという総務課管理の話でありますから、何ら問題ないのではないかと考えております。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 今、村長からもですね、一応その価格にもよるということで、やはりお値段がですね、ちょっと高いところはちょっと無理もないかとも思います。しかし、やはり安全・安心なですね、事前対策としてはですね、近くて安心できるところがいいんじゃないかなと思うんですが、実際にですね、10月にありました山江村文化祭開会式ですね、停電アクシデントとか、それから前回のですね、9月定例議会中にわりと長く停電するというのもありました。

それからまた、八代から40分とは言われますけれども、確かに高速ではそれで来るかと思えます。しかし、台風15号のときはですね、高速道路も不通になるなどですね、緊急時に早い対応ができないようなことがあっております。それから、24時間対応ができるとは言いましてもですね、どうしてもこれ本人でなければできない部分があるわけです。例えば、受電室の遮断機の操作、それから役場なら役場の第1号柱の気中開閉器とかありますが、そういったところはその担当者、本来は主任技術者なんですけど、ができないときは、その代行業務の担当者になりますけど、それでそういったところにはどうしても本人が来ることにはなりますけど、そういったところでややちょっと緊急時にですね、対応ちょっと難しい面は実際にはあるんだということがですね、あるかと思えます。そういうこともありまして、一応そこで要一考ではないかと思ったところでもあります。管理委託の契約更新は何年ぐらいでなっているか解りますでしょうか、お願いします。

村長（内山慶治君） まず、停電の理由から、わかりますか。

議長（秋丸安弘君） 山口教育課長。

教育課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。先般行われました山江村文化祭の停電の件でございますが、一つ、施設内のブレーカーの許容範囲と外側の電柱にある太陽光に関しましてはブレーカーのアンペアの違いによる停電ということが判明しておりました。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 体育館はですね、ここの大元の電気工作物との直接関係はありませんということです。

それと、この議場は前回停電したのは九電の停電で、工作物関係じゃないということですから、ご確認いただきたいと思います。

それと、契約の期間は1年ということであります。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 停電の原因を話していただきました。原因はですね、一例一例、それぞれあるかと思いますが、原因が早くわかるかどうかということはどうですか、やはりそのところがどうしてもそういった担当者も必要かなということになります。

では、最後にですね、節電推進についてですが、政府方針としては、熊日新聞にも載っておりましたが、蛍光灯を原則生産禁止して20年度以降、全照明をLEDにするということになります。本村でも役場庁舎は全部LEDかと思いますが、ほかの施設や学校など、現状とですね、その対応や方針についてお願いします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。節電についてであります。電気の使用料はエアコンに左右されるということで、監視装置により自動でエアコンの室外機を制御して使用料を少なくする、こまめに切ることで契約電力を下げるシステム、ピーク電力自動制御システムというのがありますが、設置可能な施設、エアコンの型が新しい小中学校、こちらのほうに導入して節電に努めております。設置できない、役場のほうはエアコンの型が古いということで、型が古くて導入できないところにつきましては、エアコンの適度な設定温度を心がけるということで節電に努めております。

それから、施設のLED化についてであります。役場で管理する施設ということで学校を含め12施設ほどありますが、現況といたしまして、役場で管理する街灯、それから役場庁舎の事務室、役場庁舎全体でなく事務室のみはLEDの照明に切り替えております。

今後につきましては、国の方針が2020年度以降はLEDの照明のみの製造にするということになりますので、導入に当たりましては、導入費用が高額になるということで、経費面のことを考えながらLED照明の移行を計画的に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 今、そういった設備もですね、次第に節電タイプになってきて

おりまして、高性能な、性能が良くなったものが今どんどん出ているわけですね。役場庁舎は事務所内がLED化ということでありまして。特に使うところはですね、そのようにLED、たまに使うところは蛍光灯ということかと思いますが、しかし、学校なども相当数の蛍光管があるかと思っております。今後、次第に蛍光灯は生産が少なくなってくるかと思っておりますからですね、計画的な取り替えとかすることが必要かと思っております。全照明をLED、新聞ではですね、全照明をLED化にするということは、つまりその背景にはですね、やっぱり地球温暖化対策の新たな枠組みの合意を目指すという、いわゆるCOP21ですが、省エネと再生可能エネルギーの利用やLED化が進んで、節電と同時に発電から出る温室効果ガスも次第に減少して、次世代へのクリーンな環境につながるようですね、節電推進は今後も必要かと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） 次に、1番、赤坂修議員より、債務管理業について、農業委員会総会会議録の公開についての通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。1番、赤坂修議員。

赤坂 修君の一般質問

1番（赤坂 修君） 1番議員、赤坂でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をいたします。平成27年も、早いもので12月の半ばを迎えるところでございます。今年もいろいろなことがありましたが、4月には議会選挙があり、私もこうして議場に立ち、一般質問をするに当たり、今年最後の一般質問ということで、改めて身の引き締まる思いであります。よろしくお祈りをいたします。

それでは、1点目、債権管理業務についてということで質問に入ります。先の9月定例議会におきましては、平成26年度一般会計・特別会計の決算が認定されたわけですが、その中で歳入におきまして、一般会計から特別会計のケーブルテレビ事業まで、平成26年度収入未済額、いわゆる滞納繰越金がありますが、5,027万7,823円という多額の繰越金が計上されております。平成27年度も12月に入りまして8か月が過ぎましたが、どのくらいの徴収実績が上がっているのか。金額と滞納繰越金に対する徴収率をお伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 福山税務課長。

税務課長（福山 浩君） それでは、27年度滞納繰越額の5,027万7,823円について、全項目について一括読み上げたいと思っております。

まず、回収実績と徴収率は11月末現在の数値であります。一般会計の村民税、回収実績が32万2,018円、徴収率が7.1%、固定資産税が52万7,909円、徴収率が6.1%、軽自動車税6万700円、15.3%、児童福祉費負担金14万9,000円、47.1%、これにつきましては、年度内全額収納見込みです。それと、住宅使用料1万5,000円、徴収率が16.6%、財産貸付収入、これはゼロで0%です。

次に、特別会計ですけど、国民健康保険税302万9,536円、徴収率が9.3%、簡易水道6万3,150円で6.6%、農業集落排水5万8,750円で21.1%、介護保険が2万7,850円で1.8%、後期高齢者医療が23万8,900円で100%です。それと、ケーブルテレビ事業が19万600円で41.4%、全体の合計が471万3,413円で9.4%であります。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） ただいま税務課長より詳しく説明をいただきましたが、なかなか思うように徴収実績も上がっていないようでございます。滞納繰越額の大きい項目を見ますと、固定資産税858万4,830円に対しまして、52万7,909円、徴収率が6.1%、村民税が491万8,994円の繰越額に対しまして、35万18円、徴収率7.1%、国民健康保険税に至っては、3,247万8,056円の滞納繰越額がありますが、徴収額が302万9,536円、9.3%になっているようでございます。また、介護保険税につきましては、滞納繰越額149万8,663円、徴収額が2万7,850円で徴収率1.8%というふうになっているようでございます。

今の数字から見ますと、なかなか厳しい現状であります。地方経済も低迷している状況で、収入も上がらず私たちの生活も楽しくならない中、徴収業務に当たっておられます担当課担当職員におかれましては、負担も大きく大変ご苦労されていることと思いますが、今の担当課長からの説明からしますと、平成26年度ももう既に8か月が過ぎる中で徴収実績が思うように上がっていない現状のようであります。しかし、自主財源の確保という観点から、まず1番目に着目しなければならないのは、既定財源の確保、すなわち村税、使用料等の徴収率を上げることによって自主財源を確保するということになるかと思えます。

そこで、内山村長におかれましては、平成27年度も12月に入りまして、4カ月を切ったわけですが、どのような対策を講じて滞納繰越金の徴収率向上を図っていかれるのかお伺いをいたします。

また、9月の定例議会の答弁の中で、徴収した税の充当についてということで、

滞納があってもまず現年度、27年度分ということですが、現年度分から充当するように指導しているといわれておりますが、私が考えてみますと、滞納が発生しますと延滞利息が付きます。時効の問題も発生します。延滞利息は滞納された方に対するペナルティとして最高14.6%という高率でありますので、まずは延滞金の負担を少なくしてやるということから、滞納されている古いものから充当する。また、時効が近づいている債権がある場合は時効の中断の対策を打つということからも、また時効による不納欠損金が発生しないようにするということから、古い債権から充当していったほうがいいのではないかと、私は考えるところでございます。いかがお考えでしょうか、2点についてお伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 実は、私も税務課のほうで7年ほど勤務したことありまして、非常に税務課自体は勉強になるところでありますけれども、この滞納について、いつの時代もでありましょうけど非常に頭を悩ますということでもあります。徴収率は、実は税額が上がると徴収率はよくなる。税額の調定が下がると、いわゆる景気が良いとですね、徴収率も上がる、景気が悪いと徴収率が下がるというような傾向にあって、非常に難しい部分があります。今、非常にこういう世代でありますので、徴収率も非常に苦労しているということでありまして、また税務課の職員にも非常に苦労かけているところでありますけれども、税の公平性という面からですね、しっかり徴収についてはですね、やるように、そして法手続きもしっかり勉強しながらやるようにと申しているところでありまして、最近、差し押さえの物件の印鑑も押させてもらったということもあります。

お尋ねの現年を最初にとということと、どういう指導ということでもありますけれども、3点をやっぱり強く言っております。まずは、現年をまず納めない滞納はますます膨らむぞということを言っています。それと、訪問をですね、回数をやっぱり増やしているんな納税相談に応じてくれと。それと、その上で納税計画をご本人に確認の上、一緒になってですね、その滞納については書いてもらうという3点が、この滞納、税の徴収に係ることだと思っております。

そのお尋ねの現年の件でありますけれども、現年の課税は、例えば30万円あったとします。30万円あって20万円しか取れなかったということであれば、さらにその10万円は滞納となって翌年度に繰り越されるわけでありまして、まず現年の30万円を払ってもらわないと、今までの滞納分の滞納税は減らないという計算になるわけでありまして、要するに30万円の現年度があって滞納分に20万円の滞納税を徴収したら、さらに10万円はその人は滞納の総額が増えるということになるわけでありまして、とりあえず現年を取る、それから余裕ができれば納税

計画によって滞納分を納税してもらおうという方針を立てさせてもらっているところ
であります。当然、もろもろの事情で執行停止も、どうしてもですね、この方につ
いては行方不明も含めて無理だということであれば執行停止をすぐかけながら3年
の時効を迎えるというようなことでもありますが、当然足しげく訪問しながら納税
相談をしていくということ自体が時効中断にもなるわけであり、催促をするわ
けでありますので。そういうことを考えながらといいますか、時効中断、執行停止
ということ踏まえながら、またその滞納整理といいますか、滞納処分も含めまし
て、しっかり勉強しながらですね、その税務徴収に当たるようにということであり
ます。ただ、なかなか成果が上がらないということについても、納税者の方もいろ
いろおられるわけであり、本当に困っておられながら納税されておられる方。
また、逆に悪質といいますか、本当にお金はあるのに納税の義務を果たされない方
もおられるわけであり、そういう現状は一人一人訪問しながら、把握しな
がらということになっております。現年課税につきましては、私の考えはそのよう
なことでありますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） 今、充当の件についてはですね、村長のほうから今お伺いいた
しましたけれども、どうも私のほうは延滞利息が付くということですので、その辺
の延滞利息を減免するというのであれば現年度分からして、そういうふうな考え
でもいいと思うんですが、延滞利息というのはですね、古いものは延々と付いてい
くものですから、そういうことを考えるとですね、やっぱり古いものから基本とし
ては住宅ローンも何でも一緒ですけど、古いものから充当していくというのが基本
だと私は考えておりますので、その辺のところはまた検討をよろしくお願ひしたい
と思っております。

それと、今差し押さえの件も言われましたけれども、平成26年度の税務課の事
務報告ではですね。26年度還付金の差押え件数が5件で、金額で3万8,287
円の実績が書いてありますが、ちなみに、これは平成20年10月のですね、広報
やまへのほうに載ってございましたけれども、ちょっと古い数字ですけども、この
中にはですね、平成19年度財産差し押さえ実績、預金51件、給与2件、生命保
険1件、動産1件、これは物件数が26点と書いてあります。自動車1件、不動
産、その他の差し押さえ10件、総計で66件差し押さえを実施しているというふ
うに書いてありますので、納税相談等先もありましたけれども、納税相談等にす
ね、もう一歩も二歩も踏み込んだ対応をしていかないと、徴収率向上は望めない
と考えておりますので、さらなるご努力をお願いしたいと思っております。

次に入りますけれども、村税又は使用料等の滞納が発生した場合の回収について

は、督促状の送付からはじまり催告、納税相談、悪質な場合は財産調査、差し押さえを行い、公売による換価処分を経て滞納債権を回収するという手続きで滞納整理がなされますが、徴収事務を行う職員におかれましては、日頃住民と直に接しているということから、差し押さえ等強制執行をしなければならないという状況になりますと。遠慮と申しますが、そういう感情からなるべくそのようなことはしないでおきたいという気持ちになるのは事実だと思います。しかし、ほとんどの村民の方は厳しい中にきちんと税金や負担金、使用料等を納めておられることを考えるときに、公正・公平の観点からも滞納が発生したならば条例、規則に従い、毅然とした姿勢で滞納整理に当たらなければならないことは、ご承知のとおりであります。しかし、実際問題として、滞納整理業務を行う上では、複雑な法令等に沿った徴収手続、納税相談に応じない滞納者への対応、時効中断の問題、所在不明や相続問題等で複雑化した債権の回収など、専門的な知識やノウハウが必要になってきます。それに、職員の方は一応行政サービスの提供が主な業務となっていることから、債権管理業務に関しては、やや不慣れなところもあるのではないかと。また、定期異動があることから、新しく徴収担当になられた方は1から法律や条例、規則等を勉強し、業務に当たらなければならないことなど、いろいろな問題があるのが現実であります。平成26年度は494万円の不納欠損処理がなされ、滞納繰越金については毎年5,000万円前後の繰越金が計上されております。

このような状況からも、債権管理を専門に行う部署の設置など、債権管理体制の整備等について提案していく時期に来ているのではないかと思うところでありますが、まずは執行部におかれましては、複雑な滞納整理業務について、税務課、健康福祉課から教育委員会の奨学金まで、各担当課でそれぞれの関連条例、規則、要領に基づいて徴収業務を行っておられますが、業務を効率的に進められるように、また同じ水準で徴収業務ができるように事務の標準化を図り、異動によって新しく担当になった職員でも短期間にその業務を習得できるような関連する法律、条例、また徴収方法などの知識やノウハウを明確に定めた業務マニュアルを制定して、それに基づいて徴収業務に当たってはどうかと提案するところですが、どのように考えられるのか、お伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 福山税務課長。

税務課長（福山 浩君） それでは、滞納整理に関しますマニュアル制定ですけど、今現在ですね、税務課につきましては、一応納付期限内に納付されない場合。原則として20日以内に督促状を発送しております。督促しても納付されない場合、吏員を中心に文章催告と電話催告等を行っております。一応、訪問を重点的に行って納税計画を立てるようにしております。それでも納付されない場合は、金融機関と

か生命保険等の財産調査を行いまして、それでも本人の納付がない場合は、本人の同意の上ですね、申告での還付金の差し押さえとか、役場からの支払い時の差し押さえ等を行っております。それでも多額の場合はですね、搜索を検討しなくてはならないかなと思っております。その観点から見まして、税務課だけの滞納ではなくてですね、各課全般にその滞納者がまたがっていますので、全課同じ人の滞納者が該当するかと思われまます。その際、現在はですね、税務課の滞納整理方針はありますが、役場全体のはですね、滞納管理マニュアルというのは存在しませんので、今後はですね、村税と国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、上水道使用料、下水道使用料、住宅使用料、ケーブルテレビですね、それと土地建物貸付料、あと先ほど議員が言われました奨学金ですね、これらを一応考えるならばですね、各課の協議が必要かなと思っておりますので、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） 今、基本的な徴収方法をご説明いただきましたけれども、前向きに検討していただくということですが、やはりですね、これは今までのようなやり方徴収方法といえますか、努力はされているものだと思いますけれども、なかなか何か工夫をしていかないとはですね、やはり徴収率向上は望めないと思います。また、さっき言いましたように、統一したですね、マニュアルに沿って事務をすることによってですね、スキルアップにつながると思っておりますので、ぜひ28年度からにでも検討をいただいて、早急につくっていただくような形で進めていただければと思います。

私、今の税務課長のほうから伺いましたけれども、税務課のほうでもですね、一応ここに平成26年度滞納整理方針、平成27年度村税等収納向上対策計画書というのがつくってありますけれども、素晴らしい計画を立てておられると思います。この整理方針、収納向上対策計画書に沿ってですね、業務を遂行していただくならば徴収率も向上するのではないかと考えるところですが、しかし、現実ではなかなか徴収率も上がってないところであります。また、計画書の中にですね、村税等の悪質滞納者に対する行政サービスの制限を関係各課と連携して検討しますというようなことで書いてありますが、やっぱりきちんと納税していただいた方が基準でありますので、滞納されている方とですね、きちんと納税されている方と同じ行政サービスを受けられるということは、きちんと納税されている方からしますとですね、悪質な滞納者には何らかのペナルティを科すことも検討していかないと、公平性に欠けるのではないかとと思われるのではないかと。また、踏み込んだ対策が必要

ではないかと考えます。

債権徴収マニュアルについては、私もネットで検索してみますと、いろいろ出てきますが、滋賀県の野洲市債権管理マニュアルや福岡県中間市の債権管理マニュアルを読んでみましたが、関係法律、回収の手順等、フロー図等を用いよくまとめていると思います。統一した債権徴収マニュアルを制定し、徴収業務を行うことで各課、各担当者間の共通意識、意思の統一が図られスキルアップにもつながるのではないかと考えるところであります。また、異動により担当者が変わった場合でも、統一したマニュアルに沿った徴収事務を行うことで、滞納者のほうからですね、前任者と対応が違うのではないかというようなクレーム等のトラブルも未然に防げるのではないかと考えます。一番大事な村民への公平性も保つのではないかと考えます。徴収率向上の問題はどこの市町村も共通した課題だと思っておりますが、地域的なこともありますが、五木村においては徴収率100%達成と、新聞に報道されておりました。私は、マニュアルの制定を提案するところですが、ほかに良い対策が考えられるのであれば、日々努力をされているとは思いますが、今のままでは何か工夫をしていかないとさらなる徴収率向上は望めないと考えますので、早急な対応を要望いたします。

以上、1点目が終わりました、2点目ではありますが、農業委員会総会議事録の公開についてお尋ねをいたします。農業委員会におかれましては、農地の売買や賃貸の許可、農地転用案件への意見・具申、遊休農地の調査指導など、村長から独立した行政委員会として、公正中立に業務を遂行されているところでございますが、今回、11月に農業委員会先進地研修で、長野県小布施町に行っておられますが、小布施町では、今現在、小布施町の農業委員会の議事録であります、これは平成27年9月の28日開催された議会議事録であります、既に総会議事録についてはホームページに公開され、誰でも閲覧できるようになっています。今回の研修ではですね、このようなことを踏まえて、議事録公開についての研修を成されなかったのか。また、現在総会議事録については農業委員会へ出向いて閲覧できるようになっているようですが、当村としても、山江村のホームページに公開する考えはないのか。公開する上で何か問題等があるのであれば、お伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 迫田農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。農業委員会等に関する法律第27条に、「会長は議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない」とされています。これは、総会等の終了後、速やかに市町村個人情報条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく詳細に記した議事録を作成し、これに縦覧に供することであります。

本村の農業委員会でも山江村農業委員会総会規則第20条第1項に、「会長は議事録を作成しなければならない」。同じく第3項に、「議事録は委員会に備え付け、これを一般の縦覧に供しなければならない」とされており、現在、総会終了後議事録を作成し、委員会事務局のみでの縦覧・公開としています。議員が言われますとおり、村民の皆様は農業委員の活動状況をお知らせするとともに、審議の過程の透明性を確保する観点から、ホームページの公開も進めていきたいと思っております。

今回の議事録の公開につきまして、小布施のほうでは研修項目に入っておりません。

以上であります。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） 今、事務局長のほうからお伺いいたしますけれども、今言われたことにつきましては、平成21年農地法の改正があったときにですね、農業委員会に適正な事務実施についてということで、農水省金融局長名で全国農業会議所に対して、すべての農業委員会で取り組みが行われるよう適切に助言・指導を願いたいということで通達が出ております。内容については、今事務局長が言われたような内容でございますけれども、ちょっと読んでみますと、内容については、審議結果等の公表についてということで、「農業委員会は総会等の終了後、速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること。なお、その際、当該事案について農業委員会法第24条の議事参与の制限、これは農業委員会には自己又は同居親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないということですが、適正に行われていることを明示し、農業委員会の審議過程の透明性を確保する観点から、当該議事録について市町村のホームページ等により公表することとあります。この通達によってですね、今事務局長のほうも説明されたように、議事録においても作成されていると思いますので、個人情報保護条例の問題というのはクリアされているのではないかと考えます。議会においては、今現在ケーブルテレビで中継もされておりますが、議会議事録については既に村のホームページに公開され、ネットで誰でも閲覧できるようになっております。このような経緯からも、また農業委員会ですね、さっき事務局長が言われましたように、活動状況をお知らせするという観点からも、村民への行政サービスの一環として、平成27年度分からホームページに公開されることを要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） これで、通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。

た。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後3時23分

第 3 号

1 2 月 1 1 日 (金)

平成 27 年第 7 回山江村議会 1 2 月定例会（第 3 号）

平成 27 年 12 月 11 日

午前 10 時 00 分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 報告第 2 号 株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会委員長報告
- 日程第 2 発議第 2 号 議会活性化調査特別委員会設置の決議について
- 日程第 3 議案第 50 号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて
- 日程第 4 議案第 51 号 山江村政治倫理条例の制定について
- 日程第 5 議案第 52 号 山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 53 号 山江村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 54 号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 55 号 山江村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 56 号 平成 27 年度山江村一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 10 議案第 57 号 平成 27 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 58 号 平成 27 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 59 号 平成 27 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 陳情第 1 号 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書提出を求める陳情
- 日程第 14 陳情第 2 号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書
- 日程第 15 要望第 2 号 貴当局より発注される建築事業に関する設計・監理業務を人吉球磨建築設計事務所協会の会員に委託する要望に

ついて

- 日程第 1 6 要望第 3 号 駐車場・公衆トイレの整備についての要望書
日程第 1 7 議員派遣の件
日程第 1 8 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務常任委員会、経済建設常任委員会）

2．出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 赤 坂 修 君 | 2 番 横 谷 巡 君 |
| 3 番 森 田 俊 介 君 | 4 番 西 孝 恒 君 |
| 5 番 立 道 徹 君 | 6 番 谷 口 予志之 君 |
| 7 番 秋 丸 光 明 君 | 8 番 中 竹 耕一郎 君 |
| 9 番 秋 丸 安 弘 君 | 10 番 松 本 佳 久 君 |

3．欠席議員は次のとおりである。（0名）

4．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新 山 孝 博 君

5．地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	教 育 長	大 平 和 明 君
総 務 課 長	豊 永 知 満 君	税 務 課 長	福 山 浩 君
企画調整課長	北 田 愛 介 君	産業振興課長	蕨 野 昭 憲 君
健康福祉課長	平 山 辰 也 君	建 設 課 長	白 川 俊 博 君
教 育 課 長	山 口 明 君	会 計 管 理 者	中 山 久 男 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	迫 田 教 文 君	代 表 監 査 委 員	木 下 久 人 君

開議 午前10時00分

議長（秋丸安弘君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第10の本会議で、質疑、討論、表決となっております。議事日程の順に質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第54条（同一議題の質疑の回数3回）の規定と、同規則第55条（発言時間制限60分）の規定をお守りいただくようお願いします。

なお、3回を超える場合は、第54条但し書きにより、議長の許可を得てお願いします。

日程第1 報告第2号 株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会委員長報告

議長（秋丸安弘君） それでは、日程第1、報告第2号、株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会委員長報告についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） おはようございます。報告第2号、株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会の報告書について、質疑をしたいと思います。

調査委員会のほうで4回にかけましてそれぞれの調査をし、一定の報告をしたところでありますが、今日、その代表監査も出席でありますので、代表監査としての立場での客観的なお考え、お尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 木下代表監査委員。

8番（中竹耕一郎君） ちょっと待ってください。委員長がおりますので、委員長に許可を得ないとまずいと思いますけど。

議長（秋丸安弘君） 10番、松本佳久議員。

8番（中竹耕一郎君） 代表監査委員の立場で客観的なコメントをいただきたいと思っています。許していただけますか、発言。

10番（松本佳久君） 代表監査委員の見解を尋ねることは差し支えないと思っております。

以上です。

議長（秋丸安弘君） それでは、代表監査委員、木下久人委員。

代表監査委員（木下久人君） それでは、中竹議員より、監査委員としてのこの報告書に対する意見ということでございますけれども、この報告書につきましては、議会の特別調査委員会が調査をされた案件ですので、監査委員として詳細なことはわかりませんので、一部、この報告書に記載されていない部分が私なりの解釈で述べさせてもらう部分があることをはじめにお断りしておきたいと思えます。

まず、このような案件につきましてはですね、議員各位及び関係職員におかれましては大変ご苦労があったかと思えます。大変ご苦労さまでございました。

さて、最初に囲炉裏の設置工事についてでございます。報告書によれば、平成21年の12月に完成をされ、その工事費は全額地域活性化・生活対策臨時交付金が充てられているようであります。当然、補助事業を行う場合には目的があり、その利用方法、管理の仕方等詳細な計画書を作成され、熊本県を經由し国の承認を得て建設されたものと思っております。補助事業で造られた施設は事業計画に沿い、適正に管理運営をしなければならぬものが2年も経たないうちに取り壊されたとあります。当然、補助事業で設置されたものを取り外す場合は熊本県を經由し、国の関係省庁の財産処分承認を得る必要がありますが、その手続きも行われていないようでございます。これは、明らかに山江村に行政手続きのミスがあったと思えます。

次に、取り外しの経緯についてでございます。担当課は補助事業で設置した囲炉裏であるので、山江温泉の幹部職員に取り外しはできないと説明しているにもかかわらず、お客様を増やすため取り外したいと、たびたび交渉をされた経緯があるかと思えます。取り外しができないと担当課が説明したのであれば、当然、幹部職員は上司、つまり社長及び取締役会に報告すべきであったと思えます。このことは、行政側にも言えることですが、重大事項は上司に報告する義務があったかと思えます。

このことに関連しまして、当時の山江村長は、横谷巡氏は、補助事業とは知らなかったとあります。このことも連絡体制及び報告義務が不十分であったとしか言いようがないと思えます。

次に、取り外した材料の保管方法でございます。村有施設に適当な倉庫がないことから業者に保管を依頼したとあります。当然、山江村の財産ですから山江村で保管すべきであり、慎重さに欠けていたと思われれます。

いずれにいたしましても、現在囲炉裏はない状況であります。調査特別委員会の報告書によりますと、速やかに再設置をされることが望ましい方向ということで方

針が出ておりますが、私も同感と思っております。

最後になりますが、今回の件は、本来やってはいけないことをやってしまったと言わざるを得ません。今回のことを反省され、原因の徹底究明をされ、再発防止に努めていただくことをお願いし、監査委員の意見といたします。

以上です。

8番（中竹耕一郎君） 終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本報告を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

日程第1、報告第2号、株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会委員長報告については、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第2 発議第2号 議会活性化調査特別委員会設置の決議について

議長（秋丸安弘君） それでは、日程第2、発議第2号、議会活性化調査特別委員会設置の決議についてを議題とし、質疑を許します。質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第2、発議第2号、議会活性化調査特別委員会設置の決議については、原案どおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました調査特別委員会の委員長、副委員長、委員を決定する必要がありますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、暫時休憩をします。

- - - - -

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

- - - - -

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

まず最初に、訂正をお願いします。会期日程、日次第10としましたところ、第3の本会議でございましたので、訂正方、よろしくをお願いします。

ただいま議会活性化調査特別委員会委員長、副委員長、委員の互選がありましたので、報告いたします。委員長に松本佳久議員、副委員長に横谷巡議員、委員として、中竹耕一郎議員、森田俊介議員が任命されました。

以上、報告を終わります。

- - - - -

日程第3 議案第50号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて

議長（秋丸安弘君） それでは、日程第3、議案第50号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第3、議案第50号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについては、原案どおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第4 議案第51号 山江村政治倫理条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第4、議案第51号、山江村政治倫理条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑、ありませんか。

10番、松本議員。

10番（松本佳久君） 議案第51号、山江村政治倫理条例の制定について。第8条は、村民の審査請求について書いてあります。そこには、村民は村長と、及び議員が本条例2条にある村長と及び議員の責務、3条にある政治倫理基準、4条にある請負契約等の規定に違反する疑いがあると認めるときに村民は審査請求をすることができるというものであろうと考えます。それぞれ2条、3条、4条には何と書いてあるか、答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。

第2条には、村長及び議員の責務ということで、「その職にある人は、地方自治体の本旨にのっとり、村民の代表として公正・公平・清廉な活動によって職務を果たすようにしなければならない」と規定してあります。3条には、政治倫理基準ということで規定されております。1号から6号までありますが、6号をまとめますと「その職にある人は、私利私欲に走らず特定の人に有利なことをしない。公平・公正でなければならない」ということが規定されております。第4条には、請負契約ということで、取締役という肩書にかかわらず、実質的にこの経営に携わっていたりする本人又は親兄弟、こういう人は村との請負であるとか物品納入は辞退するように努める」ということに規定をしております。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） ただいま豊永総務課長答弁いただきましたように、2条、3条、4条の規定があります。

そこで、第8条にある村民の審査請求であります。村長と及び議員が違反する疑いがあると認めるときに、村民は具体的にどのようにすればよいとなっておりますか。審査請求を求めるときに、村民はどのようにすればよいか、答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） お答えをいたします。疑いを持たれたときには、その疑いがかかるような資料を村長に係る分につきましては村長に、議員に係る分につきましては議長に、その資料を提出して請求することができるということになってます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 村民から審査請求があった場合、村長はどのような方を審査委員として委嘱し、どのような手順で政治倫理審査会を設置されますか、答弁をお願いします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 答弁いたします。この条例の第6条に、審査会についての規定

が書いてあります。審査会の委員は5人とし、学識経験を有する者及び地方自治法第18条に規定する、要するに選挙権を有する村民のうちから、村長が公正を期して委嘱するということになりますので、この規定により選任をさせていただきたいと思いをします。

具体的には、こういう条例は他町村においてもですね、制定をされている例があります。特に、学識経験をどういう人を選定するかという件につきまして、相当法律的にも詳しい人が求められるんじゃないかというふうなことを考えるところでもありますので、その他町村の様子についても調査しながら選定をさせていただきたいと思いをします。

10番(松本佳久君) 質疑を終わります。

議長(秋丸安弘君) ほかに質疑はありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

8番(中竹耕一郎君) 議案第51号につきまして、1件だけ質疑をいたします。

第9条の中に、付託を受けた日から起算して90日以内に審査結果を尊重に報告しなければならないというようになっておりますが、果たして事務的に90日以内でできるものかどうか、見解をお尋ねします。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それでは、お答えをいたします。

この条例の制定につきましては、他町村の条例を参考にしながら提案をしたところでございますが、90日としておりますけれども、この90日以内を目指してですね、審査をしてもらおうということで、この他の町村もできるようでありますので、山江村といたしましても、この90日以内ということであるというふうにご考えております。

8番(中竹耕一郎君) はい、終わります。

議長(秋丸安弘君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第4、議案第51号、山江村政治倫理条例の制定については、原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第52号 山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第5、議案第52号、山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第5、議案第52号、山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、原案どおり可決決定することにいたしました。

日程第6 議案第53号 山江村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第6、議案第53号、山江村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑、ありませんか。

1番、赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） 議案第53号について質疑をいたします。山江村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。これは第2条になりますけれども、長期継続契約を締結することができる契約ということで、第2条の2項の施設の維持管理に係る契約、その他複数年度にわたり経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、翌年度の当初から役務を受ける必要があるという記載がありますが、この対象になる契約について、どのようなものがあるのかお伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。第2条の2項に係る契約でございますが、庁舎の警備を委託しておりますが、主なものとしては庁舎の警備の業務委託のほうが、この長期継続契約のほうに該当することになります。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） 今、警備員契約というふうに説明がありましたけれども、今現在の公用車の運行、管理及びスクールバスの運行管理、村内の小中学校の学校給食調理及び調理場の管理、村道等の維持管理及び車両の管理ということで委託契約はされておりますけれども、これも一応役務の提供というような形になるかと思えますけれども、これは一応対象にならないということで解釈してよろしいのでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。役務提供ということで、先ほどの業務委託のほうは該当しないかということでありますけれども、業務委託契約の金額を提示しない場合は該当するかと思えますけれども、毎回、毎年ですね、その業務委託料が変わってくる可能性がありますので、そこについては、この契約に該当するかもわかりませんが、該当しないかもわからんということでございます。今のところは該当しないというところでしてます。

1番（赤坂 修君） 質疑終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第6、議案第53号、山江村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、原案どおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第54号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第7、議案第54号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第7、議案第54号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第8 議案第55号 山江村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第8、議案第55号、山江村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） ただいま議題となっております議案第55号について、1点だけ質疑をいたします。

先ほど可決しました52号や54号もですが、そしてまたもう既に条例を制定しているマイナンバー制度についてであります。この条例もそのマイナンバー制度関連のようであります。そこで、ただいま議題となっている条例もそうですが、そのほかのことも含め、マイナンバー制度についての周知を図るために、夜間や日曜日等に村内各地でマイナンバー制度を理解するための説明会等を開催する考えはございませんか。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。

マイナンバー制度につきましては、5月から6月にかけて村政懇談会のほうでも説明をしておりますが、今現在、健康福祉課のほうでは介護予防事業の中で説明をしております。そしてまた、ケーブルテレビのほうでも放送をしているところです。このマイナンバー制度の使用は平成28年1月1日から使用するということですが、情報提供ネットワークシステムが動き出すまでには時間があり、変更点、いろいろあると思いますので、そういうことから、制度の周知につきましては、やまへ広報あたりでマイナンバーシリーズというような格好で周知を図っていきたいというふうに考えております。また、今後におきましても、今介護予防事業で実施

しております説明会のほうを進めていきたいというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） まだ時間もあるので、ケーブルテレビややまえ広報、それから介護予防サービス等の中で周知を進めたいという答弁であったかと思えます。これは、手続きもやや難しいし、写真も撮らなくちゃいけないし、そして最近サイバーテロのニュースもあって、村民は戸惑っておられるのではないのでしょうか。

再度お聞きします。今日、明日とは言いませんが、村民を対象とした説明会を村内各地で開かれる考えはございませんか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） ただいま総務課長が答弁いたしましたように、各種会合またはケーブルテレビ、そしてやまえ広報等々です。この件については説明を積み重ねていきたいということであります。ただ、本当に困ってらっしゃる村民の方々がおられる、手続きに戸惑っておられる村民の方がおられるということであればですね、実は15日に区長と区長代理の合同会議を計画しておりますので、そこでもその現場の意見をちょっとお伺いしながら、対処していきたいと思っております。

10番（松本佳久君） 質疑を終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第8、議案第55号、山江村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決決定いたしました。

- - - - -

日程第9 議案第56号 平成27年度山江村一般会計補正予算（第4号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第9、議案第56号、平成27年度山江村一般会計補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

5番、立道議員。

5番（立道 徹君） 議案第56号、平成27年度山江村一般会計補正予算の第4号についてですけど、11ページの企画振興費ですけど、19番の負担金補助及び交

付金、丸岡会参加助成金について質疑いたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 企画振興費の節19、負担金補助及び交付金の丸岡会参加助成金でございます。

この内容につきましては、当初2万円の20名分を予算化いたしておりました。今回、郷土芸能の披露ということで、東浦の臼太鼓踊りのほうへ出演を依頼しておりますので、13名分を今回計上させていただきました。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） もう1点だけですね、最終ページ18ページのですね、公民館費があります。112万円ほど、委託料、工事請負費ですね、13番、15番、これについてお尋ねします。

議長（秋丸安弘君） 山口教育課長。

教育課長（山口 明君） それではお答えいたします。

公民館費の委託料及び工事請負費でございますが、これは旧大川内小学校校舎の一部解体改修の委託料及び工事請負費でございます。これにつきましては、地域住民、大川内地区の方より地域懇談会及び移設要望等を含めました白嶽神社の保全要望がございました。しかしながら、これにつきましては治山事業等での採択が困難であること、政教分離の観点から、自主財源を充てれないことをご理解いただきながら、懇談会終了後、村当局と地域で協議をいたしております。

そこで、旧大川内小学校校舎の東側教室部分が現在使用されていないこと、この部分を解体整地し払下げを当村で行い、地域の方で神社の移設経費を賄っていただくことによって、現在より安全かつ安心な維持管理が可能となるため、今回計上させていただきますところでございます。

以上でございます。

5番（立道 徹君） はい、終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑はありませんか。

6番、谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） それでは、議案第56号、平成27年度山江村一般会計補正予算（第4号）について、1点だけ質問をさせていただきます。

ページ数は15ページでございます。農業振興費の中で、19ですね、その中に農産物災害時生産向上奨励金とありますが、これはどういうものかお尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 蕨野産業振興課長。

産業振興課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

この奨励金につきましては、自然災害により農作物等に被害を受けました農林業者に対しての生活向上奨励金でございます。先般の台風15号によります国の被害が甚大で減収も大きかったということでございますので、栗生産者の方へ支給する奨励金でございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） 今回の台風災害による国の被害が甚大というふうなことで、栗生産者に対しての奨励金と言われますけれども、答弁でございますけれども、その中、400万円を計上されております。この算出根拠等、わかりましたらお願いします。

議長（秋丸安弘君） 蕨野産業振興課長。

産業振興課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

まず、支給の基準といたしまして、30%以上の減収量がある被害面積10アール当たり5,000円以内と設定しておりますが、ただ栗につきましては、20アール以上の面積を所有しておられます栗生産農家へ予算の範囲内で支給を考えているところでございます。

算定基礎といたしましては、農家台帳等を基に概算の面積を約100ヘクタールと設定いたしました。それから、共済の保障とかですね、いろいろなものを参考に、面積を20アール以上と設定いたしました。大体70%から80%ぐらいおられるんじゃないかと思われまして、その80%といたしまして、その面積に先ほど申しました5,000円を乗じまして、400万円という金額を計上させていただいたところでございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） 算出基礎につきましては、お伺いをいたしましたけれども、今回はこれは栗だけか、また支払いをするとすれば、そういうふうな要綱か何かを策定されるのかをちょっとお尋ねいたします。

議長（秋丸安弘君） 蕨野産業振興課長。

産業振興課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

今回のこの予算につきましては、栗のみの計上でございます。ただ、今後このような台風など自然災害等の事案も発生することも予想されますので、今考えておりますのは、水稻を除く野菜・果樹などの各種農産物、それから特用林産物、飼料作物、それからハウスなどの農業生産施設の支給も対象といたしました奨励金の支給要綱を制定したいと考えているところでございます。

6番（谷口予志之君） 終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑はありませんか。

1 番、赤坂修議員。

1 番（赤坂 修君） 議案第 5 6 号、平成 2 7 年度山江村一般会計補正予算について質疑をいたします。

1 7 ページになりますけれども、款 7 の土木費、項 3 の住宅費、住宅建設費であります。補正では工事請負費の 3, 0 5 0 万円の減額、公有財産購入費、これは用地購入となっておりますけれども、1, 1 0 0 万円の増の補正で、当初予算と合わせますと 2, 7 0 0 万円になるわけですが、事業概要について、どのように変わったのか、お伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、事業概要についてということのご質疑でございますけれども、当初、2 7 年度予算につきましては、事業費ベースで用地買収費で 1, 5 0 0 万、それから造成調査測量で 3 0 0 万、造成工事費で 3, 0 0 0 万、合計の 4, 8 0 0 万を県のほうに申請したところでございます。その間、昨日も一般質問等の回答の中でですね、農振除外の確定ができないということで、この中で県とも 2 7 年度の補助金の変更協議を行いました。その中で、まず 2 7 年度ですね、補助金に対しての県の予算配分が 5 0 % の内示ということで、補助金が先ほども申しましたが 4, 8 0 0 万を申請した後に、当初は 2, 4 0 0 万の補助が見込まれたところでありますけれども、配分額で補助金が半額の 1, 2 0 0 万という内示でございます。従いまして、2, 4 0 0 万の事業費の国庫が 1, 2 0 0 万ということでございまして、今回工事費、先ほども申しましたが、県とも協議をしまして、造成工事が見込めない、未契約繰り越しになるのであれば造成工事費を減額し、見込まれる公有財産のほうを充てて補助枠の枠をクリアするというところで話を進めております。従いまして、工事費 3, 0 5 0 万を減額し、今回、今建設予定地の場所が大体 2, 6 0 0 平米ほど増える状況でございます。その分の 1, 1 0 0 万を追加いたしまして、今回の補正額としたところでございます。今、県のほうに補助金申請をしている、今の段階での補助金申請額は、これはまだ決定じゃないわけですが、補助対象事業費が 2, 5 0 0 万、その国費見込みが 1, 2 5 0 万ということでございます。この金額につきましても、2 7 年度の事業の最終実績を出しまして交付額が決定するというところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1 番（赤坂 修君） 今、金額的な問題、用地のほうも 2, 6 0 0 平米増えるということでございますけれども、当初予算の設計委託料ということで 3 3 0 万円が相場になっておりますが、今年度、2 7 年度になりますけれども、設計委託については

本年度実績なのか。また、造成面積は2,600平米増えているということですので、造成費も当然上がってくると思いますが、この330万で一応賄えるのか、お伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） ご質問の造成工事費の事業費ですけれども、今回計上しました27年度の330万のほうで事業費は見込めるということで、今現在事業を進めているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） すみません、最後になりますけれども、一応用地購入面積等増えておりますけれども、今現在村財政も厳しい中にですね、事業費が増えるということは村の負担も増えることになるかと思えます。当初予算予定地に建設した場合と、今度の2,600平米増える予定地ですね、そこに建設した場合では造成費、上下水道工事費等もろもろを集計した最終的な建設費は、どのくらいの増加するのか。試算されていればお伺いしたいと思いますけど。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） 今回、面積が増えるということでございまして、来年度、28年度以降の試算ということですが、確かに面積は増えますと用地購入のほう増えるということで、こちらのほうは27年度計上しております。まずは、今年度調査測量、設計業務委託をですね、発注しまして、その中で造成等の経費を算出していきたいと考えております。ですから、今の時点では事業の進行ということで、進行中ということで、どのくらい金額がかかるのかというのは、今調査測量後になるかと思えます。補助につきましては、社会資本整備交付金の中での事業については国庫補助、50%の国庫が得られます。その財源内訳での記載ですが、公営住宅建設事業債ということで、起債が充当されることになっております。その残につきましては、一般財源ということになっております。

以上でございます。

1番（赤坂 修君） 質疑終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑はありませんか。

10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） ただいま議題となっております議案第56号、平成27年度山江村一般会計補正予算（第4号）について、4点ほど質疑を行います。

質疑は、議会に関するものもありますが、予算案の提出者である村長または担当課長、総務課長等の答弁を求めます。

まず最初に、歳入の面ですが、9ページに15款、財産収入、1項、財産運用収

入、2目、利子及び配当金として補正前額161万1,000円に998万8,000円を加えて1,159万9,000円としてありますが、なぜ年度途中での大幅増額変更なのか、答弁を求めます。

2点目は、開けていただきまして10ページに議会費の中に球磨郡議長会海外研修等旅費20万円、また総務費一般管理費の中の特別職旅費20万円の計上があります。これは何のための予算であるか、答弁を求めます。

次に、先ほど赤坂議員からも質疑がございましたが、17ページに7款、土木費、3項、住宅費、2目、住宅建設費として補正前の額約5,000万円を今回約2,000万円減額して約3,000万円としてあります。減額、約2,000万円のうち国庫補助金である社会資本整備総合交付金も1,200万円を減額してあります。議会は、西川内地区からの村営住宅建設要望書を満場一致で採択し、東京まで陳情要望へ行って、何年もかけて獲得してきた貴重な国の補助金をなぜ減額されるのか、答弁を求めます。

最後に、先ほど立道議員からも質疑がございましたが、18ページの9款、教育費、4項、社会教育費、2目、公民館費、13節、委託料20万円、15節、工事請負費92万円の補正予算が計上してあります。先ほどの山口教育課長の答弁では、これは旧大川内小学校の一部を解体・改修する費用であるとの説明でした。大川内地区からは白嶽神社の移転工事費助成の要望書も教育委員会に届けてあるのではないかと思います。この公民館費の計上と白嶽神社の移転費の関係はないのか。その関係について、答弁を求めたいと思います。4点です。

議長（秋丸安弘君） 中山会計管理者。

会計管理者（中山久男君） それでは、まず基金関係の財産運用につきましてですね、お答えをさせていただきます。

ただいまの件でございますけど、平成27年度当初予算におきましては、基金の運用としまして、市中銀行への定期預金の金利を計上しておりました。ご承知のとおりですね、銀行等の預金金利は低金利となっております。普通預金の場合、年の利率が0.02%、仮に100万円、1年預けた場合には200円の利子ですね。仮に1億円の場合だと2万円ほどになりますけど、こういう具合に低金利となっております。また、現在保有しております大口の定期預金につきましては、こちらのほう、各銀行等に預金をさせていただいております。0.02%から0.11%、銀行によりまして若干利率は異なっておりますけど、こちらのほうに1年定期として預金させていただいております。

山江村のほうはですね、10年ほど前からですね、利付国庫債券、国債とっておりますけど、こちらのほうを購入し、資金運用を図らせていただいております。

26年度におきましてですね、30年物の国債のほうを保有しておりましたですけど、12月、1年ほど前にですね、それを売却いたしました。このときもですね、利子も含め、また運用差益といいますけど、こちらのほうも含め相当の運用益をあげることができました。ただ、27年度につきましては、国債を持たないということで、今年の5月にですね、まず第1回目に国債のほうを購入させていただきました。第1回目が額面では8億円、第2回目、10月に2億円、合計で10億円の額面の基金を運用させていただいております。こちらのほうにつきましては、第8回国債の40年償還ものでございまして、利率のほうが1.4%でございます。額面8億円に対しての1.4%ということでございますけど、実際的には利率といいますのは、10億円に対しましてですね、約、すみません、ちょっと計算が別の者が持っていますので、後でまた質問があればお伺いさせていただきますけど、率的には1.45%程度の利子を得ることができます。ただ、平成27年度におきましては途中からの購入でありますので、丸々の利子をいただくことはできませんですけど、来年度からはですね、10億円に対して1,400万円の利子を得ることができます。一応、こちらの国債の購入に当たりましては、財政調整基金、ほか4つの基金を運用させていただきました。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。

議会費、それから総務費、一般管理費の中の旅費ということでもありますけれども、今回の議会のほうですけども、今回の予算は球磨郡町村議長会で計画されております台湾高雄市への産業行政海外研修の経費であります。この研修は、来年2月下旬に3泊4日の日程で郡の全町村の議長合同で予定されているものであり、予算の内容につきましては、航空賃代、それから宿泊旅行保険代等であります。また、この中には、一部今後予定されております議長の各種研修会、会議等の出席に係る旅費も入っております。

それから、一般管理費の中の特別職の旅費20万円でございますけれども、当初予算、見積もりました予算より今後まだ経費がかかるということで、その内容につきましては、各種事業に取り組んでおりますけれども、各種事業の打ち合わせであったり、各種補助金等の獲得に向けた要望活動、それから今回の議会、最初に村長のほうから話がありました小布施町との姉妹提携の件もありますので、そういった旅費のほうが含まれているということでございます。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、公営住宅の建設事業費、貴重な国の補助金をな

ぜ減額するのかというご質問でございますけれども、事業につきましては、先ほども答弁をいたしましたけれども、当初の事業費4,800万を申請していましたが、国の社会資本総合整備交付金の中で、県の配分の枠が半分、50%配分ということで2,400万円の国庫が1,200万の配分内示となっているところでございます。そういう内示配分から国庫補助金の減額を行ったところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 山口教育課長。

教育課長（山口 明君） それではお答えいたします。

先ほど説明しましたように、今回計上しております委託料20万円、工事請負費92万円でございますが、大川内地区からの白嶽神社移設要望が7月の24日付けで第16区長と白嶽神社総代の方から山江村長宛てに白嶽神社移設工事の助成のお願いということで文書をいただいております。総務課のほうで7月の29日に受け付けてありまして、教育委員会の方へそのコピーをいただいているという形でございます。

その中で、神社移設について文化財保護の観点から検討できないだろうかということも検討しましたが、当村と、あと地区の方との協議をいたしました。やはり政教分離のことからも、村で神社の移設費を支出することができないということから、今回、旧大川内小学校校舎の一部解体・改修・整地、それから払下げを行った後、地域にそこを活用してもらう、いわゆる神社移設についての経費は地区で行ってもらうということで地区の方にご理解をいただいているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） まず、第1点目の財産運用に関しては、中山会計管理者から答弁をいただきました。答弁の中で、長期40年物国債を10億円分購入している。今年は途中からだったから998万8,000円であるが、来年からは1,450万円の利子運用益を見込めるということでございました。この国債の40年物ということでございますが、これは元本保証ですか。

また、40年後の10億円という意味ですけど、そしてどの基金の条例にも必ず安全確実な運用をせよと書いてあると思います。

以上の点について、この40年物国債の安全性というか、どのように考えておられるか、答弁を求めます。

また、2点目の総務費、一般管理費の中の特別職旅費20万円は、各種研修や打ち合わせ等に村長は使用するというものでありましたが、球磨郡町村会も台湾研修

を計画しております。これには村長は行かれるのか、行かれないのか、答弁を求めます。

次に、建設課長、国庫補助金をなぜ減額してあるかを答弁していただきましたが、これは昨日の一般質問でも盛んにやり取りがっております。そもそもこの住宅建設は西川内地区村営住宅建設委員会から、ちょっと名称は忘れましたが、土地所有者の内諾を得て地元から上がってきた用地を建設課、あるいは役場執行部では適地と認め、5月の農業委員会総会へ農振地除外の意見を求めたとのことでした。農業委員会からは、この用地は村営住宅として不適當、あるいは優良農地であるとの意見書が返ってきたとのことです。執行部は十分な検討の後に同じ用地を再度申請し、農振地除外に対する農業委員会の意見を求めた9月の農業委員会総会でも不適當との意見書が返ってきたとのことでした。5月の農業委員会総会当時、私たちの秋丸議長は農業委員会会長でもありましたし、9月期も会長職は交代しておられましたが、農業委員は継続しておられました。今も継続しておられます。議会としても、地区からの要望書を満場一致で採択し、予算獲得の陳情・要望活動を展開し、今年度の当初予算の住宅建設費、全体で4,994万円を認めた村営住宅建設をどうして推進していただけなかったのか。そこで、村長に質疑をします。山江村の土地利用計画と農地法や農業振興地域整備法との関係をどのように考えておられますのか。また、今後このようなことが起こる心配、可能性はないか、村長の答弁を求めます。

教育委員会の公民館費の件に関してもありますが、山江村には文化財保護条例があります。その中で、第10条には、山江村が指定する文化財には修理費等の助成ができるとあります。同じく、47条には、未指定でも、指定がなくても、山江村文化財保護条例第8章、未指定文化財、その第47条に書いてありますが、文化財保護委員会は、真ん中を略して、未指定文化財の保存及び活用のため必要な措置を講ずることができると書いてあります。

そこで、この白嶽神社は山江村指定の文化財なのか、あるいは未指定の文化財なのか、あるいは文化財保護委員会を開催し、ご意見を求められたのか、答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 松本議員に申し上げます。ただいまの質疑は議題の範囲を超えて、一部範囲を超えておりますので、関係項目のみをするようにお願いします。

10番（松本佳久君） 議長、これは予算案ですから、私は予算案の中から訪ねておりますけど。

議長（秋丸安弘君） 一応、農業委員会とありましたので、これは予算関係ですので、そっちのほうでよろしくをお願いします。

中山会計管理者。

会計管理者（中山久男君） それでは、まず、保証があるかないかから説明させていただきます。

こちらにつきましては、国債でございますので、そのレート等によりましてですね、若干変動はあるかと思えますけど、国がこの債権については最後まで面倒を見るような形になりますので、ご安心かと思えます。ただ、40年物の国債でございますので、40年先までは、恐らく後の会計管理者のほうも保有することはないと思えます。数年先を見据えての購入ということで、当方は考えております。こちらにつきましては、いつというのはちょっとお答えにくいんですけど、購入単価がありまして、100円に対しての購入単価、通常アンダーパーと言ってありますけど、100円以内のところで購入させていただいております。これよりも上がった場合は、売買してそこで運用益を得るという方法もございますので、その時期を見極めたいと思っております。ただ、こちらのほうにつきましてはですね、2社の証券会社から購入させていただいております。大きな証券会社でございますので、安心かと思えます。こちらのアドバイスをいただきながら考えさせていただきたいと思っております。

リスク、収益性と役のほうですけど、収益につきましては、国債のほうは他の株式等とか見ますと、低い利子でございます。また、収益が少ないものの、そのリスクのほうをですね、低いということで、ローリスクの債券でございますのでご安心していただければと思えます。この購入に当たりましては、昨年の国際売買物が30年物で利率が1.1%の物でございました。これを参考にですね、今回は期間は40年物になりましたですけど、利率が1.4%ということでですね、利子の高いものでしかも単価のほうが100円以内のところの実際的には95円ほどで購入させていただいておりますので、今後の運用とすればですね、十分価値があるものではないかと思っております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 私のほうからちょっと追加してお答えをいたしたいと思えます。山江村は、現在20億程度の基金、いわゆる貯金を持っているわけですが、今回10億の基金を活用させてもらいながら国債を購入したという経緯であります。前回は購入してございまして、実は昨年度にですね、1回すべて30年物国債を売却したという経緯もありました。これは、どういうことかと言いますと、もちろん議員のお尋ねの件は、ハイリターンがあるから、いわゆるいっぱいお金が返ってくるから高い危険負担も伴うんだろうと、ハイリスクもあるんだろうというこ

とであります。ただ、この国債の性質上、40年物を買いながらも国債を売却したときの、95円で買ってありますから、100円になれば100円で売れるわけにありますし、ましてその1.45%の利率ですので、10億で会計管理者が先に申しました、今の銀行での0.02%だったですね、普通預金ということであれば、10億に対して20万しか預金がないのが、10億に対して1,450万の利息が付くというようなことありますから、しっかり危険回避しながらですね、運用させていけると、いただきたいということでの今回の購入であります。もちろん、役場が持っております基金はですね、税金であります。村民の税金だったり国民の税金だったりするわけあります。そういう意味では、投機の対象としてはですね、投機の対象としてはいけないものではないですけど、不適當でもないでしょうけど、投機の対象として考えてはいけないものだというふうには考えておりますが、そういう配慮をしながら、よその市町村もしっかりこの国債の運用をやっているようでありますので、今後とも証券会社としっかり打ち合わせながら、この運用をしていきたいと思っております。40年国債でありますから、40年間持たなくちゃいけないということではありませんので、その付近のところはご確認をいただきたいと思えます。

それから、2点目は私に、2点目と3点目は私に質問でありました。総務課に上げております20万の特別職旅費であります。この件につきましては、郡の町村会で、実は1月の18日から22日まで、県の町村会の補助金を利用して毎年行っております研修をしようということになっております。今年は熊本高雄線を利用して台湾のほうに行くということになっていたわけありますけれども、私のほうは、実は1月22日に、現在東京大学とですね、共同研究をしております。地域づくり研究所を興したいとして、その共同研究を行っているわけですが、地域づくり研究所の開所式をですね、いわゆるICT研究所になりますけども、1月22日に計画をいたしました。開所式及び東京大学の情報学環の教授の須藤修教授が来られて開所式を行い、講演会を行うということになっておりますので、そちらの研修につきましては、私は昨日お断りをしたということになりました。ただ、先方では、その旅行日程を変えようかという話もあります。ただ、ちょっと無理だと思えますけれども、そこまでせんでもよかばいということは申しておるところです。

それから、今回の土地利用計画と農地法や農業振興地域整備法との関係ということであります。今回につきましては、役場執行部、議会、それから地域住民の方々、相互に了承取れていたということでありましたので、それにのっとって作業を進めてきたということであります。まさに山江村の土地利用計画に沿って皆さん方の合意を得ながら作業を進めたということではありますが、農業委員会や農業推進員

会議につきましては、ある意味では独立的な機関でありますので、こういうこともあり得るといふことも今回改めて認識したところであります。今後、このような起こることが心配がないかということではありますが、起こり得るといふことではあります。しっかり関係機関と連絡調整しながら、また議会、住民の方々のお力もおかりしながらですね、事業遂行に向かっていけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、4点目でありますけれども、これにつきましては教育長のほうに。

議長（秋丸安弘君） 大平教育長。

教育長（大平和明君） 議員ご質問ありました白嶽神社の件ですが、まず、先ほど言われましたように文化財保護条例に基づきまして、実は3種類あると思うんですね、指定文化財。第3条ですね、指定文化財。それから、先ほど言われました47条は未指定文化財。未指定文化財というのは、もう準文化財といったほうがいいかもしれません。それと、その他、文化財であるけれども指定にも未指定にもなっていないという3種に分けられると思います。従いまして、一番良いのは先ほど言われました文化財に指定しながら、そして村の補助をしていくという方策が一番よろしいのでしようが、白嶽神社を見たときに、文化財ではありますが、価値的なものとしてやっぱり指定するに至らないという点がありました。したがって、文化財保護委員会も、その件に関しては開いてもおりませんし、先ほど山口課長が答弁したような形で対応してもらったということでございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 3回目の質疑になりますので最後だと思えます。3回目の質疑は、議会費の中の郡議長会海外研修予算と旅費20万円について、議長に質疑をしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

議長（秋丸安弘君） ただいま私に質疑がありましたので、議長を副議長と交代させていただきます。

副議長（中竹耕一郎君） それでは、議長が質疑応答のために、副議長の中竹が議長席に就かせていただきます。議長に代わりまして、質疑終了まで議長の職務を行います。

松本議員。

10番（松本佳久君） 先ほど来お尋ねしている議会費の中の郡議長会海外研修等旅費20万の件について、秋丸議長はどのような考えでおられるのか質疑をいたします。先ほど、球磨郡の町村会も、県町村会の補助を得て台湾研修を1月に計画しているが、山江村の内山村長は不参加とのことでした。球磨郡議長会では、以前より球磨郡議長会の海外研修をするべきだという意見を熊本県の町村議長会への度々あ

げております。ただし、そのときは熊本県町村議長会の予算で海外研修を組み入れるべきだというふうな提案であったかと思っております。そのためかどうかわかりませんが、今年の11月に熊本県町村議長会が主催する台湾研修がっております。これは、一部県町村議長会が負担して、残りは各参加する町村が負担するというものだったのではないかと思います。

そこで、秋丸議長にお尋ねしますが、村長は行かないそうです。秋丸議長もこの研修を取りやめる考えは、不参加する考えはございませんか。

副議長（中竹耕一郎君） 9番、秋丸議員。

9番（秋丸安弘君） それでは、お答えいたします。

まず、研修の目的ですが、熊本県は「幸せ実感熊本4カ年戦略」において、アジアとつながるを挙げ、アジアから旅行者の誘客や新規国際航空路線の誘致に取り組んでおられます。このような中、熊本県と台湾高雄、熊本市が三者による経済交流促進に向けた覚書を締結され、中華航空では熊本高雄間の定期路線便の開設に伴い、熊本高雄便のさらなる利用促進普及に依頼があったことにより、台湾の経済産業の状況を視察することで、各町村の観光や産業育成等にかせる点を学ぶ目的で計画されました。

今回、県の研修日程では十分に研修を学ぶことができないことと判断し、球磨郡町村議長会全体による研修を計画されております。他国の経済産業を学ぶため、私自身も参加させていただきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

10番（松本佳久君） 質疑を終わります。

副議長（中竹耕一郎君） では、ここで質疑は終了いたしましたので、議長の席を下りたいと思います。交代いたします。

議長（秋丸安弘君） それでは、ほかに質疑ございませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） では、議案第56号につきまして、2点だけ質疑をいたします。まず1点目は、ページは11ページになりますけれども、積立金、企画総務費の積立金、山江村太陽光発電設備の維持管理基金積み立てが36万円減額になっておりますが、何かこれは災害の蓄電池なんです、この電気を九電が買い取らないということで、基金として回す売電料が減額になっていると思いますが、このことを一つお尋ねいたします。

それからもう1点はですね、15ページ、先ほど来、産業振興課長から答弁がありましたけれども、災害見舞金、この400万計上してあるわけですが、私の記憶では、確か陳情にまいりましたときに、災害であるから交付税がなされた分あるだろ

うというふうなことも話されておりましたけども、その辺の裏付けがあるものなんですかどうですか、お尋ねいたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 企画総務費の積立金36万円の減額でございます。これにつきましては、当初山江村体育館と万江コミュニティセンターの2カ所の売電費用ということで、一月3万円を見込んでおりました、2カ所で72万円を計上いたしておりました。この予算の計上時期には、まだ九電のほうのですね、買い取りの方針が定まっておられませんでしたので、万江コミュニティセンター分と体育館部分を計上いたしておりました。その後、買い取らないということが新年度になってわかりましたものですから、歳入につきましては9月の議会において歳入のほうを減額させていただいております。積立金につきましても、その時点で原資がなくなったので積み立てられないということが判明した時点で減額するべきであったと思いますけれども、今回の減額の補正になったわけでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） お答えします。今回の台風15号及び18号だったですかね、の台風被害につきましては、国のほうで特別交付税を交付するという事で枠を取りながら交付する動きが国会議員の中からあっております。ただ、その中身を見てみますと、台風15号につきましては国の枝折れ、それから転倒等々の被害に伴う交付税、特別交付税措置だったということでありまして、山江村においては、熊本県がその措置がしておりますので、そちらのほうで対応しながら、また特別交付税ですから、どのような枠がどのような形で来るかわからないということでもありますので、特別交付税のそのメニュー申請の折にですね、その旨も併せて請求したい、報告したいと思っております。

したがって、明確なその財源というのが見えてこなかったということでありまして、したがって、今回被害に遭われた農家の方々、8割近い減収というふうになっているわけでありまして、一番心配いたしますのは、生産意欲をなくされるということでもありますから、災害見舞いというよりは奨励金と、今後も頑張っていたきたいという意味を込めて400万の予算を組ませていただいたということでございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 生産向上の奨励金につきましてはわかりましたけれども、先ほど1点お尋ねしました太陽光発電の売電を買い取ってもらえないということであればですね、そのための電池というのはどういうふうに使われているんですか。結

局、ソーラーですから常に発電していくわけですよ。たまった状態で、例えば付近の近所のほうの配電に使うとか、そういうふうな方法でされているんでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） この太陽光発電につきましては、売電目的で設置しているわけではございませんで、防災上の非常電源として余剰電力を売っているというふうな状況でございます。それで、現在は蓄電池のほうにためておりますけれども、それが九電のほうに流れないようにですね、逆流防止装置というのを付けておりますので、今はその蓄電池のほうにたまるというふうな状況になっております。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 先ほどちょっと答弁いたしました件、訂正いたします。県です。枝折れ等の補助金が充当できそうとっておりましたけれども、該当しないということでもありますから、あくまでも特交の可能性は残しておりますが、この400万の奨励金ということになりますので、ご了承いただきたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） じゃあ、最後の質疑になりますけれども、この万江地区のコミュニティセンターについてはもう買い取らないということですが、こちらの体育館については当面買い取っていくと、途中でまた買い取らなくなるということもあり得るわけですか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 体育館のほうの売電につきましては、現状どおり買い取っていただけるということになっております。耐用年数等もございますので、そのあたりまでは買い取られるんじゃないかなと思っております。

8番（中竹耕一郎君） はい、質疑終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第9、議案第56号、平成27年度山江

村一般会計補正予算（第4号）については、原案どおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第10 議案第57号 平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第10、議案第57号、平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第10、議案第57号、平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）については、原案どおり可決決定いたしました。

- - - - -

日程第11 議案第58号 平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第11、議案第58号、平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第11、議案第58号、平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）については、原案どおり可決決定することにいたしました。

日程第 1 2 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 2 号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 1 2、議案第 5 9 号、平成 2 7 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 2 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 1 2、議案第 5 9 号、平成 2 7 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決決定することにいたしました。

日程第 1 3 陳情第 1 号 所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書提出を求める陳情
議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 1 3、陳情第 1 号、所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書提出を求める陳情を議題とし、本件について委員長報告を求めます。

4 番、総務常任委員長、西孝恒議員。

総務常任委員長（西 孝恒君） それでは、報告します。

陳情第 1 号、所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書提出を求める陳情については、個人事業主による配偶者と親族への対価の支払いを税法上必要経費から排除するなどの法令であり、会期中での審査では不十分であるため、総務常任委員会としては、今後も審査の必要性があることとし、引き続き閉会中も継続審査をすることに決定しました。

以上、報告を終わります。

議長（秋丸安弘君） ただいま総務常任委員長より、閉会中も継続審査したい旨の報告がありました。

よって、委員長申し出のとおり継続審査をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、よって、委員長申し出のとおり閉会中の継続

審査とすることに決定いたしました。

日程第14 陳情第2号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める
陳情書

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第14、陳情第2号、国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書を議題とし、本件について委員長報告を求めます。

4番、総務常任委員長、西孝恒議員。

総務常任委員長（西 孝恒君） それでは、報告します。

陳情第2号、国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書については、低所得者等が多く加入し、保険料に事業主負担もない国民健康保険は、適切な国庫負担なしに成り立たないなどの多くの課題があるため、総務常任委員会としては、引き続き閉会中も継続審査をすることに決定しました。

以上、報告を終わります。

議長（秋丸安弘君） ただいま総務常任委員長より、閉会中の継続審査をしたい旨の報告がありました。

よって、委員長の申し出のとおり継続審査をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第15 要望第2号 貴当局より発注される建築事業に関する設計・監理業務を
人吉球磨建築設計事務所協会の会員に委託する要望について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第15、要望第2号、貴当局より発注される建築事業に関する設計・監理業務を人吉球磨建築設計事務所協会の会員に委託する要望についてを議題とし、本件について委員長報告を求めます。

2番、経済建設常任委員長、横谷巡議員。

経済建設常任委員長（横谷 巡君） それでは、報告します。

要望第2号、貴当局より発注される建築事業に関する設計・監理業務を人吉球磨建築設計事務所協会の会員に委託する要望については、人吉市、球磨郡内に事務所を構える建築設計事務所への設計業務委託の要望であるため、村内の事業所を含め今後も審査の必要があることから、経済建設常任委員会としては、引き続き閉会中

も継続審査することに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

議長（秋丸安弘君） ただいま経済建設常任委員長より、閉会中の継続審査をしたい旨の報告がありました。

よって、委員長の申し出のとおり継続審査をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

- - - - -

日程第16 要望第3号 駐車場・公衆トイレの整備についての要望書

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第16、要望第3号、駐車場・公衆トイレの整備についての要望書を議題とし、本件について委員長報告を求めます。

4番、総務常任委員長、西孝恒議員。

総務常任委員長（西 孝恒君） それでは、報告します。

要望第3号、駐車場・公衆トイレの整備についての要望書については、要望施設周辺の現地確認や村内の他の施設との関係もあることであり、総合的に調査する必要があるため、総務常任委員会としては、引き続き閉会中も継続審査をすることに決定しました。

以上、報告を終わります。

議長（秋丸安弘君） ただいま総務常任委員長より、閉会中の継続審査をしたい旨の報告がありました。

よって、委員長申し出のとおり継続審査としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

- - - - -

日程第17 議員派遣の件

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第17、議員派遣の件を議題といたします。お手元に配付してあります議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りします。

会議規則第126条の規定により、議案のとおり議員派遣をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） ただいま議題となっております日程第17、議員派遣の件について、修正動議を提案したいと思っておりますので、議長におかれましては、よろしくお取り計らいください。ただいまより提出いたします。

議長（秋丸安弘君） お諮りします。暫時休憩をしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。それでは暫時休憩したいと思います。

休憩 午前11時52分

再開 午後 0時11分

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、修正動議が提出されております。ただいま本案に対して松本佳久議員ほか1名から修正動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成がありますので、成立しました。これを本案と併せて議題とし、提案者の説明を求めます。

10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） それでは、説明を申し上げます。

平成27年12月11日、山江村議会議長、秋丸安弘様。提出者、山江村議会議員、松本佳久、提出者、山江村議会議員、秋丸光明。

平成27年第7回山江村議会定例会最終日、日程第17、議員派遣に対する修正動議を提案いたします。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び山江村議会会議規則第16条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

本会議に上程されている議員派遣の件には、1、平成27年度球磨郡議長会海外視察、2、平成27年度総務常任委員会、経済建設常任委員会合同研修の2件があります。このうち、1、平成27年度球磨郡議長会海外視察研修を削除し、2、平成27年度総務常任委員会、経済建設常任委員会合同研修のみを議員派遣の件とする修正動議です。

開けていただきまして、議員派遣の件、平成27年12月11日提出。本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第126条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。記としまして、1、平成27年度総務常任委員会、経済建設常任委員会合同研修。1、派遣目的、産業行政に係る先進地の研修。2、派遣場所、九州中国地方。3、派遣期間、平成28年1月から3月中の3日

間。4、派遣議員、全議員。

以上であります。

議長（秋丸安弘君） ただいま提出者の説明が終わりました。

この修正案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

質疑がありましたので、松本佳久議員は答弁席から答弁をお願いいたします。

2番（横谷 巡君） ただいまの修正動議についてお尋ねをいたします。

今、熊本県は、日本が今地方創生と、国を挙げて取り組んでいますけども、少子高齢化、人口減少等で日本国内の市場も将来的に非常に狭くなってくる。アジア戦略、隣接の台湾は親日国であります。TPP問題等の影響、今朝の新聞等にも畜産等については非常に影響があるということが載っていましたが、熊本県としてはやはりそういう隣接のアジア戦略の一環として台湾等に観光の人的交流、産業面の振興、例えば本村ですと栗等の将来的な市場開拓の可能性も十分あるのではなからうかというふうに思っています。ですから、熊本県はそういうアジア戦略をもって将来を見据えて熊本空港から高雄までの定期就航便を開設したと。そのために、地方村長とか議長たち、それぞれ自治体のトップをお願いして広く市民、町民、村民に理にかなうところを広げていただきたいということが大きな熊本県の蒲島知事の構想でもあるのではなからうかと。確かに議長研修だけと言いますと、今本村は台風で今年災害がありましたし、住民感情等も研修ばかり行っってという意見もありますけれども、議長会のほうではなかなか海外研修の機会はありません。せっかくのこういう郡議長会、町村会等で申し合わされて、できれば研修に行っって、この熊本空港から高雄便を拡大させてほしいと、やっぱり利用の度合いが一番ですからですね。そういったことを考えると、やはり見聞を広めてもらっ、村民のために理にかなうようなことを研修をいただいて提供してもらったらどうかなということ、提案者であります松本佳久議員にお尋ねをいたします。

10番（松本佳久君） 質疑をいただきありがとうございます。ただいま横谷議員のほうから熊本県とアジアの関係、それから今後本村の産業の生産品等の輸出、あるいはアジアからの観光客の誘致等も考えて、ここは本村の代表として研修に行かれたほうが良いのではないかと質疑をいただいたと思っております。

まず、台湾ではございませんが、これまで何度となく町村長は海外研修に行っっておられます。よく内山村長もインドネシア研修の報告で神々の住む島とか、そのような村をつくらうとか言っっておられます。その財源、町村長の海外研修の財源についてですが、これは熊本県町村長会がもっております。そういうことから、以前の球磨郡議長会では議長会も熊本県町村議長会の予算でちゃんと研修予算を立てて、

そして海外研修に行って、それを地域に役に役立てようという提言を長年やってきました。当時は、湯前町の山下力議長が球磨郡町村議長の会長でもありましたので、熊本県町村議長の理事として、そのことを提言されてきたところです。そのためもあってかどうか、そしてまた折から、それまではチャーター便運航であった熊本高雄便が今年10月から定期便に変わったということでもあります。そういうことで、この研修も持ち上がってきたのかと思いますが、考えますに、やはりこのような事業は年度当初に、その主催する団体で予算を付けていただいて、そして参加するのが筋ではないかと考えております。今回も11月には熊本県町村議長会が主催する研修がありました。いろいろ日程の都合で参加する自治体も少なく、ちょっと不確かですが、9町村であったと聞いております。球磨郡の町村は日程が合わなかったから、後で研修を予定するというのが今回のようであります。熊本県の町村議長会が参加した台湾研修には、一部県町村議長の予算が出ております。研修費から35万円、これは9名に対してですけど35万の支出がっております。やはりそのような研修予算を確保した上で、当初予算にきちんと入れた上で研修に参加すべきではないかと考え、今回議員派遣の件を修正動議を提案したところです。

私たちが忘れてならないのは、役場職員の方もですが、私たち議会議員も毎月報酬をいただいております。職員の方は給与です、私たちは報酬をいただいております。また、昨日は年末賞与もいただきました。

それをですね、江戸時代の福島県二本松に良いことを言われた方があります。私は覚えてはおりませんが、これは石に刻んであります。戒石銘、戒めの石碑というのがありまして、これを読みますと、なんじらの俸、なんじの禄は民の膏、民の脂なり。下民は虐げ易きも、上天は欺き難し。寛延己巳之年春三月、二本松五代藩主、丹羽高寛公、儒学者岩井田作非の漢文であります。意味するところは、私たちの報酬や給料は、これは村民の方々の、あるいは国民の方々の汗の結晶であります。そのことをよくよく考えて仕事をしなさいという意味であろうかと考えます。今回、私はあえて議員派遣の件の修正動議を出しました。やはり、私たち自らが行財政改革に率先して取り組む姿勢を見せるべきだと考えて提案したところです。

議長会におかれましては、今後は熊本県町村議長の事業として、予算もそちらの方で立てて、あるいは一部負担等あるかもしれませんが、そのような長い目で見たい研修計画を立てていただきたいと思います。今回議員の派遣の件については、そのところを削除し、そして総務常任委員会、経済建設常任委員会の研修はもちろんなくちゃなりません、そのことだけを残したところでもあります。どうぞよろしくご理解いただきたいと思います。

2番（横谷 巡君） 修正動議の内容についてはわかりました。やはりなぜ今時期的

に今したのか。そこには理由があるだろうし、郡議長会としても球磨人吉は一体ということから、このようなことがなされたとは私は思っております。確かに、村民生活も厳しいし、本当に高齢者も多いし、年金生活で生活もされてるし、台風災害も受けたということで、本当にその事情は十分わかりますけれども、今松本議員のお話から私がくみ取るのは、まず議会自ら隗より始めよ、そして村長、職員にもそういったことをお願いしたいという強い思いがあると思っておりますが、その点はどうか。

10番（松本佳久君） まさに横谷議員、質疑のとおりであります。例えば、本日私たちは可決しましたが、予算案であれ条例であれ、提案者は村長です。そして、議会が異議なしと答えれば、執行部は議会の決議を経てその仕事をされるところであります。ですから、村長や、あるいは議会議員自らを縛るものは、やはり議会ではないかとありません。そういう点で、横谷議員言われるように、まず隗より始めよ、その姿勢を私たちは示したいと考えております。

2番（横谷 巡君） 隗より始めよということだと思っておりますが、今回議会の活性化特別委員会も皆さんの協力でできました。その中でも十分にこのようなことも含めて検討していくことですが、私は今回のこの議長会の研修というのは単なる研修じゃなくて、熊本県、私たち山江村、特に栗なんかも非常に力を入れてもらっていますから、今後の戦略が大事ですから、そういった市場改革等も含めるとですね、非常にTPPもあわせて、私は良い研修ではないかなというふうには思います。

そういったことから、できれば今回は行っていただいて見聞を広めて、そして村、村民のために利に供するようなことをしていただければなという思いです。質疑終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑はありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） では、ちょっと2点だけ質疑をしたいと思います。

まず1点目、この台湾就航、中華航空の路線でありますけれども、非常に研修目的としてはですね、不向きな時間設置がしてあると思っております。というのは、昼から出かけてその夜は泊まるだけ、あくる日一日あって、もし3日であればですね、特に次の日は朝9時には出てくる、熊本には12時には着くと。非常に行程的にあまりよろしくないというふうに私は思います。現に、我々は去年行ってるわけですが、自費で。非常に台湾、私も何回行っておりますけれども、そういう時間的なものが非常に窮屈ですね、であると思っております。ですから、そのこともあり、また行くならばですね、もっと時間をかけてゆっくり行けるような方法がありはせんかな

というふうに思います。

それから、もう1点は、これ自治法第117条のですね、この議長除籍の該当項目にあたるかどうかですね、この審議するに当たって、そこを何かお尋ねしたいと思いますが。これは局長のほうかな。

10番（松本佳久君） お答えいたします。

まず、目的について、あるいはスケジュール等についてのお尋ねでありましたが、私は今回の台湾研修の詳細はわかりません。しかし、中竹議員も言われましたように、昨年11月でしたか、山江村議会、当時自費研修で熊本高雄、やはりこれも熊本県の肝いりで利用してくれ、利用してくれということで自費研修をいたしました。その時の日程から考えますと、熊本から高雄へ行って、その足で新幹線に乗って台北へ行き、台北で2泊してまた新幹線で高雄へ行って、高雄でちょっと研修をして翌日朝早く帰ってきたような3泊4日の旅であったと思います。今回も熊本高雄が路線ですから、また高雄からどこかへ行かれるのではないかと想像しております。詳しくはわかりません。

2点目の除籍の件は、私はわかりませんが、局長、いかがでしょうか。

除籍の件には当たらないと思います。

8番（中竹耕一郎君） 終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 今回、議員派遣の件に対する修正動議についてであります、今回は主に議長の派遣についての修正動議となっております。確かに、村のですね、限られた予算を使うということで、まずは議会自らこの改革をするということは大変重要なことでもありますし、改革をする、その方向へ向かっていくということですね、良いことではありますけれども、これは議長だけではなく議会全体ですね、その辺のところを今後決めていかなければ、まずは突然にこの短時間で議長の派遣に対しての修正ということはですね、ちょっと急ではないかなと思います。それで、議会改革として議会全体で、例えば村の予算を使うことに対してですね、今後改革へ、このことはそちらのほうでいかすということで、今回についてはちょっと急ではないかなと思いますので、一応その辺のところでございますが、いかがでしょうか。

10番（松本佳久君） ご質疑ありがとうございます。議会活性化委員会等で時間をかけて検討すべきではないかという質疑だったかと思います。ありがとうございます。ただ、この議員派遣の件はただいま議題となっておりますので、この件につきましては、この場で修正案に対するこのご質疑の後、討論や採決があるものだと考

えております。

以上でございます。

4番(西 孝恒君) 終わります。

議長(秋丸安弘君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

討論でありますので、まず修正案に反対の討論がありましたら、反対討論のほうからお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) それでは、討論なしと認めます。

これから、日程17、議員派遣の件を採決を行います。本案に対する松本佳久議員ほか1名から提出された修正案について、起立によって採決いたします。本修正案に賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

議長(秋丸安弘君) 起立多数ですので、お座りください。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正決議した部分を除く原案について採決をいたします。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18 閉会中の継続調査申出書(議会運営委員会、総務常任委員会、経済建設常任委員会)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第18、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、経済建設常任委員会委員長から、会議規則第74条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査をしたいという旨が申し出てありました。よって、委員長申し出のとおり継続審査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおりそれぞれ

れの閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件、条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した事件、条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに決定いたしました。

議長（秋丸安弘君） これで、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

お諮りします。これで本定例会を閉会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、平成27年第7回山江村議会定例会を閉会することにいたします。ありがとうございました。

閉会 午後0時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員